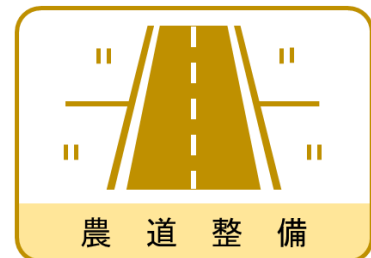
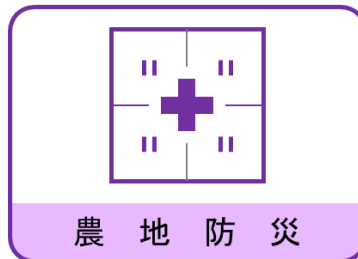
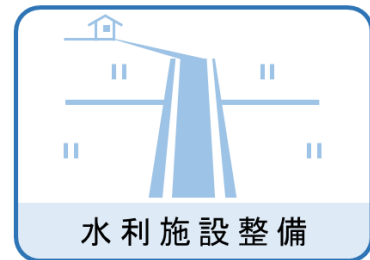
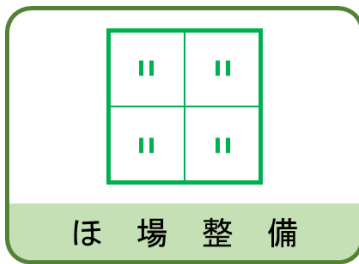


令和6年度

ハンディ手引き

農業農村整備事業



目 次

1. 農業農村整備事業一覧	1
2. 県営・団体営農業農村整備事業	
(1) ほ場の条件整備	4
(2) 農村地域の防災・減災対策	34
(3) 用排水施設の整備・保全対策及び施設の維持管理	66
(4) 農道の整備・保全対策	87
(5) 生産基盤と生活環境の総合整備	93
(6) 生活環境の整備	99
(7) 国営造成施設等の維持管理	105
(8) その他の農村振興対策	107
(9) 負担金償還の対策	108
(10) TPP関連対策	111
3. 国営農業農村整備事業	112
4. 県単事業	115
5. 多面的機能支払交付金	119
6. 災害復旧及び災害関連事業	120
7. 事業計画樹立のための調査計画事業等	
(1) 県が行う調査計画	121
(2) 市町村等が行う調査計画	124
8. 地方財政措置	126
9. 参考資料	
(1) 島根県の地域指定区分図	127

《この手引きを利用するにあたって》

1. 詳細については農業農村整備事業関係実施要綱・要領・補助金交付要綱等を利用してください。
2. 農業農村整備事業全ての事業を記載したものではありません。
3. 目次の「各項目」をクリックすることにより該当ページへジャンプします。
4. 農業農村整備事業一覧の「事業名」をクリックすることにより該当ページへジャンプします。

農業農村整備事業に関するお問い合わせは

■ 東部農林水産振興センター調査計画スタッフ	(0852) 32-5683
■ 西部農林水産振興センター調査計画スタッフ	(0855) 29-5626
■ 隠岐支庁農林水産局調査計画スタッフ	(08512) 2-9659
■ 島根県土地改良事業団体連合会	(0852) 32-4141

1. 農業農村整備事業一覧(目次へ戻る)

種別	補助事業名	農山漁村地域整備交付金事業名	頁
【県営事業・団体営事業】			
ほ場条件の整備	主な県営ほ場整備事業要件の比較		4
	農業競争力強化農地整備事業農地整備事業(経営体育成型・中山間地域型)	農地整備事業(経営体育成型)	5~6
	農業競争力強化農地整備事業農地整備事業(経営体育成型・中山間地域型)における農業経営高度化支援事業	農地整備事業(経営体育成型)における農業経営高度化支援事業	7~8
	農業競争力強化農地整備事業実施計画策定事業(実施計画策定事業・経営体育成促進換地等調整事業)		9
	農地中間管理機構関連農地整備事業		10~11
	畑地等促進整備事業		12
	農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)		13
	農地耕作条件改善事業(高収益作物転換型)		14~15
	農地耕作条件改善事業(スマート農業導入推進型)		16
	農地耕作条件改善事業(病虫害対策型)		17
	農地耕作条件改善事業(水田貯留機能向上型)		18
	農地耕作条件改善事業(土地利用調整型)		19
	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型))	水利施設等整備事業(畑地帯総合整備型)	20~21
	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型))	水利施設等整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)	22~23
	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(高収益作物導入促進型))		24
	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(高収益作物転換型))		25
		農村集落基盤再編・整備事業(農地環境整備型)	26
	農業競争力強化農地整備事業農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	27
		農地整備事業(耕作放棄地型)	28
		農地整備事業(耕作放棄地型)における農業経営高度化支援事業	29
	経営体育成促進事業	30	

ほ場の条件整備	農地集積・集約化対策事業 (機構集積協力金交付事業)における 農地整備・集約協力金交付事業		31
	県単農地集積促進事業		32～33
農村地域の防災 ・ 減 災 対 策	農村地域防災減災事業		34～38
	農村地域防災減災事業(調査計画事業)		39
	農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業)		40
	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)		41～44
	農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業)		45～50
	農村地域防災減災事業 (用排水施設等整備事業)		51～53
	農村地域防災減災事業 (地域防災機能増進事業)		54～55
	農村地域防災減災事業 (農業用河川工作物等応急対策事業)		56
	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業) 地すべり防止工事 地すべり防止施設長寿命化対策工事 関連事業		57
	農村地域防災減災事業 (農村防災施設整備事業)		58～59
	農村地域防災減災事業 (農業水利施設危機管理対策事業)		60
	農村地域防災減災事業 (ため池緊急防災環境整備事業)		61
	土地改良施設突発事故復旧事業		62～63
	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	64～65
用排水施設の整備 ・ 保 全 対 策 及 び 施 設 の 維 持 管 理	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))	水利施設等整備事業(基幹水利施設整備型)	66
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(排水対策特別型))	水利施設等整備事業(排水対策特別型)	67
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全面))	水利施設等整備事業(基幹水利施設保全面)	68
		水利施設等整備事業 (地域農業水利施設保全面)	69
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(農業用水再編対策型))	水利施設等整備事業(農業用水再編対策型)	70
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(地域用水機能増進型))	水利施設等整備事業(地域用水機能増進型)	71
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(水利施設集約再編型))		72
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(低炭素農業水利システム構築型))		73
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(洪水調整機能強化型))		74

用排水施設の整備 ・保全対策及び 施設の維持管理	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(農地集積促進型))		75～76
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(簡易整備型))		77
	水利施設等保全高度化事業 (実施計画策定事業)		78
	農業水路等長寿命化・防災減災事業		79～82
	土地改良施設維持管理適正化事業		83～86
農道の整備 ・保全対策		農地整備事業 (通作条件整備 一般農道整備)	87～88
	地方創生道整備交付金 (地方創生推進交付金 道の整備事業)		89
		農地整備事業 (通作条件整備 基幹農道整備)	90
	農村整備事業(農道・集落道整備事業)		91
	農村整備事業(計画策定等事業)		92
生産基盤と生活 環境の総合整備	中山間地域農業農村総合整備事業		93～94
		農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型)	95～98
生活環境の整備	農業集落排水資源循環統合補助事業	農業集落排水事業	99
	地方創生推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 (農業集落排水事業)		100
		地域用水環境整備事業	101～102
	農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)		103
	農村整備事業(計画策定事業)		104
国営造成施設 等の維持管理	水利施設管理強化事業		105
	基幹水利施設管理事業		106
その他の農村 振興対策	農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策)		107
負担金償還の対策	農家負担金軽減支援対策事業 (水田・畑作経営所得安定対策等支援事業)		108
	農家負担金軽減支援対策事業 (災害被災地域土地改良負担金償還助成事業)		109
	農家負担金軽減支援対策事業 (農地有効利用推進支援事業)		110
TPP関連対策	TPP関連農業農村整備対策		111

2. 県営・団体営農業農村整備事業(目次へ戻る)

(1) ほ場条件の整備

■ 主な県営ほ場整備事業要件の比較(中山間地域・離島の場合)

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業	農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業)
① 受益面積	5ha 以上	10ha 以上
② 工種	区画整理・暗渠排水・農業用排水施設 農道・客土・農用地造成等 ※いずれか1つ以上を実施	区画整理・暗渠排水・農業用排水施設 農道・客土・農用地造成等 ※2つ以上を総合的に実施または区画整理、 暗渠排水のいずれかを1つ以上実施
③ 担い手への集積率	100%	50%以上、(80%以上※2)
④ 団地面積	50a 以上	要件なし
⑤ 中間管理権設定	15 年以上の契約 100%	必須ではない
⑥ 担い手	認定農業者、認定新規就農者、 市町村の基本構想水準到達者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、 市町村の基本構想水準到達者、 地域内の農業を担う者のうち市町村の認める者
⑦ 販売額向上※	20%以上向上	事業申請時の審査項目
⑧ 生産コスト削減※	20%以上削減かつ 9,600 円/60kg(米)以下 等	事業申請時の審査項目
⑨ 農家負担軽減措置	農家負担ゼロ	集積割合に応じて最大ゼロ
⑩ 負担割合	国 62.5%: 県 27.5%: 市町 10%: 農家 0%	国 55%: 県 27.5%: 市町 10%: 農家 7.5%
⑪ 農家負担軽減措置 の注意点	事業費に対する農家負担はゼロとなる	農家負担分は集積率が確認できた後に「集積促進費」として交付されるため、交付までの間の利子負担が必要
⑫ 関連事業の活用	事業実施に際し、「 TPP 等関連農業農村整備対策 」を活用して基盤整備を推進するため、同対策のうち「大区画化・汎用化」または「畑地化・汎用化」のいずれかの要件を満たす必要がある	

※1 農地中間管理機構関連農地整備事業において、⑦、⑧はいずれかを満たすこと

※2 令和6年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区又は令和9年度以降に採択する地区について適用。

■ 島根県における実施要件

県営ほ場整備事業における国際水準GAP・美味しまね認証取得の要件化

【要件化事業】農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業

【取得対象認証】国際水準GAP(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP)又は美味しまねゴールド

【取得要件】

- ・ 農地集積の対象となるすべての担い手が、事業で整備(区画整理)が完了したほ場での営農開始後1年以内に取得
- ・ 「1年以内」とは、営農開始年度の翌年度末まで
- ・ 取得対象品目は事業により整備されたほ場で栽培される主な品目で取得することを基本

■ 島根県の県営ほ場整備事業新規要望地区の取り扱い

- ・ ほ場整備事業の採択にあたっては、安定的な収益の確保が期待でき、米以外の作物についての経験が少ない農業者でも取り組みやすい高収益作物として水田園芸県推進6品目に取り組みやすい地区を優先的に採択
- ・ なお、6品目以外の作物でも、6品目と同等以上の収益性が期待される品目を一定以上作付けする計画であれば、同様に取り扱う

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 (経営体育成型・中山間地域型)			
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業 (経営体育成型)			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要となる生産基盤整備を経営体の育成を図りながら実施する。</p> <p>① 農業生産基盤整備事業のうち、以下の2以上の事業を実施(エ、オは単独でも可) ア 農業用排水施設整備 イ 農道整備 ウ 客土 エ 暗渠排水 オ 区画整理 カ 除礫キ 農用地造成</p> <p>② 農業生産基盤整備事業と併せて実施できる事業(密接な関連必要) ・ 農業生産基盤整備附帯事業…土壌改良事業、高付加価値農業施設移転等事業、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備、埋蔵文化財調査事業 ・ 農業経営高度化支援事業…高度土地利用調整事業、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上支援事業、水田貯留機能向上推進事</p>			
要件	<p>1. 受益面積の合計が概ね 20ha(中山間地域型の場合は概ね 10ha)以上であること。</p> <p>2. 以下の計画が策定されていること (1)「農業競争力強化基盤整備計画」が策定されていること。(農山漁村地域整備交付金は対象外) (2)「基盤整備関連経営体育成等促進計画」及び「農用地利用集積促進土地改良整備計画」が策定されていること。 (3) 農業経営高度化支援事業を行うときは、「農業経営高度化計画」が策定されていること。 (4) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、「水田貯留機能向上計画」が策定されていること。</p> <p>3. 別紙に示すアからウのうち、いずれかの要件を満たすこと。(P.6) <担い手の定義> (1) 認定農業者 (2) 経営面積が 3.5ha 以上の農家又は常時従業者 1 人当たり 3.5ha 以上の農地所有の各法人等で促進計画の目標年度までに認定業者となることが確実に見込まれること (3) オペレーター 1 人当たり基幹 3 作業面積が 3.5ha を超える生産組織で促進計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること (4) 促進計画の目標年度までに特定農業団体等となることが確実に見込まれる集落営農組織 (5) 農地所有適格法人等を除く法人において、当該事業の目標年度に認定農業者となることが確実に見込まれるものとして市町村長が認定するものであること (6) 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であること。 (7) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めたものであること</p> <p>4. 農業競争力強化農地整備事業においては、以下の要件のいずれかを満たすこと。 ・ 国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となって行う事業であること。(国営事業関連区分) ・ 受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50%以上となることが確実に見込まれるものであること。(農地集積促進区分) ・ 高収益作物の導入・生産拡大又は集落営農組織等の設立・法人化もしくは農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。(高付加価値化等促進区分)</p>			
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙 1(農地整備事業に係る運用) 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 1-1 (農地整備事業に係る運用)、別紙 1-2 (農地整備事業に係る取扱い)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業 農業生産基盤整備附帯事業	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)
	農業経営高度化支援事業	別紙のとおり		
適用	1. 上記()は 5法、特別豪雪、旧急傾斜、指定棚田			

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(経営体育成型・中山間地域型)
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(経営体育成型)
要件	<p>要件は以下のとおり</p> <p>ア:別紙1(農地整備事業に係る運用)第5の1の(2)のア 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める担い手の経営農用地面積の割合が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以前に本事業の実施に向けた計画策定に着手した地区又は令和8年度以前に採択する地区 <ul style="list-style-type: none"> ①現況 40(20)%未満 →50(30)%以上へ ②現況 40(20)%以上～50%未満→10パーセントポイント以上引き上げ ③現況 50%以上～55%未満→60%以上へ ④現況 55%以上～90%未満→5パーセントポイント以上引き上げ ⑤現況 90%以上～95%未満→95%以上へ ⑥現況 95%以上 →同等かそれ以上 ※() 書きは交付金の場合 ・令和6年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区又は令和9年度以降に採択する地区 <ul style="list-style-type: none"> ①現況 80%未満 → 80%以上へ ②現況 80%以上 90%未満 → 5パーセントポイント以上引き上げ ③現況 90%以上 95%未満 → 95%以上へ ④現況 95%以上 → 同等かそれ以上 <p>イ:別紙1(農地整備事業に係る運用)第5の1の(2)のイ 生産基盤事業等の完了時において、受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、担い手農地集約化率が事業開始時に対し、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 23(13)%未満 → 30(20)%以上へ ② 23(13)%以上～35%未満 → 7パーセントポイント以上引き上げ ③ 35%以上～38.5%未満 → 42%以上へ ④ 38.5%以上～63%未満 → 3.5パーセントポイント以上引き上げ ⑤ 63%以上～66.5%未満 → 66.5%以上へ ⑥ 66.5%以上 → 同等かそれ以上へ <p>※() 書きは交付金の場合</p> <p><集約化要件> 同一の担い手によって耕作される農用地が1ha以上のまとまりを構成していること。尚、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するのに支障のないものとして以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの。 (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの。 (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低差が作業の継続に影響のないもの。 (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの。 <p>ウ:別紙1(農地整備事業に係る運用)第5の1の(2)のウ 事業完了時点において、以下の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地所有適格法人等の設立 <ul style="list-style-type: none"> ①農地所有適格法人が存在しない地区 生産基盤整備事業等(中心経営体農地集積促進事業除く。以下同じ。)の完了時に経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人。 ②農地所有適格法人が存在する地区 事業採択時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区については、生産基盤整備事業等の完了時に、当該農地所有適格法人が特定農業法人として経営基盤強化促進法に基づく農用地利用規定に定められ、経営所得安定対策の加入者となる。 ※事業採択時について、生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して、農業経営高度化支援事業のうち高度土地利用調整事業を実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時を事業採択時とする。 (2) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める上記で規定した農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合(農用地利用集積率)が、50%以上(交付金の場合は30%以上)となること。

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 (経営体育成型・中山間地域型)における農業経営高度化支援事業			
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業 (経営体育成型)における農業経営高度化支援事業			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>経営体育成基盤整備事業の基盤整備の実施にあたって、地域農業の構造改革の加速化に資するため、面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化を図ることにより、認定農業者や集落営農などの担い手の育成・確保を推進する。</p> <p>①高度土地利用調整事業 ア:指導事業(事業主体:県、県土地改良事業団体連合会)・・・土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県等が行う普及・指導活動 イ:調査・調整事業(事業主体:県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等)・・・関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>②中心経営体農地集積促進事業(事業主体:県、市町村、土地改良区) 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>③耕地利用高度化推進事業(事業主体:県、市町村) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>④水田貯留機能向上支援事業 ア:指導事業(事業主体:県、県土地改良事業団体連合会)・・・水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 イ:調査・調整事業(事業主体:県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等)・・・関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>⑤水田貯留機能向上推進事業(事業主体:県、市町村) 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p>			
要件	<p>②中心経営体農地集積促進事業 促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める中心経営体の経営農用地の面積の割合が 55% (交付金の場合は 35%)以上となること。</p> <p>④水田貯留機能向上支援事業、⑤水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上計画が策定されており、受益面積の 50%以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下ア～ウに掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。 ア:流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。 イ:治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。 ウ:地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの。</p>			
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙 1(農地整備事業に係る運用) 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 1-1 (農地整備事業に係る運用)、別紙 1-2 (農地整備事業に係る取扱い)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
①高度土地利用調整事業	ア:指導事業	50(55)	50(45)	0(0)
	イ:調査・調整事業	50(55)	0(0)	50(45)
②中心経営体農地集積促進事業		50(55)	50(45)	0(0)
③耕地利用高度化推進事業		50(55)	27.5(27.5)	22.5(17.5)
④水田貯留機能向上支援事業	ア:指導事業	未定	未定	未定
	イ:調査・調整事業	未定	未定	未定
⑤水田貯留機能向上推進事業		未定	未定	未定

適 用	<p>1. 上記()は 5法、特別豪雪、旧急傾斜、指定棚田</p> <p>2. 調査・調整事業の助成限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。 60ha未満 1,500千円 60ha以上200ha未満 2,000千円 200ha以上 4,000千円</p> <p>3. 促進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費(基盤整備に係るもののみとし、地元負担が生じない工種、減免対象の事業費は対象外)に下表の助成割合を乗じた額とする。</p> <p>4. ④は受益面積に応じて最大400万円/年の定額補助(受益面積区分は上記2のとおり)</p> <p style="text-align: center;">【中心経営体農地集積促進事業】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">《農業競争力強化農地整備事業》</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">《農山漁村地域整備交付金》</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">中心経営体集積率</th> <th style="text-align: left;">助成割合</th> <th style="text-align: left;">集約化加算※</th> <th style="text-align: left;">中心経営体集積率</th> <th style="text-align: left;">助成割合</th> <th style="text-align: left;">集約化加算なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%以上 65%未満</td> <td>… 5.5%</td> <td>+1.0% (計 6.5%)</td> <td>35%以上 45%未満</td> <td>… 3.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65%以上 75%未満</td> <td>… 6.5%</td> <td>+2.0% (計 8.5%)</td> <td>45%以上 55%未満</td> <td>… 4.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%以上 85%未満</td> <td>… 7.5%</td> <td>+3.0% (計 10.5%)</td> <td>55%以上 65%未満</td> <td>… 5.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>… 8.5%</td> <td>+4.0% (計 12.5%)</td> <td>65%以上 75%未満</td> <td>… 6.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>75%以上</td> <td>… 7.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。 ※最大12.5%の促進費となるが、県の継ぎ足し補助は農家負担の7.5%分までとする。(市町がガイドラインどおり負担した際の農家負担率を限度とする)</p> <p>5. 耕地利用高度化推進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。</p> <p>6. 上記中山間地域型は 農業競争力強化農地整備事業実施要領第5の2の(1)の要件を満たす場合</p>	《農業競争力強化農地整備事業》			《農山漁村地域整備交付金》			中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算なし	55%以上 65%未満	… 5.5%	+1.0% (計 6.5%)	35%以上 45%未満	… 3.5%		65%以上 75%未満	… 6.5%	+2.0% (計 8.5%)	45%以上 55%未満	… 4.5%		75%以上 85%未満	… 7.5%	+3.0% (計 10.5%)	55%以上 65%未満	… 5.5%		85%以上	… 8.5%	+4.0% (計 12.5%)	65%以上 75%未満	… 6.5%					75%以上	… 7.5%	
《農業競争力強化農地整備事業》			《農山漁村地域整備交付金》																																								
中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算なし																																						
55%以上 65%未満	… 5.5%	+1.0% (計 6.5%)	35%以上 45%未満	… 3.5%																																							
65%以上 75%未満	… 6.5%	+2.0% (計 8.5%)	45%以上 55%未満	… 4.5%																																							
75%以上 85%未満	… 7.5%	+3.0% (計 10.5%)	55%以上 65%未満	… 5.5%																																							
85%以上	… 8.5%	+4.0% (計 12.5%)	65%以上 75%未満	… 6.5%																																							
			75%以上	… 7.5%																																							

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 実施計画等策定事業（実施計画策定事業・経営体育成促進換地等調整事業）				
交付金名					
事業主体	県 営 ・ 団 体 営				
事業内容	<p>1. 実施計画策定事業 事業実施に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。</p> <p>2. 経営体育成促進換地等調整事業 農地整備事業等の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めて行くための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、以下の業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧、⑬の業務については必須の業務とする。</p> <p>① 地区内農地等状況調査 ② 農用地集団化促進基本計画作成 ③ 従前地面積測定 ④ 合意形成促進 ⑤ 地区内アンケート調査 ⑥ 財産管理制度活用 ⑦ 地区内ゾーン設定調整 ⑧ 地域営農構想作成 ⑨ 経営体育成方針作成 ⑩ 創設農用地・増歩換地調整 ⑪ 非農用地換地関係調整 ⑫ 交換分合基準含み換地調整 ⑬ 換地設計基準作成 ⑭ 換地計画素案作成 ⑮ 経営体育成換地調整</p>				
要件	<p>1. 実施計画策定事業 農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。</p> <p>2. 経営体育成促進換地等調整事業 農地整備事業等が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるもの。ただし、「⑮経営体育成換地調整」は、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。</p>				
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱				
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）、経営体育成促進換地等調整事業実施要領				
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱				
補助率	区分	国	県	その他	
	実施計画策定事業	定額助成	100	-	-
		定率助成	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)
	経営体育成促進換地等調整事業	50 (55)	0 (0)	50 (45)	
適用	<p>実施計画策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額助成については、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うものに適用(上限 5,000 万円) ・ ()内の率は5法(過疎、山振、離島、半島、特農)指定地域、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、指定棚田地域に適用 <p>経営体育成促進換地等調整事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ()内の率は5法(過疎、山振、離島、半島、特農)指定地域、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、指定棚田地域に適用 				

補助事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業(一般型)				
交付金名					
事業主体	県 営・団体 営				
事業内容	<p>農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業を実現することを目的とする。</p> <p>① 農業生産基盤整備事業…農業用排水施設設置整備事業、農道整備事業、区画整理事業、農用地造成、暗渠排水事業、客土事業、除礫</p> <p>② 農業生産基盤整備附帯事業…土壌改良事業、高付加価値農業施設移転等事業、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備、埋蔵文化財調査事業</p> <p>③ 農業経営高度化支援事業…指導事業、調査・調整事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上支援事業、水田貯留機能向上推進事業</p> <p>④ 機構集積推進事業…機構集積推進事業</p> <p>⑤ 実施計画策定事業</p> <p>⑥ 経営体育性促進換地等調整事業…農用地集積促進のために必要な調査・調整、換地設計基準の作成</p>				
要件	<p>1. 「集積・集団化等促進基盤整備計画」が策定されていること。</p> <p>2. 以下に示す要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業施行地域内の農用地の全てについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。</p> <p>(2) 受益面積について、事業施行地域内農用地面積の合計が概ね 10ha(中山間地域の場合は概ね 5ha)以上であること。事業施行地域内農用地は、概ね 1ha 以上(中山間地域及び樹園地にあつては、概ね 0.5ha 以上)のまとまりを有すること。</p> <p>(3) 事業施行地域内農用地について機構が土地改良法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権のすべての存続期間若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が 15 年以上であること。</p> <p>(4) 前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。</p> <p>(5) 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後 5 年以内にその農地の 8 割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。また、事業実施前から目標年度(事業完了後 5 年以内)にかけ、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ概ね 50 パーセントポイント以上向上すること。但し別紙 1 第 5 の 2 の (1) のイに定める要件を全て満たす場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 事業完了後 5 年以内(果樹等については 10 年以内)に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が 20 パーセント以上向上すること。但し、収益性の向上に係る要件の細目については、別紙 1 第 5 の 2 の (2) に示すとおりとする。</p> <p>3. 実施計画策定事業については以下に示す要件を満たすこと。 農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区とする。</p> <p>4. 経営体育成促進換地等調整事業については以下に示す要件を満たすこと。 農地整備事業が確実に行われる予定の地区であり、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、「経営体育成換地調整」については、農地整備事業等を実施中の地区とする。</p>				
実施要綱	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱				
実施要領	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領、経営体育成促進換地等調整事業実施要領				
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱				
補助率	区分	国	県	その他	
	農業生産基盤整備事業、附帯事業	62.5	27.5	10	
	農業経営高度化支援事業	指 導	62.5	37.5	0
		調 査・調 整	62.5	0	37.5
		耕 地 利 用 高 度 化 推 進	62.5	27.5	10
		水田貯留機能 向上支援事業	未定	未定	未定
		水田貯留機能 向上推進事業	未定	未定	未定
	実施計画策定事業	定 額 助 成	100	-	-
		定 率 助 成	62.5	25	12.5
	経営体育成促進換地等調整事業	62.5	0	37.5	
適 用	<p>1. 農業生産基盤整備事業、附帯事業、営農環境整備事業の国負担率 62.5%の内、6法指定等地域(6法、特別豪雪、旧急傾斜、指定棚田)については 7.5%を、その他一般地域については 12.5%を機構集積推進事業により国が負担。</p> <p>2. 実施計画策定事業の定額助成については、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うものに適用(上限 5,000 万円)</p>				

補助事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業(一般型)
交付金名	
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
要件	<p>要件は以下のとおり</p> <p>1. 別紙1(農地整備事業に係る運用)第5の2の(1)のイ</p> <p>(ア)目標年度において次のいずれかを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 米の生産コストが60キログラム当たり概ね9,600円を下回ることが見込まれること。 b. 作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10パーセント以上増加することが見込まれること、または、作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物にかかる作物生産額が概ね50パーセント以上増加することが見込まれること。 <p>(イ)事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。</p> <p>(ウ)事業実施前の担い手の農用地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれも概ね80パーセント以下であること。</p> <p>2. 別紙1(農地整備事業に係る運用)第5の2の(2)</p> <p>事業完了後5年以内(果樹等については10年以内)に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ア. 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。 イ. 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合には、別紙1第5の2の(1)のイの(ア)のaを満たすことが見込まれること。 ウ. 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、別紙1第5の2の(1)のイの(ア)のa又はbのいずれかを満たすことが見込まれること。

事業名	畑作等促進整備事業			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営 ・ 農 業 法 人			
事業内容	<p>畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援し、もって農業競争力及び食料安全保障の強化を行う。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>1. 定額助成 「ハード」①ほ場の区画拡大(畦畔除去等) ②暗渠排水 ③湧水処理 ④末端畑地かんがい施設 ⑤土層改良 ⑥更新整備 ⑦畑地転換工 「ソフト」⑧条件改善推進費 ⑨高収益作物転換推進費 ⑩新植・改植支援 ⑪幼木管理支援 ⑫経営継続発展支援 ⑬園芸作物モデル産地形成支援 ⑭産地形成支援事業</p> <p>2. 定率助成 「ハード」(1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成 (7)農用地の保全 (8)営農環境整備支援 (9)スマート農業導入支援(GNSS 基地局整備) (10)小規模園地整備 (11)粗放的農地利用整備 (12)管理省力化支援 (13)高付加価値農業施設支援(低コスト耐候性ハウスの設置) 「ソフト」(14)スマート農業導入支援(技術導入) (15)品質向上支援 (16)条件改善促進支援 (17)高収益作物導入支援 (18)機械作業体系導入支援 (19)労働生産性向上技術導入支援 (20)指導</p> <p>※定額ハード事業の活用は、農業者自らが施行の一部を担う必要がある。 ※ソフト事業はハード事業の受益地を事業の実施区域とする。</p>			
要件	<p>1. 受益者数が1地区農業者2者以上</p> <p>2. 事業費(ハード)1地区2,000千円以上</p> <p>3. ハード事業5年以内、ソフト事業5年以内</p> <p>4. 事業実施後は全ての農地で水稲以外の作物を作付けすること(地目転用は不要)</p> <p>5. 畑作等促進整備計画(生産額の増加、収量の増加、作付面積の増加又は生産コストの低減のいずれか1つ以上を目標に設定)を策定すること</p> <p>6. 目標年度(ハード事業完了から5年以内)に達成状況報告が必要</p> <p>【低コスト耐候性ハウスを設置する場合の留意点】</p> <p>(1)区画整理や暗渠排水等の基盤整備とあわせてハウスの設置又は撤去が可能(ハウスのみの設置は不可)</p> <p>(2)高付加価値農業施設支援に係る費用はハード事業の過半の範囲内とする</p> <p>(3)支援対象となるハウスは共同利用するものに限る</p>			
実施要綱	畑作等促進整備事業交付金交付等要綱			
実施要領	畑作等促進整備事業実施要領			
交付要綱	畑作等促進整備事業交付金交付等要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	(1)～(10)、(16) 定率助成(県営)	50(55)	27.5	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	その他の事業種類	未	未	未
定 額 助 成	①～⑦、⑩～⑫、⑭の 事業 1/2 程度	—	—	①～⑦、⑩～⑫、⑭の事業 1/2 程度 (農業者が支出した労務費、材料費 等も含む)
	⑧～⑨、⑬の事業 100	—	—	—
<p>・定率助成 ()内の率は、中山間地域に適用</p> <p>・定額助成 単価は実施要領参照</p>				
適 用	<p>受益地内の全ての水稲(耕作放棄地を除いて受益地の過半を水田が占める必要がある)を畑作物・園芸作物に転換した場合^{※1}</p> <p>・定率事業について、ガイドライン^{※2}上の農家負担額を上限とする推進費を交付(定率助成の補助率嵩上げ)</p> <p>・定額事業について、工事費単価を10/10相当に引上げ</p> <p>※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外</p> <p>※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針</p>			

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	地域内農地集積型			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を行う。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>1. 定額助成 ①田の区画拡大(水路の変更を伴わない) ②田の区画拡大(水路の変更を伴う) ③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない) ④畑の区画拡大(水路の変更を伴う) ⑤暗渠排水⑥湧水処理 ⑦末端畑地かんがい施設 ⑧土層改良(エ.暗渠排水、オ.客土、カ.除礫)⑨更新整備(ア.用水路、イ.排水路、ウ.農作業道、エ.特認事業) ⑩畑作転換工 『⑪条件改善推進費※』</p> <p>2. 定率助成 『(1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成 (7)農用地の保全 (8)営農環境整備支援 (12)管理省力化支援 (13)品質向上支援※ (14)条件改善促進支援※』(19)指導※ 県営は、『 』内のみ実施可 ※はハード事業と一体的に実施する場合に限り実施可</p>			
要件	<p>1. 農地中間管理機構との連携概要の策定</p> <p>2. 地域内農地集積促進計画の作成</p> <p>3. 農地耕作条件改善計画の策定</p> <p>4. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上 事業費(ハード)1地区 50,000 千円以上〔県営要件〕</p> <p>5. 受益者数 1 地区 2 者以上</p> <p>6. 受益面積 10ha 以上〔県営要件〕</p> <p>7. 受益が営農上のつながりのある範囲内〔県営要件〕</p> <p>8. 定率助成(3)土層改良により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>9. 定率助成(20)農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加え、実施要項第6-1-(7)ア～エ全てを満たすこと</p> <p>【定額助成(①～⑩)の事業を行う場合の留意点】 農業基盤整備促進事業に同じ ※なお、県営により農地集積・集約化対策事業実施要綱第3-2-(4)の農地整備・集約協力金交付事業の協力金の交付を受ける場合は、同要綱に掲げる要件によるほか、事業費(ハード)1 地区 50,000 千円以上とする。</p>			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	27.5	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	定額助成	①～⑩の事業 1/2 程度 ⑪の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
	・定率助成 ()内の率は、6法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用 ・定額助成 ①～⑩の単価は実施要領参照、⑪は 300 万円/実施年			
適用	団体営事業に限り、一定の要件を満たせば県単農地集積促進事業の「集落農地集積促進事業」、「水田園芸拠点産地形成促進事業」、「担い手不在集落解消促進事業」において促進費の活用が可能。詳細については、県単農地集積促進事業のページ(33～34P)を参照。			

事業名	農地耕作条件改善事業
型	高収益作物転換型
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	<p>農地中間管理機構による担い手への農地の集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>1. 定額助成</p> <p>①田の区画拡大(水路の変更を伴わない) ②田の区画拡大(水路の変更を伴う) ③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない) ④畑の区画拡大(水路の変更を伴う) ⑤暗渠排水⑥湧水処理 ⑦末端畑地かんがい施設 ⑧土層改良(Ⅰ.暗渠排水、Ⅱ.客土、Ⅲ.除礫)⑨更新整備(Ⅶ.用水路、Ⅷ.排水路、Ⅸ.農作業道、Ⅹ.特認事業) ⑩畑作転換工〔⑪条件改善推進費※⑫高収益作物転換推進費※〕</p> <p>2. 定率助成</p> <p>『(1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成 (7)農用地の保全 (8)営農環境整備支援 (12)管理省力化支援 (13)品質向上支援※ (14)条件改善促進支援※ (15)高収益作物導入支援※ (16)高付加価値農業施設導入支援 (19)指導※ (21)高収益作物導入促進費 (22)高収益作物導入推進費』</p> <p>県営は、『』内のみ実施可</p> <p>※はハード事業と一体的に実施する場合に限り実施可</p>
要件	<p>1. 農地中間管理機構との連携概要の策定(重点実施区域等で事業を実施する場合)</p> <p>2. 高収益作物転換促進計画の作成</p> <p>3. 農地耕作条件改善計画の策定</p> <p>4. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上 事業費(ハード)1地区 30,000 千円以上〔県営要件〕</p> <p>5. 受益者数1地区2者以上</p> <p>6. ハード事業受益の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換</p> <p>7. 受益面積5ha以上〔県営要件〕</p> <p>8. 受益が営農上のつながりのある範囲内〔県営要件〕</p> <p>9. 定率助成(3)土層改良により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>10. 定額助成(13)新植・改植支援から(15)経営継続発展支援まで並びに定率助成(10)小規模園地整備から(17)機械作業体系導入支援を実施する場合には、他の補助事業と重複して実施することはできない</p> <p>11. 農地集積促進型の要件9に同じ。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない</p> <p>12. 定率助成(21)高収益作物導入促進費の交付を受ける場合には、高収益作物転換促進計画に定める目標年度において受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること</p> <p>13. 定率助成(22)高収益作物導入推進費の交付を受ける場合には、対象農地が事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること</p> <p>14. 定率助成(20)農地整備・集約推進費から(22)高収益作物導入推進費までは重複して交付を受けることはできない</p> <p>【定額助成(①～⑨)の事業を行う場合の留意点】 農業基盤整備促進事業に同じ</p> <p>※なお、県営により農地集積・集約化対策事業実施要綱第3-2-(4)の農地整備・集約協力金交付事業の協力金の交付を受ける場合は、同要綱に掲げる要件によるほか、事業費(ハード)1地区30,000千円以上とする。</p>
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱

補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	27.5	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	定額助成	①～⑩の事業 1/2程度 ⑪⑫の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2程度(農業者が 支出した労務費、材料費等も含む) —
	<p>・定率助成 ()内の率は、6法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑨、⑪は地域内農地集積型に同じ、⑫はハード事業受益地内の作付面積のうち、新たな高収益作物への転換割合に応じて、300万円～500万円/実施年</p>			
適用	<p>団体営事業に限り、一定の要件を満たせば県単農地集積促進事業の「集落農地集積促進事業」、「水田園芸拠点産地形成促進事業」、「担い手不在集落解消促進事業」において促進費の活用が可能。 詳細については、県単農地集積促進事業のページ(33～34P)を参照。</p>			

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	スマート農業導入推進型			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>(1) 定率助成の(9)スマート農業導入支援の(ア)GNSS基地局整備</p> <p>(2) 定率助成の(9)スマート農業導入支援の(イ)先進的省力化技術導入支援、(ウ)調査・調整、実施計画策定支援、(19)指導</p> <p>(3) 定額助成の①田の区画拡大(水路の変更を伴わない)、②田の区画拡大(水路の変更を伴う)、③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない)、④畑の区画拡大(水路の変更を伴う)、⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良、⑨更新整備(ア.用水路、イ.排水路、ウ.農作業道、エ.畦畔、オ.客土、カ.特認事業)及び定率助成の(1)農業用排水施設、(2)暗渠排水、(3)土層改良、(4)区画整理、(5)農作業道等、(6)農地造成、(7)農用地の保全、(8)営農環境整備支援、(12)管理省力化支援。</p> <p>(4) 定額助成の⑩条件改善推進費及び定率助成の(13)品質向上支援、(14)条件改善促進支援</p> <p>※(2)、(3)及び(4)については(1)と一体的に実施する場合に限り実施可、また、(4)については(3)とも関連して併せて実施する場合に限り実施可。</p>			
要件	<p>1. 農地中間管理機構との連携概要の策定(重点実施区域等で事業を実施する場合)</p> <p>2. スマート農業導入推進計画の作成</p> <p>3. 農地耕作条件改善計画の策定</p> <p>4. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上</p> <p>5. 受益者数 1 地区 2 者以上</p> <p>6. 県営事業で整備した複数のほ場整備地区を対象として、広域的に実施するものであること〔県営要件〕</p> <p>7. 標準区画1ha以上の大区画で整備されていること〔県営要件〕</p> <p>8. 定率助成(3)土層改良により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>【定額助成(①～⑨)の事業を行う場合の留意点】</p> <p>農業基盤整備促進事業に同じ</p>			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	27.5	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	定額助成	①～⑩の事業 1/2 程度 ⑪の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
	<p>・定率助成 ()内の率は、6 法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑪は地域内農地集積型に同じ</p>			
適用				

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	病害虫対策型			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>[1]定額助成の事業種類の欄の⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑧土層改良のア.反転耕からエ.暗渠排水まで及び⑨更新整備のイ.排水路並びに定率助成の事業種類の欄の(1)農業用排水施設から(3)土層改良までに掲げる内容のものを実施するもの</p> <p>[2]定額助成の事業種類の欄の①田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)から④田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)まで、⑦末端畑地かんがい施設、⑧土層改良のオ.客土及びカ.除礫並びに⑨更新設備のア.用水路及びウ.農作業道からカ.特認事業まで並びに定率助成の事業種類の欄の(4)区画整理から(8)営農環境整備支援まで及び(12)管理省力化支援に掲げる内容のものを実施するもの</p> <p>[3]定額助成の事業種類の欄の⑪条件改善推進費に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)品質向上支援、(14)条件改善促進支援及び(19)指導に掲げる内容のものを実施するもの</p> <p>※[1]の内容及び[1]と密接な関連があり一体的に実施する[2]又は[3]の内容のものとする。ただし、[3]を実施する場合は、[2]と密接に関連して併せて行うもののみ実施可。</p>			
要件	<p>1. 病害虫対策計画の策定</p> <p>2. 農地耕作条件改善計画の作成</p> <p>3. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上</p> <p>4. 受益者数1地区 2 者以上</p> <p>5. 定率助成(3)土層改良により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>【定額助成(①～⑨)の事業を行う場合の留意点】 農業基盤整備促進事業に同じ</p>			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	定率助成(県営)		未	未
	定率助成(団体営)		未	未
	定 額 助 成	①～⑩の事業 1/2 程度 ⑪の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
	<p>・定率助成 ()内の率は、6 法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑪は地域内農地集積型に同じ</p>			
適 用				

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	水田貯留機能向上型			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業を行う。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>[1]定額助成の事業種類の欄の①田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)から⑦末端畑地かんがい施設まで、⑧土層改良のオ.客土及びカ.除礫並びに⑨更新整備並びに定率助成の事業種類の欄の(1)農業用排水施設から(8)営農環境整備支援まで及び(12)管理省力化支援に掲げる内容のものを実施するもの</p> <p>[2]定額助成の事業種類の欄の⑪条件改善推進費に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)品質向上支援、(14)条件改善促進支援及び(19)指導までに掲げる内容のものを実施するもの</p> <p>※[1]の内容及び[1]と密接な関連があり一体的に実施する[2]の内容のものとする。</p>			
要件	<p>1. 農地中間管理機構との連携概要の策定</p> <p>2. 水田貯留機能向上計画の作成</p> <p>3. 農地耕作条件改善計画の策定</p> <p>4. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上</p> <p>5. 受益者数 1 地区 2 者以上</p> <p>6. 定率助成(3)土層改良により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、共同利用機器導入計画を作成</p> <p>【定額助成(①～⑨)の事業を行う場合の留意点】 農業基盤整備促進事業と同じ</p>			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	未	未
	定率助成(団体営)	50(55)	未	未
	定 額 助 成	①～⑩の事業 1/2 程度 ⑪の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
<p>・定率助成 ()内の率は、6 法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑪は地域内農地集積型と同じ</p>				
適用				

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	土地利用調整型			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施するを行う。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>[1]定額助成の事業種類の欄の①田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)から⑦末端畑地かんがい施設まで、⑧土層改良のオ.客土及びカ.除礫並びに⑨更新整備並びに定率助成の事業種類の欄の(1)農業用排水施設から(8)営農環境整備支援まで、(11)粗放的農地利用整備及び(12)管理省力化支援に掲げる内容のものを実施するもの</p> <p>[2]定額助成の事業種類の欄の⑩条件改善推進費に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)品質向上支援、(14)条件改善促進支援及び(19)指導までに掲げる内容のものを実施するもの</p> <p>※[1]の内容及び[1]と密接な関連があり一体的に実施する[2]の内容のものとする。</p>			
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地中間管理機構との連携概要の策定 2. 土地利用調整計画の作成 3. 農地耕作条件改善計画の策定 4. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上 5. 受益者数1地区 2 者以上 6. 受益が営農上のつながりのある範囲内〔県営要件〕 7. 定率助成(3)土層改良により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、共同利用機器導入計画を作成 <p>【定額助成(①～⑨)の事業を行う場合の留意点】 農業基盤整備促進事業に同じ</p>			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	未	未
	定率助成(団体営)	50(55)	未	未
	定 額 助 成	①～⑩の事業 1/2 程度 ⑪の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
<p>・定率助成 ()内の率は、6 法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑪は地域内農地集積型に同じ</p>				
適用				

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型))																				
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(畑地帯総合整備型)																				
事業主体	県 営																				
事業内容	<p>畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画に基づき事業を実施する場合(以下、「担い手育成対策」という)</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備事業のうち(1)から(3)のうち1つ以上実施 <ol style="list-style-type: none"> 農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 1と併せて実施できる事業(密接な関連が必要) <ol style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備事業 <ol style="list-style-type: none"> 客土事業 (2)暗渠排水事業 (3)除礫 (4)農用地造成 (5)農地保全 農業生産基盤整備附帯事業 <ol style="list-style-type: none"> 土壤改良事業 (2)高付加価値農業施設移転等事業 (3)交換分子*1 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5)埋蔵文化財調査事業 営農環境整備事業 <ol style="list-style-type: none"> 農業集落道整備事業 (2)農業集落排水施設整備事業 (3)農業集落防災安全施設整備事業 農業集落環境管理施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)環境整備事業 (7)生態系保全空間整備事業 営農用水施設整備事業 (9)農作業準備休憩施設整備事業 (10)地域資源利活用基盤整備事業 (11)水管理施設整備事業 農業経営高度化支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業 (3)耕地利用高度化推進事業 <p>畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画に基づき事業を実施する場合(以下、「担い手支援対策」という)</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業内容は担い手育成対策と同様、ただし、④の事業は(2)のみ実施可能 3以外に下記とおり実施できる <ol style="list-style-type: none"> 単独施設整備: 1. (1)のうち畑地かんがいを目的とした用水施設について緊急に必要な補修工事のみを行う事業 単独土層改良:(ア) 2. ①(1)、(2)、(3)、②(1)事業並びにこれを補完するため①(5)、②(3)、③(4) (イ) 2. ①(2)と事業の新設、変更とこれと一体的に行われる1. (1)排水施設に係る事業 単独水管理施設: 2. ③(11)のみ <p>*1は県が適当と認める団体等へ委託するなどの形態でのみ実施できる</p> 																				
要件	<ol style="list-style-type: none"> 担い手育成対策 <ol style="list-style-type: none"> 受益面積の合計が20ha以上 ただし、樹園地にあつては、次に掲げる全ての要件を満たす場合、それぞれ概ね0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上 <ol style="list-style-type: none"> 産地構造改革計画の策定 事業完了時点において、優良品目・品種の作付面積が地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれること 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあつては、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが見込まれること <ol style="list-style-type: none"> 受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合が概ね8割以上の場合(畑作物とは、麦類、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ、そば、なたねをいう) <table border="1" data-bbox="367 1254 877 1411"> <thead> <tr> <th>現況</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%未満</td> <td>80%以上となること</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>5%ポイント以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>95%以上となること</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table> (2)(1)以外の場合(野菜、果樹、花き等) <table border="1" data-bbox="367 1433 877 1590"> <thead> <tr> <th>現況</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>50%以上となること</td> </tr> <tr> <td>50%以上90%未満</td> <td>5%ポイント以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>95%以上となること</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table> 担い手支援対策 <ol style="list-style-type: none"> 受益面積の合計が概ね30ha以上 ただし、樹園地にあつては、都道府県知事がやむを得ないと判断した場合、それぞれ概ね5ha以上の団地の合計面積が10ha以上 単独施設整備を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設が対象であること 受益面積が概ね30ha以上で、かつ、総事業費が35,000千円以上 「畑作物の生産を振興すべき地域」に該当または該当することが確実な地域で行うものであること 単独土層改良を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 不良土層関連保全計画に即して策定される事業計画に基づき実施すること 受益面積が概ね30ha以上 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること 「泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーシ等の不良土層地帯又は特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき指定された地域、特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり特に必要と認められる地域で実施すること 営農上一定のまとまりを有する地域であつて、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設が概ね整備済みの地域であること 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積の概ね5割以上 単独水管理施設整備を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設で、農業用水施設の管理の省力化を図るものであること 受益面積が概ね20ha以上(樹園地にあつては受益面積の合計が10ha以上) 	現況	基準	80%未満	80%以上となること	80%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること	90%以上95%未満	95%以上となること	95%以上	担い手への利用集積が図られること	現況	基準	50%未満	50%以上となること	50%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること	90%以上95%未満	95%以上となること	95%以上	担い手への利用集積が図られること
現況	基準																				
80%未満	80%以上となること																				
80%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること																				
90%以上95%未満	95%以上となること																				
95%以上	担い手への利用集積が図られること																				
現況	基準																				
50%未満	50%以上となること																				
50%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること																				
90%以上95%未満	95%以上となること																				
95%以上	担い手への利用集積が図られること																				

実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱																			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2																			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱																			
補助率 交付率 (担い手育成対策の負担割合であり、担い手支援対策の負担割合は未定)	区分		国	県	その他															
	1. 農業生産基盤整備事業		50(55)	27.5	22.5(17.5)															
	2. 農業生産基盤整備附帯事業		50(55)	27.5	22.5(17.5)															
	3. 農業経営 高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業	ア) 指導事業	50(55)	50(45)	0														
			イ) 調査・調整事業	50(55)	0	50(45)														
	(2)農業経営高度化促進事業 中心経営体農地集積促進事業		50(55)	50(45)	0															
	(3)耕地利用高度化推進事業		50(55)	27.5	22.5(17.5)															
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯、指定棚田地域に適用																			
適用	<p>担い手育成対策:市町村より活性化計画の提出の上、畑地帯集積促進整備計画を作成 担い手支援対策:市町村から畑地帯営農促進基本計画を受け、高度化整備計画を作成する。 ただし、単独水管理施設を行う場合にあっては、この限りではない。</p> <p>指導事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて行う。 調査・調整事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて行う。 また、助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。 (1) 60ha 未満:1,500 千円 (2) 60ha 以上 200ha 未満:2,000 千円 (3) 200ha 以上:4,000 千円</p> <p>中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等にあっては、開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて行う。 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の事業費に以下の助成割合を乗じて得た額</p> <table border="1"> <tr> <td>中心経営体集積率</td> <td>助成割合</td> <td>集約化加算※</td> </tr> <tr> <td>55%以上 65%未満</td> <td>5.5%</td> <td>+1.0%(計6.5%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上 75%未満</td> <td>6.5%</td> <td>+2.0%(計8.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上 85%未満</td> <td>7.5%</td> <td>+3.0%(計10.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>8.5%</td> <td>+4.0%(計12.5%)</td> </tr> </table> <p>※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。</p> <p>耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて行う。</p> <p>要件の1.③は、令和6年度以降に当該事業の実施に向けた計画策定に着手する地区又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、下記のとおり。 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標1年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。</p>					中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)	65%以上 75%未満	6.5%	+2.0%(計8.5%)	75%以上 85%未満	7.5%	+3.0%(計10.5%)	85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)
中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※																		
55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)																		
65%以上 75%未満	6.5%	+2.0%(計8.5%)																		
75%以上 85%未満	7.5%	+3.0%(計10.5%)																		
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)																		

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型))																				
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)																				
事業主体	県 営																				
事業内容	<p>畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画に基づき事業を実施する場合(以下、「担い手育成対策」という)</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備事業のうち(1)から(3)のうち1つ以上実施 <ol style="list-style-type: none"> 農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 1と併せて実施できる事業(密接な関連が必要) <ol style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備事業 <ol style="list-style-type: none"> 客土事業 (2)暗渠排水事業 (3)除礫 (4)農用地造成 (5)農地保全 農業生産基盤整備附帯事業 <ol style="list-style-type: none"> 土壤改良事業 (2)高付加価値農業施設移転等事業 (3)交換分合*1 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5)埋蔵文化財調査事業 営農環境整備事業 <ol style="list-style-type: none"> 農業集落道整備事業 (2)農業集落排水施設整備事業 (3)農業集落防災安全施設整備事業 農業集落環境管理施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)環境整備事業 (7)生態系保全空間整備事業 営農用水施設整備事業 (9)農作業準備休憩施設整備事業 (10)地域資源利活用基盤整備事業 (11)水管理施設整備事業 農業経営高度化支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業 (3)耕地利用高度化推進事業 <p>畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画に基づき事業を実施する場合(以下、「担い手支援対策」という)</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業内容は担い手育成対策と同様、ただし、④の事業は(2)のみ実施可能 3以外に下記とおり実施できる <ol style="list-style-type: none"> 単独施設整備: 1. (1)のうち畑地かんがいを目的とした用水施設について緊急に必要な補修工事のみを行う事業 単独土層改良: (ア) 2. ①(1)、(2)、(3)、②(1)事業並びにこれを補完するため①(5)、②(3)、③(4) (イ) 2. ①(2)と事業の新設、変更とこれと一体的に行われる1. (1)排水施設に係る事業 単独水管理施設: 2. ③(1)のみ <p>*1は県が適当と認める団体等へ委託するなどの形態でのみ実施できる</p>																				
要件	<p>中山間地域等で実施すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 担い手育成対策 <ol style="list-style-type: none"> 受益面積の合計が概ね10ha以上、採択申請時に担い手が1戸以上あること ただし、樹園地にあつては、次に掲げる全ての要件を満たす場合、それぞれ概ね0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上 <ol style="list-style-type: none"> 産地構造改革計画の策定 事業完了時点において、優良品目・品種の作付面積が地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれること 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあつては、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが見込まれること <ol style="list-style-type: none"> 受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合が概ね8割以上の場合(畑作物とは、麦類、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしよ、そば、なたねをいう) <table border="1" data-bbox="379 1301 879 1442"> <thead> <tr> <th>現況</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%未満</td> <td>80%以上となること</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>5%ポイント以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>95%以上となること</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table> (2)(1)以外の場合(野菜、果樹、花き等) <table border="1" data-bbox="379 1473 879 1615"> <thead> <tr> <th>現況</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>50%以上となること</td> </tr> <tr> <td>50%以上90%未満</td> <td>5%ポイント以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>95%以上となること</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table> 担い手支援対策 <ol style="list-style-type: none"> 受益面積の合計が概ね30ha以上 ただし、樹園地にあつては、都道府県知事がやむを得ないと判断した場合、それぞれ概ね5ha以上の団地の合計面積が10ha以上 単独施設整備を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設が対象であること 受益面積が概ね30ha以上で、かつ、総事業費が35,000千円以上 「畑作物の生産を振興すべき地域」に該当または該当することが確実な地域で行うものであること 単独土層改良を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 不良土層関連保全計画に即して策定される事業計画に基づき実施すること 受益面積が概ね30ha以上 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること 「泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーシ等の不良土層地帯又は特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき指定された地域、特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり特に必要と認められる地域で実施すること 営農上一定のまとまりを有する地域であつて、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設が概ね整備済みの地域であること 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積の概ね5割以上 単独水管理施設整備を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設で、農業用水施設の管理の省力化を図るものであること 受益面積が概ね20ha以上(樹園地にあつては受益面積の合計が10ha以上) 	現況	基準	80%未満	80%以上となること	80%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること	90%以上95%未満	95%以上となること	95%以上	担い手への利用集積が図られること	現況	基準	50%未満	50%以上となること	50%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること	90%以上95%未満	95%以上となること	95%以上	担い手への利用集積が図られること
現況	基準																				
80%未満	80%以上となること																				
80%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること																				
90%以上95%未満	95%以上となること																				
95%以上	担い手への利用集積が図られること																				
現況	基準																				
50%未満	50%以上となること																				
50%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること																				
90%以上95%未満	95%以上となること																				
95%以上	担い手への利用集積が図られること																				

実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱																		
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2																		
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱																		
補助率	区分	国	県	その他															
交付率 (担い手育成対策の負担割合であり、担い手支援対策の負担割合は未定)	1. 農業生産基盤整備事業	55	27.5	17.5															
	2. 農業生産基盤整備附帯事業	55	27.5	17.5															
	3. 農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業	ア) 指導事業	45	0														
			イ) 調査・調整事業	0	45														
		(2)農業経営高度化促進事業 中心経営体農地集積促進事業	55	45	0														
(3)耕地利用高度化推進事業	55	27.5	17.5																
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯、指定棚田地域に適用																		
適用	<p>担い手育成対策:市町村より活性化計画の提出の上、畑地帯集積促進整備計画を作成 担い手支援対策:市町村から畑地帯営農促進基本計画を受けた上で、高度化整備計画を作成する。 ただし、単独水管理施設を行う場合にあっては、この限りではない。</p> <p>指導事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて行う。 調査・調整事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて行う。 また、助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。 (1) 60ha 未満:1,500 千円 (2) 60ha 以上 200ha 未満:2,000 千円 (3) 200ha 以上:4,000 千円</p> <p>中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等において、開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて行う。 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の事業費に以下の助成割合を乗じて得た額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>助成割合</th> <th>集約化加算※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%以上 65%未満</td> <td>5.5%</td> <td>+1.0% (計 6.5%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上 75%未満</td> <td>6.5%</td> <td>+2.0% (計 8.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上 85%未満</td> <td>7.5%</td> <td>+3.0% (計 10.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>8.5%</td> <td>+4.0% (計 12.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。</p> <p>耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行う。</p> <p>要件の1.③は、令和6年度以降に当該事業の実施に向けた計画策定に着手する地区又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、下記のとおり。 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標1年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。</p>				中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	55%以上 65%未満	5.5%	+1.0% (計 6.5%)	65%以上 75%未満	6.5%	+2.0% (計 8.5%)	75%以上 85%未満	7.5%	+3.0% (計 10.5%)	85%以上	8.5%	+4.0% (計 12.5%)
中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※																	
55%以上 65%未満	5.5%	+1.0% (計 6.5%)																	
65%以上 75%未満	6.5%	+2.0% (計 8.5%)																	
75%以上 85%未満	7.5%	+3.0% (計 10.5%)																	
85%以上	8.5%	+4.0% (計 12.5%)																	

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(高収益作物導入促進型))					
事業主体	県		営			
事業内容	<p>1 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業(農作業道の変更に限る) (3)客土事業 (4)暗渠排水事業 (5)区画整理事業 (6)除礫 (7)農用地造成 (8)農地保全 ※(2)、(3)及び(5)～(8)については、(1)又は(4)と併せて一体的に実施するものに限る</p> <p>2 農業生産基盤整備附帯事業 ※1の(1)又は(4)の事業と併せて一体的に実施するものに限る (1)土壌改良事業 (2)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>3 農業経営高度化支援事業 ※1の(1)又は(4)の事業と併せて一体的に実施するものに限る (1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業 産地形成促進事業 ※国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進対策)と併せて一体的に実施するものを含む (3)耕地利用高度化推進事業 ※事業実施主体は都道府県、ただし、3(1)のイ、(2)、(3)の事業については市町村等で実施可能</p>					
要件	<p>1 受益面積の合計がおおむね20ha(中山間地域等にあつては10ha)以上であること。</p> <p>2 導入促進整備計画を策定していること。</p> <p>3 導入促進整備計画に定める目標年次において、高収益作物の作付面積が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実に見込まれること。 (1)受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%以上増加すること (2)高収益作物を新たに作付する面積が2ha(中山間地域にあつては1ha)以上となること。 (3)産地形成促進事業を実施する場合は、(1)及び(2)に加え、面積割合が10%以上となること。</p> <p>4 国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施する場合、1～3までの規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)の開始時に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。 (1)面積割合が5%以上増加すること。 (2)面積割合が10%以上となること。</p>					
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱					
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2					
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱					
補助率	区分					
交付率	1. 農業生産基盤整備事業		国	県	その他	
	2. 農業生産基盤整備附帯事業		50(55)	未	未	
	3. 農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業	ア 指導事業	50(55)	未	未
			イ 調査・調整事業	50(55)	未	未
		(2)農業経営高度化促進事業 産地形成促進事業		50(55)	未	未
	(3)耕地利用高度化推進事業		50(55)	未	未	
()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯、指定棚田地域に適用						
適用	<p>指導事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて行う。 調査・調整事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて行う。 また、助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。 (1) 60ha 未満:1,500 千円 (2) 60ha 以上 200ha 未満:2,000 千円 (3) 200ha 以上:4,000 千円</p> <p>産地形成促進事業の実施にあたっては、 (1) 高収益作物の作付面積の増加に資するものになるよう配慮する。 (2) 生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱に定める水田活用の直接支払交付金の交付申請ができない。ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化した農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱に定める戦略作物助成の交付申請ができる。 産地形成促進事業の助成は、生産基盤整備事業又は国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)の完了年度の翌年度から目標年度までにおいて行う。助成の限度額は、生産基盤整備事業又は国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)の事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。</p> <p>面積増加割合(作付面積に占める高収益作物の作付面積の増加割合)が (1) 農業生産基盤整備事業と一体的に実施する場合 (ア)5%以上6%未満:0.0625 (イ)6%以上7%未満:0.0750 (ウ)7%以上8%未満:0.0875 (エ)8%以上9%未満:0.1000 (オ)9%以上10%未満:0.1125 (カ)10%以上:0.1250 (2) 国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)と一体的に実施する場合 (ア)5%以上6%未満:0.0520 (イ)6%以上7%未満:0.0624 (ウ)7%以上8%未満:0.0728 (エ)8%以上9%未満:0.0832 (オ)9%以上10%未満:0.0936 (カ)10%以上:0.1040</p> <p>耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて行う。</p>					

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(高収益作物転換型))				
事業主体	県 営 ・ 団 体 営				
事業内容	<p>1 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)客土事業 (4)暗渠排水事業 (5)区画整理事業 (6)除礫 (7)農用地造成 (8)農地保全 ※(2)及び(6)～(8)については、(1)、(3)、(4)及び(5)と併せて一体的に実施するものに限る</p> <p>2 農業生産基盤整備附帯事業 ※1の(1)、(3)、(4)及び(5)と併せて一体的に実施するものに限る (1)土壤改良事業 (2)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>3 農業経営高度化支援事業 ※1の(1)、(3)、(4)及び(5)と併せて一体的に実施するものに限る (1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業 ア 産地形成支援事業 (3)耕地利用高度化推進事業</p>				
要件	<p>1 それぞれおおむね1ha(中山間地域等にあつては0.5ha)上の水田の団地面積の合計がおおむね5ha以上であること。</p> <p>2 産地推進計画に本事業の実施が位置付けられていること。</p> <p>3 導入促進整備計画に定める目標年次において、高収益作物の作付面積が、事業開始時に比べ以下のとおり増加すること。 (1)水田の受益面積における高収益作物の作付面積割合が5割以上となること (2)受益面積割合が10%以上となること。</p> <p>4 高収益作物は基幹作として作付けすること。</p>				
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱				
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2				
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱				
補助率	区分	国	県	その他	
交付率	1. 農業生産基盤整備事業	50(55)	未	未	
	2. 農業生産基盤整備附帯事業	50(55)	未	未	
	3. 農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業	50(55)	未	未
		ア) 指導事業	50(55)	未	未
		イ) 調査・調整事業	50(55)	未	未
	(2)農業経営高度化促進事業 産地形成支援事業	50(55)	未	未	
	(3)耕地利用高度化推進事業	50(55)	未	未	
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯、指定棚田地域に適用				
適用	<p>指導事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて行う。</p> <p>調査・調整事業の助成は生産基盤整備事業等の開始年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて行う。</p> <p>また、助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。 (1) 60ha 未満:1,500 千円 (2) 60ha 以上 200ha 未満:2,000 千円 (3) 200ha 以上:4,000 千円</p> <p>耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて行う。</p>				

農山漁村 交付金事業名	農村集落基盤再編・整備事業(農地環境整備型)									
事業主体	県		営		団		体		営	
事業内容	<p>耕作放棄地の整理統合による計画的な土地利用と、優良農地の保全にかかる以下の整備を行う。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業</p> <p>(3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業</p> <p>(5) 暗渠排水事業 (6) 農用地の改良又は保全事業</p> <p>2. 保全管理等事業</p> <p>(1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業</p> <p>(3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業</p> <p>(5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水池整備事業</p> <p>(7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合事業</p> <p>3. 特認事業</p> <p>(1) 地方農政局長が特に必要と認めるもの</p>									
要件	<p>【一般型事業】</p> <p>●生産性の向上を図る「生産区域」と耕作放棄地を含む「保全管理区域」のうち、事業受益地を占める「生産区域」が概ね7割程度確保できる見通しがあること。</p> <p>●農業生産基盤整備事業(1)～(6)の受益面積の合計が概ね 10ha 以上であること。</p> <p>次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村。</p> <p>(1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)指定棚田地域 (7)今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であって、(1)～(6)に準ずる地域で地方農政局長が必要と認める地域</p> <p>農地環境整備計画に即して作成される農地環境整備事業実施計画に基づき実施すること。</p> <p>県営事業は、以下のいずれかに該当すること。(但し、交換分合事業の実施を希望する者から申請があった場合は、当該土地改良区等が知事と協議して実施するものとする。)</p> <p>①水利用等広域的な調整が必要な場合</p> <p>②ため池等の基幹施設の整備、急傾斜地における整備、地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とする場合。</p> <p>③地域の実情を勘案して、緊急性を要する場合</p> <p>④市町村長の要請により当該市町村の行財政事情等から県が事業実施主体となることが適当と認められる場合。</p> <p>※耕作放棄地の定義</p> <p>… 概ね過去 2 年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供される見込みのない農地をいう。</p>									
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱									
実施要領	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-1 (農村整備に係る運用)</p> <p>別紙 4-2 (農村整備に係る取扱い)</p>									
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱									
交付率	区分	国	県	その他	区分	国	県	その他		
	1(1)～(6)及び 2(1),(2),(8), 3内地	55	30	15	内地	55	未	未		
	2(3)～(7) 内地	55	未	未						
	離島	60	未	未	離島	60	未	未		
適用										

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進事業)			
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農業基盤整備促進事業			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備</p> <p>事業種類</p> <p>1. 定率助成 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農用地の保全 (7)調査・調整 (8)指導</p> <p>2. 定額助成 ①田の区画拡大(水路の変更を伴わない) ②田の区画拡大(水路の変更を伴う) ③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない) ④畑の区画拡大(水路の変更を伴う) ⑤暗渠排水 ⑥湧水処理 ⑦末端畑地かんがい施設 ⑧土層改良 ⑨更新設備 ⑩水田貯留機能向上支援</p>			
要件	<p>1. 農業基盤整備計画(※)の策定</p> <p>2. 事業費1地区 2,000 千円以上</p> <p>3. 受益者数 1 地区 2 者以上</p> <p>4. 受益面積 5ha 以上</p> <p>5. 次の要件を全て満たすものであること。(県営要件)</p> <p>①受益地の過半には場整備の実施履歴があること。</p> <p>②受益地の過半が担い手に集積されていること。</p> <p>③受益地が営農上のつながりがある範囲内にあること。</p> <p>※農業基盤整備計画には以下の事項を記載</p> <p>①農業競争力強化に向けた取り組み方針 ②事業実施期間 ③基盤整備の概要 ④基盤整備の計画</p> <p>⑤農地防災事業の実施 ⑥費用負担方法 ⑦施設の予定管理者及び予定管理方法 ⑧その他必要な事項</p> <p>(農山漁村地域整備交付金で実施する場合は、①農業競争力強化に向けた取り組み方針は不要)</p> <p>【定額助成の事業を行う場合の留意点】</p> <p>(1) 施工の全部又は一部について、農業者施工が必須</p> <p>(2) 事業実施主体は、農業者施工等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うことが必要</p> <p>(3) 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の指導事業を実施していない場合は、外部監査を受けることが必要</p> <p>(4) 農業者施工を行う場合、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応が必要</p>			
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 農山漁村地域整備交付金実施要領			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	27.5(27.5)	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	定額助成(団体営)	1/2 程度	-	1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む)
	<p>・定率助成</p> <p>()内の率は6法(離島、特別豪雪、山振、半島、過疎、特農)指定地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域に適用</p>			
適用	<p>・農山漁村地域整備交付金で平成 29 年度以降に事業着手する場合にあっては、費用対効果の算出が必要。</p> <p>・集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業の完了年度の翌年度から起算して3 年の間に50%以上となる場合は、「県単農地集積促進事業(促進費)」の活用が可能(団体営に限る)。</p>			

補助事業名				
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(耕作放棄地型)			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業は、基盤整備と耕作放棄地解消・発生防止のための関連支援策を一体的に実施するとともに、基盤整備を契機とした耕作放棄地の解消・発生防止の手法を確立することにより、耕作放棄地の解消・発生防止に向けた地域の取組を支援することを目的とする。</p> <p>① 農業生産基盤整備事業のうち、以下の1以上の事業を実施(各工種の単独施工可)</p> <p>ア 農業用排水施設整備 イ 農道整備 ウ 客土 エ 暗渠排水 オ 区画整理 カ 農用地造成</p> <p>② ①と併せて実施できる事業(密接な関連必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備附帯事業…耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備、土壌改良、高付加価値農業施設移転、交換分合 営農環境整備事業…農業集落道整備、農業集落排水施設整備、農業集落防災安全施設整備、農業集落環境管理施設整備、用地整備、環境整備、生態系保全空間整備、営農用水施設整備、農作業準備休憩施設整備、地域資源利活用基盤整備 <p>③ 農業経営高度化支援事業</p> <p>1)耕作放棄地解消支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導事業…土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、県が行なう普及・指導活動 調査・調整事業…耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 <p>2)耕作放棄地解消・集積促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援 <p>3)耕作放棄地活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 			
要件	<p>1. 受益面積の合計が概ね 20ha 以上であること。 なお、受益地は地形上接続していること又は農業用道路、用排水路で接続していることを原則としているが、以下に掲げる要件をすべて満たす場合は、この限りではない。 (1)事業の受益地を含む営農上まとまりのある一定区域(営農区)の規模の合計が 60ha以上であること。 (2)各営農区において農家間の連携に基づく営農活動が展開されること。</p> <p>2. 「耕作放棄地解消等基盤整備基本構想」及び「遊休農地利用増進土地改良整備計画」が策定されていること。</p> <p>3. 受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地の合計面積の割合が 6%以上となること。 ただし、受益面積に占める担い手の経営等農地面積の割合が、事業採択時において 50%以上の場合は 3%以上となること。</p> <p>4. 耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地について、市町村及び関係機関との連携に基づき、長期にわたって利用増進が図られると見込まれること。</p> <p>担い手の定義 経営体育成基盤整備事業と同じ。 耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地とは、知事が以下の基準を満たすと判断した農地とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者等によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地。 現に耕作の目的に供されているが、事業採択時において、事業完了年度の翌年度までに耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地で、かつ、当該所有者に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地。 			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 1-1(農地整備事業に係る運用)、別紙 1-2(農地整備事業に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業	50	未	未
	農業生産基盤整備附帯事業	(55)	(27.5)	(17.5)
	営農環境整備事業	50	未	未
	農業経営高度化支援事業	別紙による		
適用	<p>1. 上記()は5法、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜、指定棚田</p> <p>2. 耕作放棄地解消支援事業の助成限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。 60ha 未満 1,500 千円 60ha 以上 200ha 未満 2,000 千円 200ha 以上 4,000 千円</p> <p>3. 耕作放棄地活用推進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。</p>			

補助事業名				
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(耕作放棄地型)における農業経営高度化支援事業			
事業主体	県 営・団体 営			
事業内容	<p>耕作放棄地解消のための調査や土地利用調整、条件整備及び、耕作放棄地を含む担い手へ農地の集約化を支援する。</p> <p>①耕作放棄地解消支援事業</p> <p>ア 指導事業(事業主体:県、県土地改良事業団体連合会) 土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、県等が行なう普及・指導活動</p> <p>イ 調査・調整事業(事業主体:県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等) 耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>②耕作放棄地解消・集積促進事業(事業主体:県、市町村、土地改良区) 担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援</p> <p>③耕作放棄地活用推進事業(事業主体:県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p>			
要件	<p>耕作放棄地解消・集積促進事業(事業主体:県、市町村、土地改良区) 耕作放棄地集約化率(受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をいう。)が4%以上となること。</p> <p><集約化要件></p> <p>同一の担い手によって耕作される農用地が1ha 以上のまとまりを有していること。尚、2つ以上の農用地であって以下のいずれかに該当する場合は、一連の作業を継続するのに支障のないものとして、まとまりを有する農用地と判断する。</p> <p>(1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの。 (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの。 (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低差が作業の継続に影響のないもの。 (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの。</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 1-1 (農地整備事業に係る運用)、別紙 1-2 (農地整備事業に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	耕作放棄地解消支援事業「指導事業」	定額補助	—	—
	耕作放棄地解消支援事業「調査・調整事業」	定額補助	—	—
	耕作放棄地解消・集積促進事業	50 (55)	未 (未)	未 (未)
	耕作放棄地活用推進事業	定額補助	—	—
適用	<p>1. 補助率欄の()は 5法、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜、指定棚田</p> <p>2. 耕作放棄地解消支援事業の助成限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。 60ha 未満 1,500 千円 60ha 以上 200ha 未満 2,000 千円 200ha 以上 4,000 千円</p> <p>3. 耕作放棄地解消・集積促進支援の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。 耕作放棄地集約化率が4%以上5%未満の場合にあつては、0.020 耕作放棄地集約化率が5%以上6%未満の場合にあつては、0.030 耕作放棄地集約化率が6%以上7%未満の場合にあつては、0.040 耕作放棄地集約化率が7%以上8%未満の場合にあつては、0.050 耕作放棄地集約化率が8%以上9%未満の場合にあつては、0.060 耕作放棄地集約化率が9%以上10%未満の場合にあつては、0.070 耕作放棄地集約化率が10%以上の場合にあつては、0.075</p> <p>4. 耕作放棄地活用推進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。</p>			

事業名	経営体育成促進事業
事業主体	団 体 営
事業内容	<p>農業競争力強化農地整備事業等の実施に併せて行う事業で、担い手への農地利用集積を促進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図るために実施する。</p> <p>〔担い手育成農地集積事業〕 対象事業の実施に際し、土地改良区等が(株)日本政策金融公庫から借り入れる資金の一部に対し、事業費の一定割合内の額について無利子貸付を行う事業。</p>
採択要件	<p>1. 以下のいずれかの事業を実施している地区</p> <p>①農業競争力強化農地整備事業の農地整備事業(経営体育成型、中山間地域型、中山間傾斜農地型)、及び水利施設等保全高度化事業の畑地帯総合整備事業(担い手育成対策)、畑地帯総合整備中山間地域型(担い手育成対策)</p> <p>②農山漁村地域整備交付金の農地整備事業(経営体育成型、耕作放棄地型)及び水利施設等整備事業畑地帯総合整備型(担い手育成対策)、畑地帯総合整備中山間地域型(担い手育成対策)</p> <p>2. 農業経営基盤強化促進基本構想が定められているか、定められることが見込まれること。</p> <p>3. 基盤整備関連経営体育成等促進計画等が定められていること。</p> <p>4. 集積対象者(担い手)の要件、農地集積及び認定農業者の育成について、農業競争力強化農地整備事業等の採択要件を満たすこと。</p>
実施要綱	経営体育成促進事業実施要綱
実施要領	経営体育成促進事業実施要領
交付要綱	—
貸付率	<p>〔担い手育成農地集積事業〕 借り入れ資金について年度事業費の10%以内(農家負担金が年度事業費の12%以下の場合にあっては当該負担金の5/6以内)相当額を無利子貸付</p>
適用	<p>1. 要件未達成の措置 担い手育成農地集積事業 調整金(無利子融資と同時に貸付を受けた農業基盤整備資金(有利子)と同利率で算出される利子相当額)を貸付対象者から徴収し国に納付する。</p>

事業名	農地集積・集約化対策事業(機構集積協力金交付事業)における農地整備・集約協力金交付事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域の農地耕作条件改善事業の実施地区において、農業者の事業費負担を軽減するため、事業実施主体に対して協力を交付する事業。 事業対象は、農地耕作条件改善事業のうち、 ・地域内農地集積型(耕作条件実施要綱第3の1) ・高収益作物転換型(耕作条件実施要綱第3の2)
採択要件	以下のすべての要件を満たす地区であること。 1. 農地中間管理権 (1)耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農地(以下「事業対象農地」)について、本事業申請日において有する農地中間管理権の存続期間又は残存期間が15年以上であること。 (2)事業対象農地における農地中間管理権について、本事業申請日から少なくとも5年以上、使用貸借による権利によって設定されること、又は賃借権によって設定される場合であっても、本事業申請日から少なくとも5年以上、賃借料が物納によって支払われること。 2. 事業対象農地 (1)事業対象農地は、過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区における農地に隣接している農地であること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当すること。 ・2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの ・2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの ・2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの ・段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの ・2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの ・その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの (2)事業対象農地の面積の合計が10ヘクタール未満(中山間地域は5ヘクタール未満)であること 3. 人・農地プラン 事業対象農地の全ては、以下のいずれかに該当する人・農地プランのエリアに含まれていること。 (1)「人・農地プラン通知(※)」2の(1)の実質化された人・農地プランであること (2)令和元年度及び令和2年度に限り、「人・農地プラン通知」5の(1)の工程表の作成及び公表が行われていること。 4. 担い手への集積 (1)目標年度までに事業対象農地の全てが担い手に集積されること (2)(1)において、事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける農地の面積以上の経営面積を有していること(新規就農する担い手である場合を除く) 5. 受益者 対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区の受益者は3者以上であること
実施要綱	農地集積・集約化対策事業実施要綱
実施要領	
交付要綱	農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱
交付率	国:100% 目標年度における担い手の農地集約化率に応じて定率助成の当該年度事業費に次の助成割合を乗じた額を限度額とする。 (担い手への農地集約化率) …… (交付割合) 80%以上 …… 0.050 90%以上 …… 0.085 100% …… 0.125
適用	※「人・農地プラン通知」とは、人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)のこと

事業名	県単農地集積促進事業	
	担い手農地集積促進事業	集落農地集積促進事業
事業主体	団体営	
事業内容	担い手農地集積計画に基づき、対象事業の実施により、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「農地集積率」という)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、促進費を交付する事業。	農地利用集積計画に基づき、対象事業の実施により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「集落農地集積率」という)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、促進費を交付する事業。
要件	(1) 対象事業(①農山漁村地域整備交付金 中山間地域総合整備事業②農山漁村地域整備交付金 農地環境整備事業③中山間地域農業農村総合整備事業(令和3年度までの事業採択地区に限る))が実施されていること。 (2) 担い手農地集積計画が策定されていること。 (3) 農地集積率が40%以上となることが確実と見込まれること。	(1) 対象事業(団体営農業基盤整備促進事業、団体営農地耕作条件改善事業)が実施されていること。 (2) 農地利用集積計画が策定されていること。 (3) 集落農地集積率が50%以上となることが確実と見込まれること。
	【担い手要件】※担い手農地集積促進事業、集落農地集積促進事業の場合 (1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。) (2) 経営規模が3ha(特定農山村地域にあっては2ha)以上の農業者 (3) 生産組織(農業生産法人、集落営農組織等) (4) 人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン)において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体。	
	【経営等農用地面積の要件】 「経営等農用地」とは所有権、利用権等の権限に基づき、又は農作業受託により集積された農用地で、次の要件による。 (1) 設定期間又は契約期間が6年以上であり、当該年度を含めて3年以上の設定期間又は契約期間を残している「利用権」及び「農作業受託」。 (2) 「農作業受託」は基幹ほ場3作業以上の受託を行うもの。	
実施要綱	県単農地集積促進事業実施要綱	
実施要領	県単農地集積促進事業実施要領	
交付要綱	農業農村整備事業関係補助金交付要綱	
交付率	県:100% 農地集積率に応じて対象事業費に次の交付割合を乗じた額を限度額とする。 (農地集積率)・・・(交付割合) 40%以上45%未満・・・0.025 45%以上50%未満・・・0.030 50%以上55%未満・・・0.035 55%以上60%未満・・・0.040 60%以上65%未満・・・0.045 65%以上・・・0.050	県:100% 集落農地集積率が50%以上の場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。
適用	促進費の限度額は農家負担を伴う事業費に交付割合を乗じた額又は実際に農家が負担した額のいずれか低い額	

事業名	県単農地集積促進事業	
	水田園芸拠点産地形成促進事業	担い手不在集落解消促進事業
事業主体	団 体 営	
事業内容	水田園芸産地形成促進計画に基づき、対象事業により基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25%以上となった場合に促進費を交付する事業。	担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、別に定める対象事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年が経過するまでの間に担い手が確保された場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。
要件	<p>(1) 対象事業(団体営農地耕作条件改善事業、団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業)が実施されていること。</p> <p>(2) 水田園芸産地形成促進計画が策定されていること。</p> <p>(3) 「※県推進品目」の作付け割合が25%以上となることが確実と見込まれること。</p> <p>※県推進品目とは次の作物のことをいう。 ・キャベツ ・玉ネギ ・白ネギ ・アスパラガス ブロッコリー ・ミニトマト</p>	<p>(1) 対象事業(団体営農地耕作条件改善事業(令和6年度までの事業採択地区に限る))が実施されていること。</p> <p>(2) 担い手確保計画が策定されていること。</p> <p>(3) 担い手の確保が確実と見込まれること。</p>
	<p>【担い手要件】※担い手不在集落解消促進事業の場合</p> <p>(1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。)</p> <p>(2) 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう)</p> <p>(3) 農業生産法人、集落営農組織等</p> <p>(4) 定年等帰農者営農開始・定着支援事業を活用し営農を開始した者</p>	
実施要綱	県単農地集積促進事業実施要綱	
実施要領	県単農地集積促進事業実施要領	
交付要綱	農業農村整備事業関係補助金交付要綱	
交付率	<p>県:100%</p> <p>県推進品目の作付け割合が25%以上の場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。</p>	<p>県:100%</p> <p>担い手不在集落において担い手を確保した場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。</p>
適用	促進費の限度額は農家負担を伴う事業費に交付割合を乗じた額又は実際に農家が負担した額のいずれか低い額	

(2)農村地域の防災・減災対策(一覧へ戻る)

農村地域防災減災事業の事業構成及び内容(※は掲載省略)

I 調査計画事業 (掲載)

【内容】農村地域防災減災総合計画(マスタープラン)の作成、安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域排水機能強化計画策定、ため池緊急防災対策情報整備

II 整備事業

1. 用排水施設等整備

① 防災ダム整備事業

i 防災ダム整備事業 (掲載)

【内容】洪水調整用ダムの新設、改修、関連施設の整備

ii 実施計画策定等 (掲載)

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定

② ため池整備事業

i ため池総合整備工事 (掲載)

【内容】耐震性向上のための整備、豪雨による決壊防止のための整備、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は災害発生のおそれのあるため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ等の整備、施設長寿命化計画等に基づき管理されているため池の長寿命化を図る整備

ii ため池群整備工事 (掲載)

【内容】複数のため池を対象に行うため池の改修、廃止、しゅんせつ等

iii 実施計画策定等 (掲載)

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定等

③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業

i ため池総合整備工事 (掲載)

【内容】防災重点農業用ため池を対象に行う耐震性向上のための整備、豪雨による決壊防止のための整備、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は災害発生のおそれのあるため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ等の整備

ii ため池群整備工事 (掲載)

【内容】複数の防災重点農業用ため池を対象に行う改修、廃止、しゅんせつ等

iii 実施計画策定等 (掲載)

【内容】防災重点農業用ため池を対象に行う劣化状況評価、豪雨耐性評価、地震耐性評価、ため池緊急防災対策情報整備、実施計画策定等

iv 監視・管理体制の強化(掲載)

【内容】災害の発生を未然に防止するために必要な雨量計や水位計等の観測機器の設置

v 緊急的な防災対策(掲載)

【内容】ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置

vi 安全施設の整備(掲載)

【内容】防災重点農業用ため池への転落防止用の安全柵、注意喚起のための看板設置

- ④ ため池の洪水調節機能強化事業 ※
 - 【内容】洪水調節機能の強化を目的としたため池の整備等
- ⑤ 用排水施設整備事業
 - i 湛水防除事業（掲載）
 - 【内容】既存の用排水施設の耐用年数内において立地等の変化により、湛水被害が生じる恐れがある地域での湛水被害対策
 - ii 地盤沈下対策事業（掲載）
 - 【内容】地下水の採取が規制されている地域での用排水施設の整備、農道の改修、客土等の地盤沈下対策
 - iii 用排水施設整備事業（掲載）
 - 【内容】築造後の社会状況の変化等により早急に整備を要する施設の整備
 - iv 鉱毒対策事業 ※
 - 【内容】鉱害対策の為の用排水施設の整備等
 - v 実施計画策定等（掲載）
 - 【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定
- ⑥ 農地保全整備事業 ※
 - 【内容】急傾斜地での浸食防止や崩壊防止
- ⑦ 地域防災機能増進事業
 - i 土地改良施設豪雨対策事業（掲載）
 - 【内容】豪雨により公共施設等に被害を与える恐れのある土地改良施設の豪雨対策
 - ii 土地改良施設耐震対策事業（掲載）
 - 【内容】地震により公共施設等に被害を与える恐れのある土地改良施設の耐震整備
 - iii 農道防災対策工事（掲載）
 - 【内容】農道橋等の耐震化、災害発生の防止が必要な危険箇所の整備
 - iv 実施計画策定等（掲載）
 - 【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定
- ⑧ 農業用河川工作物等応急対策事業
 - i 農業用河川工作物応急対策事業（掲載）
 - 【内容】構造が不相当又は不十分な頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等の整備補強、撤去、撤去に伴う整備
 - ii 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業（掲載）
 - 【内容】高速道路等を横断する農業用道路の函渠等の耐震補強整備
 - iii 実施計画策定等（掲載）
 - 【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定
- ⑨ 特定農業用管水路等特別対策事業 ※
 - 【内容】石綿管が使われている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う用排水路の変更
- ⑩ 水質保全対策事業
 - i 農業用排水施設整備 ※
 - 【内容】水質保全対策として行う用排水施設の新設、廃止又は変更
 - ii 水質保全施設整備 ※
 - 【内容】水質浄化施設整備等

iii 支援事業 ※

【内容】湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備など(ソフト事業)

iv 耕土流出防止施設整備 ※

【内容】水路、沈砂施設、法面保護など

v 水質保全施設改修工事 ※

【内容】i、ii、ivで整備した施設の機能低下の防止

vi 実施計画策定 ※

【内容】実施計画策定

⑪ 公害防除特別土地改良事業 ※

【内容】農用地の土壤汚染を防止するために行うかんがい排水施設整備又は農用地の土壤汚染を除去するため行う排土、客土等

⑫ 地すべり対策事業 (掲載)

【内容】地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の新設又は改良、及び区画整理、農道などの関連事業、又は地すべり防止施設の長寿命化対策工事

⑬ 湛水被害総合対策事業 ※

【内容】湛水被害の防止を目的とした農業生産基盤の整備等

2. 災害管理施設等整備

① 農業用施設等災害管理対策事業 ※

【内容】危機管理に資する情報システム整備、緊急排水ポンプ、ゲート遠隔操作機等、洪水調整機能の発揮に必要な整備等

② 農村防災施設整備事業

i 農村防災施設整備(掲載)

【内容】緊急避難路、避難塔、防火水槽、避難施設の耐震化、雪崩防止施設など

ii 農業生産基盤整備(掲載)

【内容】用排水施設、区画整理、農用地造成、農道整備など

iii 農村生活維持施設整備 ※

【内容】農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、農業施設等用地整備

iv 実施計画策定等(掲載)

【内容】実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

③ 農業水利施設危機管理対策事業(掲載)

【内容】農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

Ⅲ 体制整備事業

① ため池緊急防災環境整備事業 (掲載)

【内容】監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去(農業用又は旧農業ため池の代替水源整備を伴う廃止)、ハード事業の着手促進(ハード整備に着手するために必要な所有者確定の為の相続調査等)、実施計画の策定

② ため池群管理体制整備事業 ※

【内容】ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

農村地域防災減災事業の事業構成及び事業内容一覧表

事業構成	事業内容(主要なこと)
I 調査計画事業	マスタープラン作成、安全度評価、地域排水機能強化計画策定、ため池緊急防災対策情報整備
II 整備事業 1. 用排水施設等整備 ① 防災ダム整備事業 1)防災ダム整備事業 2)実施計画策定等 ② ため池整備事業 1)ため池総合整備工事 2)ため池群整備工事 3)実施計画策定等 ③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業 1)ため池総合整備工事 2)ため池群整備工事 3)実施計画策定等 4)監視・管理体制の強化 5)緊急的な防災対策 6)安全施設の整備 ④ ため池洪水調節機能強化事業 ⑤ 用排水施設等整備事業 1)湛水防除事業 2)地盤沈下対策事業 3)用排水施設整備事業 4)鉱毒対策事業 5)実施計画策定等 ⑥ 農地保全整備事業 ⑦ 地域防災機能増進事業 1)土地改良施設豪雨対策事業 2)土地改良施設耐震対策事業 3)農道防災対策工事 4)実施計画策定等 ⑧ 農業用河川工作物等応急対策事業 1)農業用河川工作物応急対策事業 2)農業用横断工作物緊急耐震対策事業 3)実施計画策定等 ⑨ 特定農業用管水路等特別対策事業 ⑩ 水質保全対策事業 1)農業用排水施設整備 2)水質保全施設整備 3)支援事業 4)耕土流出防止施設整備 5)水質保全施設改修工事 6)実施計画策定等 ⑪ 公害防除特別土地改良事業 ⑫ 地すべり対策事業	洪水調整用ダムの整備 実施計画等の策定 ため池の新設、変更、新設に伴う廃止、しゅんせつ等 複数のため池におけるため池の改修、廃止、しゅんせつ等 実施計画等の策定 防災重点農業用ため池を対象に行う。 ため池の新設、変更、新設に伴う廃止、しゅんせつ等 複数のため池におけるため池の改修、廃止、しゅんせつ等 実施計画等の策定 雨量計や水位計等の設置 軽微な補修、水位低下、排水ポンプの設置等 転落防止柵や注意喚起のための看板設置等 洪水調節機能を目的としたため池の整備等 湛水被害対策 水路整備、農道改修、客土など地盤沈下対策 社会状況の変化などにより早急に行う施設整備 鉱毒対策のための用排水施設の整備 実施計画等の策定 急傾斜地での侵食防止及び崩壊防止 豪雨により公共施設等に被害をおよぼす施設の豪雨対策 地震により公共施設等に被害をおよぼす施設の耐震化 農道橋等の耐震化、災害防止が必要な箇所の整備 実施計画等の策定 頭首工、水門などの撤去及び撤去に伴う整備 高速道路等を横断する構造物の耐震化 実施計画等の策定 石綿管使用管水路の撤去及び整備 水質保全として行う水路の整備 水質浄化施設整備 水質保全に係る管理運営体制の整備 水路、沈砂施設、法面保護 1)2)4)で整備した施設の機能低下の防止 実施計画等の策定 土壌汚染を防止するために行うかんがい排水施設整備等 地すべり防止施設の新設、改良、関連事業、長寿命化対策

⑬ 湛水被害総合対策事業	湛水被害の防止を目的とした農業生産基盤の整備等
事業構成	事業内容(主要なこと)
2.災害管理施設等整備 ⑫ 農業用施設等災害管理対策事業 ⑬ 農村防災施設整備事業 1)農村防災施設整備 2)農業生産基盤整備 3)農村生活維持施設整備 4)実施計画策定等 ⑭ 農業水利施設危機管理対策事業	危機管理に資するシステム整備、緊急排水ポンプ等の整備 緊急避難路、避難塔、防火水槽、避難路の耐震化 用排水施設、区画整理、農用地造成、農道整備など 農業集落道、営農飲雑、農業集落排水、施設等用地整備 実施計画等の策定 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
III体制整備事業 ⑮ ため池緊急防災環境整備事業 ⑯ ため池群管理体制整備事業	旧農業用ため池の代替水源整備を伴う廃止、ハード事業著着手に必要な相続関係調査、実施計画の策定等 ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

補助事業名	農村地域防災減災事業(調査計画事業)			
事業主体	県又は市町村又は団体。ただし、1および5の事業は県又は市町村のみ。			
事業内容	<p>1. 農村地域防災減災総合計画等策定 地域・施設の諸条件について調査し、「農村地域防災減災総合計画書(以下、「総合計画」という。)」又は「農村地域防災減災推進計画書(以下、「推進計画」という。)」を策定するもの。</p> <p>2. 安全度評価 農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため「農村災害対策整備計画」を作成するもの。</p> <p>3. 防災情報管理システム整備計画策定 地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、「防災情報管理システム整備計画」を作成するもの。</p> <p>4. 地域危機管理整備計画策定 危機管理の対象とすべき農業用施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域危機管理整備計画」を作成するもの。</p> <p>5. 地域排水機能強化計画策定 地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、地域排水機能強化計画を策定するもの。</p> <p>6. ため池緊急防災対策情報整備 人命、人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として、計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備。</p>			
要件	<p>○ 1, 2の事業にあつては、3～6又は要綱別表1のⅡからⅢの事業を行う見込みがあること。</p> <p>○ 3～4の事業にあつては、災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること、若しくは、同一市町村又は関連する流域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が概ね10ha以上(災害防除対策推進地域等にあつては概ね5ha以上)であること。</p> <p>○ 5の事業にあつては、次の事項に該当すること。 (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。 (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。</p> <p>○ 2～6の事業を実施するにあつては、「総合計画」又は「推進計画」に位置付けるものとする。</p>			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙第1)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	県営	100	0	0
	団体営	100	0	0
適用	二次災害が予想される地区における施設でため池防災対策情報整備に係るものは、令和7年度まで定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業)			
事業主体	県。ただし、2の事業は県又は団体			
事業内容	<p>1. 防災ダム整備事業 洪水調整用ダム(余水吐その他の附帯施設を含む。)の新設又は改修及び併せ行う関連整備</p> <p>2. 実施計画等策定</p> <p>(1) 実施計画策定 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。</p> <p>(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。</p> <p>(3) 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。</p>			
要件	<p>防災受益面積が概ね 100ha以上のもの。 ただし、台風常襲地帯、豪雪地帯、又は振興山村(山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)であって、次に掲げる要件のすべてに該当する地域において行うものの防災受益面積については、概ね 70ha以上。</p> <p>1. 当該事業の計画年度の前年度から概ね過去 10 年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 5 条第 1 項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業施設に被害が発生した地域であること。</p> <p>2. 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙第2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	県 営	55	39	6
	県 営 又 は 団 体 営 (実施計画策定等)	100	0	0
適用	<p>農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。 2の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和7年度までは定額補助</p>			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
	大規模			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>1. ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備</p> <p>(2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事</p> <p>(3) 長寿命化型 施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事</p>			
要件	<p>(1)の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれか。 <ol style="list-style-type: none"> ① 防災受益面積がおおむね 70ha 以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの(離島においては防災受益面積がおおむね 40ha 以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの) ② 防災受益面積がおおむね 7ha 以上かつ受益面積がおおむね 2ha 以上であって、想定被害額(農外)が 3 億円以上のもの ・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。 <ol style="list-style-type: none"> ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 ・耐震性向上のための整備にあつては次のいずれか。 <ol style="list-style-type: none"> ① 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故によって被害を生ずる恐れのあるため池の改修であつて、地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる可能性があるもの ② 災害防除対策推進地域等に該当する地域で行う事業であつて、耐震化対策整備計画が策定されている <p>・要領別紙3-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの</p> <p>(2)の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね 100ha 以上のもの(中山間地域の場合おおむね 70ha 以上、離島の場合はおおむね 20ha 以上) ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの(中山間地域の場合おおむね 3,000 万円以上) ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であつて、総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの ・要領別紙3-2の第3の1~4に示されている要件を満たすもの <p>(3)の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長寿命化計画が策定されており、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの。(ただし、ため池緊急対策として実施する場合は施設長寿命化計画が策定されているもの) 			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県 営(地震・豪雨対策型) 一 般 地 域	55	34	11
	県 営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県 営(一般整備型) 一 般 地 域	55	32	13
	県 営(一般整備型) 離 島	60	30	10
	県 営(長寿命化型) 一 般 地 域	50	未	未
	県 営(長寿命化型) 中 山 間 地 域	55	未	未
適 用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			
	参考事業 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
	小規模			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>1. ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備</p> <p>(2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事</p> <p>(3) 長寿命化型 施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事</p>			
要件	<p>(1) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの ① 防災受益面積がおおむね 7ha 以上又は想定被害額(農外)が 4,000 万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ② 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの <p>・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 <p>・耐震性向上のための整備にあつては次のいずれか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故によって被害を生ずる恐れのあるため池の改修であつて、地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる可能性があるもの ④ 災害防除対策推進地域等に該当する地域で行う事業であつて、耐震化対策整備計画が策定されている <p>・要領別紙3-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの</p> <p>(2) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね 2ha 以上のもの(ため池緊急対策の場合を除く) ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であつて、総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの ・要領別紙3-2の第3の2~4に示されている要件を満たすもの <p>(3) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長寿命化計画が策定されており、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの。 			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県 営(地震・豪雨対策型) 一般地域	50	未	未
	県 営(地震・豪雨対策型) 中山間地域	55	34	11
	県 営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県 営(一般整備型) 一般地域	50	未	未
	県 営(一般整備型) 中山間地域	55	30	15
	県 営(一般整備型) 離 島	60	31	9
	県 営(長寿命化型) 一般地域	50	未	未
	県 営(長寿命化型) 中山間地域	55	未	未
県 営(長寿命化型) 離 島	60	未	未	
適 用	<p>島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。</p> <p>参考事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)					
	小規模					
事業主体	団体営					
事業内容	<p>1. ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修。</p> <p>(2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附属施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事</p>					
要件	<p>(1) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ① 防災受益面積がおおむね 7ha 以上又は想定被害額(農外)が 4,000 万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ② 事業費がおおむね 800 万円以上のもの ・耐震性向上のための整備にあつては次のいずれか。 <ol style="list-style-type: none"> ① 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故によって被害を生ずる恐れのあるため池の改修であつて、地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる可能性があるもの ② 災害防除対策推進地域等に該当する地域で行う事業であつて、耐震化対策整備計画が策定されている ・要領別紙3-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの <p>(2) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね 2ha 以上のもの ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であつて、総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの ・要領別紙3-2の第3の2～4に示されている要件を満たすもの 					
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱					
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)					
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱					
補助率	区 分			国	県	その他
	団体営(地震・豪雨対策型)	一般地域		50	未	未
	団体営(地震・豪雨対策型)	中山間地域		55	未	未
	団体営(地震・豪雨対策型)	離 島		60	未	未
	団体営(一般整備型)	一般地域		50	25	25
	団体営(一般整備型)	中山間地域		55	25	20
	団体営(一般整備型)	離 島		60	未	未
適用	<p>島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。</p> <p>参考事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 					

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
事業主体	県 営			
	大規模、小規模			
事業内容	<p>2. ため池群整備工事 複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附属施設の整備、 周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。</p> <p>3. 実施計画策定等</p> <p>(1)実施計画策定 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。</p> <p>(2)耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。</p> <p>(3)施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。</p> <p>(4)ため池群調査計画策定 ため池の決壊防災や洪水調整機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、農用地災害防止ため池整備計画策定</p>			
要件	<p>ため池群整備工事 防災重点ため池を含むもの 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。</p> <p>1) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。 2) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの。 3) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。</p> <p>● 大規模事業</p> <p>1) かんがい受益面積の合計が概ね 80ha 以上であること。 2) 防災受益面積の合計が概ね 2,00ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 10 億円以上のもの。 3) 離島振興地域については、防災受益面積の合計が概ね 80ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 4 億円以上のもの。 4) 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p> <p>● 小規模事業</p> <p>1) かんがい受益面積の合計が概ね 10ha 以上であること。 2) 防災受益面積の合計が概ね 20ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 1 億円以上のもの。 3) 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p>			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	ため池群整備工事(県営)	55	未	未
	ため池群整備工事(団体営)	55	未	未
	実施計画策定等	100	0	0
適用	<p>3の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和7年度までは定額補助 島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。</p> <p>参考事業 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業</p>			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
	大規模			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>1. ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備</p> <p>(2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事</p>			
要件	<p>(1) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。 ① 防災受益面積がおおむね 70ha 以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの。ただし離島においては防災受益面積がおおむね 40ha 以上以上かつ受益面積がおおむね 40ha 以上のもの。 ② 防災受益面積がおおむね 7ha 以上かつ受益面積がおおむね 2ha 以上であって、想定被害額(農外)が3億円以上のもの。 ・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が 10ha 以上であり、次に掲げるもの。 ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 ・要領別紙17-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの。 <p>(2) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね 100ha 以上のもの(中山間地域の場合おおむね 70ha 以上、離島の場合おおむね 20ha 以上)。 ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの(中山間地域の場合おおむね 4,000 万円以上)。 ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が 1,000m³ 以上であつて、総事業費の合計がおおむね 4,000 万円以上のもの。 ・要領別紙17-2の第3の1~4に示されている要件を満たすもの。 			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県営(地震・豪雨対策型) 一般地域	55	34	11
	県営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県営(一般整備型) 一般地域	55	34	11
	県営(一般整備型) 離 島	60	34	6
適 用	<p>・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。</p> <p>・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度~令和12年度)となる。</p>			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
	小規模			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>1. ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型 耐震性向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備</p> <p>(2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事</p>			
要件	<p>(1) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。 ① 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上であって、かつ受益面積がおおむね2ha以上のもの ② 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの <p>・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が10ha以上であり、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 <p>・要領別紙17-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの</p> <p>(2) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費がおおむね4,000万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が1,000m³以上であつて、総事業費の合計がおおむね4,000万円以上のもの ・要領別紙17-2の第3の1~4に示されている要件を満たすもの 			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県営(地震・豪雨対策型) 一般地域	55	34	11
	県営(地震・豪雨対策型) 離 島	60	34	6
	県営(一般整備型) 一般地域	55	34	11
	県営(一般整備型) 離 島	60	34	6
適用	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度~令和12年度)となる。 			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
	小規模			
事業主体	団体営			
事業内容	<p>1. ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型</p> <p>耐震性向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備</p> <p>(2) 一般整備型</p> <p>築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事</p>			
要件	<p>(1) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。 ① 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上であって、かつ受益面積がおおむね2ha以上のもの ② 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの <p>・農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が10ha以上であり、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 ② 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ③ 対象農地の関連整備 <p>・要領別紙17-2の第2の1、2に示されている要件を満たすもの</p> <p>(2) の事業に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費がおおむね4,000万円以上のもの ・ため池の廃止にあつては廃止するため池の貯水量の合計が1,000m³以上であつて、総事業費の合計がおおむね4,000万円以上のもの ・要領別紙17-2の第3の1~4に示されている要件を満たすもの 			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	団体営(地震・豪雨対策型) 一般地域	55	未	未
	団体営(地震・豪雨対策型) 離島	60	未	未
	団体営(一般整備型) 一般地域	55	未	未
	団体営(一般整備型) 離島	60	未	未
適用	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度~令和12年度)となる。 			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)			
事業主体	県営、団体営			
	大規模、小規模			
事業内容	<p>2. ため池群整備工事</p> <p>複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。</p>			
要件	<p>2. ため池群整備工事</p> <p>防災重点農業用ため池を含むもの</p> <p>防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。</p> <p>1)ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。</p> <p>2)ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの。</p> <p>3)決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。</p> <p>● 大規模事業</p> <p>1)受益面積の合計がおおむね 80ha 以上であること。</p> <p>2)防災受益面積の合計がおおむね 200ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 10 億円以上のもの。</p> <p>3)離島については、防災受益面積の合計がおおむね 80ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 4 億円以上のもの。</p> <p>4)農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p> <p>● 小規模事業</p> <p>1)受益面積の合計がおおむね 10ha 以上であること。</p> <p>2)防災受益面積の合計がおおむね 20ha 以上又は想定被害額(農外)の合計が 1 億円以上のもの。</p> <p>3)農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p>			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	ため池群整備工事(大規模) 一般地域	55	未	未
	ため池群整備工事(大規模) 離島	60	未	未
	ため池群整備工事(小規模) 一般地域	55	未	未
	ため池群整備工事(小規模) 離島	60	未	未
適用	<p>・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。</p> <p>・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度～令和12年度)となる。</p>			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)
事業主体	県営、団体営
	大規模、小規模
事業内容	<p>3. 実施計画策定等</p> <p>(1)劣化状況評価 ため池総合整備工事及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価</p> <p>(2)豪雨耐性評価 ため池総合整備工事及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価</p> <p>(3)地震耐性評価 ため池総合整備工事及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価</p> <p>(4)ため池緊急防災対策情報整備 計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備</p> <p>(5)実施計画策定 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定</p> <p>(6)ため池群調査計画策定 防災重点農業用ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から農用地災害防止ため池整備計画の策定</p> <p>(7)ハード整備の着手促進 ため池総合整備工事及びため池群整備工事に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者の確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施</p> <p>(8)農業水利施設安全対策推進計画の策定 特に安全施設の整備が必要な防災重点農業用ため池について記載した農業水利施設安全対策推進計画の策定</p> <p>4. 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施</p> <p>5. 緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施</p> <p>6. 安全施設の整備 防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備</p>
要件	<p>3(7). ハード整備の着手促進 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの</p> <p>3(8). 農業水利施設安全対策推進計画の策定 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること</p> <p>4. 監視・管理体制の強化 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの</p> <p>5. 緊急的な防災対策 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね 2ha 以上のもの</p> <p>6. 安全施設の整備</p> <p>1) 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。</p> <p>2) 1地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上となること。</p>

実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙17、17-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	劣化状況評価	100	0	0
	地震耐性評価	100	0	0
	豪雨耐性評価	100	0	0
	ため池緊急防災対策情報整備	100	0	0
	実施計画策定	100	0	0
	ため池群調査計画策定	100	0	0
	ハード整備の着手促進	55	未	未
	安全対策推進計画策定	55	未	未
	監視・管理体制の強化	100	0	0
	緊急的な防災対策	100	0	0
	安全施設の整備	55	未	未
適 用	<p>・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。</p> <p>・防災重点農業用ため池緊急整備事業の予算措置は、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内(令和3年度～令和12年度)となる。</p>			

補助事業名	農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)
事業主体	県又は団体。ただし、1の(2)および2の事業は県
事業内容	<p>1. 湛水防除事業</p> <p>(1) 排水施設整備対策工事</p> <p>ア. 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件等の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として過去に応急の湛水排除事業が実施された地域)でこれを防止するために行う排水施設の整備。</p> <p>イ. 同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水施設の整備。</p> <p>ウ. アによって整備された施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更</p> <p>(2) クリーク防災機能保全対策</p> <p>農業用の水路網(以下、クリーク)の密度又は貯留容量が一定以上であって、湛水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の整備、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地</p> <p>2. 地盤沈下対策事業</p> <p>地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備。</p> <p>3. 用排水施設整備事業</p> <p>(1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備。</p> <p>(2) 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急的に行う農業用排水施設の新設又は変更</p> <p>(3) 風水害等により土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路の整備、又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置。</p> <p>(4) 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等</p> <p>4. 実施計画等策定</p> <p>(1) 実施計画策定</p> <p>整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。</p> <p>(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定</p> <p>大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。</p> <p>(3) 施設長寿命化計画策定</p> <p>機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。</p>
要件	<p>●大規模・小規模事業に共通する要件</p> <p>1. 湛水防除事業</p> <p>(1)排水施設整備対策工事</p> <p>アの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当すること ①排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった ②受益戸数の農家以外が占める割合又は受益面積の農地以外が占める割合が1/5以上で、しばしば湛水被害を受ける ③地盤沈下等による湛水被害が著しい ④受益面積と流域面積との比が3倍以上で、負担に耐えないもの <p>・排水調整池を対象とする場合、耕作放棄地を利用すること。また、自然環境を保護するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。</p> <p>イの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のすべてを満たすもの ①排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象にするもの ②同一水系の排水河川に係る地域である等一元管理を必要とする地域で実施するもの ③防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で施すもの <p>(2)クリーク防災機能保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の条件のいずれか ①市長村を単位として、受益農用地に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が6.7%以上である ②市町村を単位として、受益農用地100haあたり67,000 m³以上の貯留容量を有する

2. 地盤沈下対策事業

・当該農業用施設の地盤沈下による機能低下率がおおむね 30%以上のもの。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りでない。

- ①水源を地下水以外のものに変換するために行う農業用排水施設の新設及び変更
- ②地盤沈下対策を目的として実施した事業(本事業含む)により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う変更

3. 用排水施設整備事業

●大規模事業

1. 湛水防除事業

(1)排水施設整備対策工事

ア及びウの事業

受益面積がおおむね 400ha(離島にあってはおおむね 300ha)以上、かつ、総事業費がおおむね 5 億円以上のもの

イの事業

受益面積がおおむね 1000ha 以上のもの

(2)クリーク防災機能保全対策

受益面積がおおむね 100ha 以上のもの

2. 地盤沈下対策事業

・受益面積がおおむね 400ha 以上のもの

3. 用排水施設整備事業

・頭首工にあっては流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって次のいずれかに該当するもの

- ①決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響を生ずるおそれのあるもの
- ②流木又は土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの

・樋門にあっては、堤防と一体となっている樋門にあって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響を生ずるおそれのあるもの

・用水又は排水機場にあっては、次のいずれかに該当するもの

- ①排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害を生じているもの
- ②用水または排水機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの

・水路にあっては、次のいずれかに該当するもの

- ①山腹部に築造された水路にあって、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- ②盛土又は軟弱地盤の上に築造された水路にあって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- ③一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの
- ④サイホン、水路橋又は暗渠等の損傷により、農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの
- ⑤①～④までと一連の施設で、分離して施工することが効用上困難なもの

(1)および(2)の事業

【都道府県が行うもの】

- ・受益面積がおおむね 400ha 以上(中山間地域においては 200ha)のもの
- ・総事業費がおおむ 8,000 万円以上(中山間地域で行なうもの又はため池総合整備事業においては 3,000 万円)のもの

【都道府県以外が行うもの】

- ・受益面積がおおむね 200ha 以上(中山間地域においては 100ha)のもの
- ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上(中山間地域においては 3000 万円)のもの

(3)および(4)の事業

【都道府県が行うもの】

- ・湖岸堤防工事にあっては、防災受益面積がおおむね 20ha 以上のもの
- ・土砂崩壊防止工事にあっては、防災受益面積がおおむね 5ha 以上のもの
- ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの(離島で行なうものの場合)

【都道府県以外が行うもの】

- ・防災受益面積がおおむね 200ha 以上のもの(土砂崩壊防止工事を除く)
- ・総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

	<p>●小規模事業</p> <p>1. 湛水防除事業</p> <p>(1)排水施設整備対策工事</p> <p>ア及びウの事業 受益面積がおおむね 30ha 以上、かつ、総事業費がおおむね 5,000 万円以上のもの</p> <p>イの事業 受益面積がおおむね 100ha 以上のもの</p> <p>(2)クレーク防災機能保全対策工事 受益面積がおおむね 20ha 以上のもの</p> <p>2. 地盤沈下対策事業 ・受益面積がおおむね 20ha 以上のもの</p> <p>3. 用排水施設整備事業 ・頭首工、樋門、用排水機場及び水路において、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの</p> <p>(1)及び(2)の事業 受益面積がおおむね 20ha 以上(中山間地域においては 10ha)、かつ、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの</p> <p>(3)及び(4)の事業</p> <p>【都道府県が行うもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸堤防工事にあつては、防災受益面積がおおむね 20ha 以上のもの ・土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益面積がおおむね 5ha 以上のもの ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの(離島で行なうものの場合) <p>【都道府県以外が行うもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積がおおむね 20ha 以上のもの(土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費がおおむね 800 万円以上のもの 			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙第4, 4-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	湛水防除事業(大規模)	55	未	未
	湛水防除事業(小規模) 一般地域	50	未	未
	湛水防除事業(小規模) 中山間地域	55	未	未
	地盤沈下対策事業(大規模)	55	未	未
	地盤沈下対策事業(小規模) 一般地域	50	未	未
	地盤沈下対策事業(小規模) 中山間地域	55	未	未
	用排水施設整備事業(大規模) 一般地域	55	未	未
	用排水施設整備事業(大規模) 離 島	60	未	未
	用排水施設整備事業(小規模) 一般地域	50	未	未
	用排水施設整備事業(小規模) 中山間地域	55	29	16
	用排水施設整備事業(小規模) 離 島	60	未	未
	実施計画策定等	100	未	未
適 用	2の事業においては都道府県が34%以上を負担する場合に限る。 4の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和7年度までは定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(地域防災機能増進事業)
事業主体	県又は市町村
事業内容	<p>1 土地改良施設豪雨対策事業 地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果を発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設。 (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設。 (2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設。 (3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設。</p> <p>2 土地改良施設耐震対策事業 土地改良施設のうち、次のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物の耐震改修。 (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設。 (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設。 (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設。 (4) 地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む)に影響を与える施設。</p> <p>3 農道防災対策工事 土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの(ただし、維持管理に係るものは除く。)であって、次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、2の事業要件を準用するものとする。 (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設 (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設</p> <p>4 実施計画策定 (1) 実施計画策定・・・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定・・・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定する。</p>
要件	<p>○1の事業を実施する場合は地域排水機能強化計画が策定されており、以下のいずれかに該当するもの ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益が概ね 30ha以上のもの</p> <p>○2、3の事業により耐震化対策を実施する場合は、土地改良施設が以下のいずれかの地域に存在するもの ① 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域 ③ 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生する恐れの高い地域</p> <p>○2の事業を実施する場合は耐震化対策整備計画が策定されており、(1)、(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。 (1) 大規模事業 ① 防災受益面積が 400ha 以上のもの (2) 小規模事業 ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益面積が概ね 30ha 以上のもの</p> <p>○3の事業を実施する場合は防災対策の必要性が整理されており、(1)、(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、2の事業要件を準用するものとする。 (1) 大規模事業 ① 防災受益面積が 400ha 以上のもの (2) 小規模事業 ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益面積が概ね 30ha 以上のもの</p> <p>○4の事業を実施する場合、調査計画事業計画概要書を策定する。</p>

実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙6)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1 の 事 業 内 地	55	未	未
	1 の 事 業 離 島	55	未	未
	2 の 事 業 (大 規 模)	55	37	8
	2 の 事 業 (小 規 模)	55	32	13
	3 の 事 業 (大 規 模 : 内 地) 県 営	55	37	8
	3 の 事 業 (大 規 模 : 離 島) 県 営	55	36	9
	3 の 事 業 (小 規 模 : 内 地) 県 営	55	32	13
	3 の 事 業 (小 規 模 : 離 島) 県 営	55	34	11
	3 の 事 業 (小 規 模 : 内 地 ・ 離 島) 団 体 営	55	15	30
4 の 事 業	100	0	0	
適 用	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。 ・2の事業の離島の補助率は未定。 ・3の事業について、県営事業要件は下記①～④すべての要件に満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ①受益面積30ha以上、②総事業費3千万円以上、③車道幅員が概ね4.0m以上、④農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象。 ・3の事業について、団体営要件は下記①～②両方の要件に満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ①県営事業の実施要件以外とする。②市町村が実施主体となり、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象。 ・4の事業において、二次被害が予想される地区における施設に係るものであって令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助 			

補助事業名	農村地域防災減災事業(農業用河川工作物等応急対策事業)			
事業主体	県又は団体			
事業内容	<p>1 農業用河川工作物応急対策事業</p> <p>(1) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。</p> <p>(2) 工作物の本来の機能が失われ、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。</p> <p>2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業</p> <p>地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの(高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る)。</p> <p>3 実施計画策定等</p> <p>(1) 実施計画策定</p> <p>整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。</p> <p>(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定</p> <p>大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。</p>			
要件	<p>○大規模事業</p> <p>総事業費が概ね1億円以上のもの</p> <p>ただし、離島にあっては、5,000万円以上のもの</p> <p>○小規模事業</p> <p>総事業費が概ね800万円以上のもの</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙7)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1の事業(1億円以上:県営) 一般地域	55	37	8
	1の事業(1億円以上:県営) 中山間地域	55	37	8
	1の事業(5千万~1億未満) 一般地域	50	42	8
	1の事業(5千万~1億未満) 中山間地域	55	42	3
	1の事業(8百万~5千万未満) 一般地域	50	32	18
	1の事業(8百万~5千万未満) 中山間地域	55	32	13
	2の事業	50, 55	未	未
	3の事業	100	0	0
適用	<p>島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。</p> <p>3の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和7年度までは定額補助</p>			

補助事業名	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業) 地すべり防止工事 地すべり防止施設長寿命化対策工事		農村地域防災減災事業(地すべり対策事業) 関連事業																							
事業主体	県 営		団 体 営																							
事業内容	<p>1 地すべり防止工事 地すべり防止法第3条により指定された防止区域で地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事。</p> <p>4 地すべり防止施設長寿命化対策工事 地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事。</p> <p>5 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの</p>		<p>3 関連事業 地すべり防止工事と直接関連して実施することにより、地すべり防止機能を果たすもの、また地すべりによる二次被害の増大を排除するもの、及び土地利用を合理化することによって被害を軽減するもの。 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、区画整理、農道の整備。</p>																							
採択要件	<p>○1の事業を実施する場合は総事業費が 70,000 千円以上。</p> <p>○4の事業を実施する場合は施設長寿命化計画が策定されており総事業費が 8,000 千円以上。</p> <p>地すべり防止区域指定基準</p> <p>1. 貯水量 30,000m³ 以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道。</p> <p>2. 農地面積 10ha 以上、または、農地面積が5～10ha 未満の場合にあつては、下表のとおり計 10 を満足するものであること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>農地 (ha)</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>人家 (戸数)</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table>		農地 (ha)	5	6	7	8	9	人家 (戸数)	5	4	3	2	1	計	10	10	10	10	10	<p>○3の事業を実施する場合は地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの。</p> <p>詳細は「農地地すべり対策事業便覧」による。</p>					
農地 (ha)	5	6	7	8	9																					
人家 (戸数)	5	4	3	2	1																					
計	10	10	10	10	10																					
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱																									
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙11)																									
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱																									
補助率	区 分	国	県	その他	区 分	国	県	その他																		
	地すべり防止工事	1/2	1/2	0	区画整理、暗渠排水事業 内 地	(40)1/3	(30)30	(30)36.7																		
	地すべり防止施設 長寿命化対策工事	1/2	1/2	0	" 離 島	50	30	20																		
	施設長寿命化計画策定	1/2	1/2	0	農道整備事業傾斜度 15° 未満内 地	45	25	30																		
					" 離 島	50	25	25																		
					15° 以上内 地	50	20	30																		
					" 離 島	50	25	25																		
					かんがい排水施設及び ため池の整備	50	未	未																		
適 用	<p>1. 補助率欄の()は、県、市町村以外が事業主体となる場合の補助率。</p> <p>2. 過疎債適用該当地区にあつては、農道整備事業の県費補助率は 5%とする。但し、年度事業費の 6%又は 4.5%を県の交付金により助成する。</p>																									

補助事業名	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)
事業主体	県又は市町村
事業内容	<p>1 農村防災施設整備</p> <p>(1) 緊急避難路整備・・・集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの ただし、道路法の市町村道のうち幹線市町村道は対象としない。</p> <p>(2) 緊急避難施設整備・・・集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の新設及び変更</p> <p>(3) 防火水槽整備・・・集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の新設及び変更</p> <p>(4) 緊急避難施設の耐震化・・・農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化</p> <p>(5) 情報基盤施設整備・・・土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備</p> <p>(6) 雪崩防止施設整備・・・雪崩予防柵、防雪柵等の新設</p> <p>(7) 防護柵等安全設備・・・集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の新設及び変更</p> <p>(8) 災害防除林・・・台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの新設及び変更</p> <p>2 農業生産基盤整備</p> <p>(1) 農業用排水施設整備・・・農業用排水施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(2) 区画整理・・・農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業</p> <p>(3) 農用地造成・・・農用地以外の土地の畑地への地目転換(農用地間の地目変更を含む。)とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(4) 農道整備・・・農道、農道橋の索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更</p> <p>(5) 農用地の改良又は保全・・・農用地の改良又は保全上必要な事業</p> <p>3 農村生活維持施設整備</p> <p>(1) 農業集落道路整備・・・農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の新設及び変更 ただし、道路法の市町村道のうち幹線市町村道は対象としない。</p> <p>(2) 営農飲雑用水施設整備・・・家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがいを除く。)、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の新設及び変更</p> <p>(3) 農業集落排水施設整備・・・農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の新設及び変更</p> <p>(4) 農業施設等用地整備・・・区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備</p> <p>4. 実施計画策定</p> <p>(1) 実施計画策定・・・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。</p> <p>(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定・・・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定する。</p>
要件	<p>○1の事業を実施する場合は農村防災施設整備事業計画書を策定し、要件は次に掲げるとおりとする。</p> <p>次の(1)、(2)のいずれかの区域であり、かつ(3)を満たすこと</p> <p>(1) 災害防除対策推進地域等であるもの</p> <p>(2) 用排水施設等整備の受益地内もしくは、受益地内を含むその周辺地域にあるもの</p> <p>(3) 調査計画事業の安全度評価における調査において必要と認められたもの</p> <p>○2の事業を実施する場合、甚大な災害発生地域であり、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業 概ね 60ha 以上</p> <p>(2) 区画整理備事業 概ね 60ha 以上</p> <p>(3) 農用地造成事業 概ね 40ha 以上</p> <p>(4) 農道整備事業 概ね 50ha 以上</p> <p>(5) 農用地の改良又は保全事業 概ね 20ha 以上</p> <p>○3の事業を実施する場合、甚大な災害発生地域であり、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業又は2の事業と併せ行う事業であること。</p> <p>○4の事業を実施する場合、調査計画事業計画概要書を策定する。</p>

実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙13、要領別紙13-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1 の 事 業 内 地	55	未	未
	1 の 事 業 離 島	60	未	未
	緊急避難路整備事業(内地)	55	35	10
	緊急避難路整備事業(離島)	60	未	未
	2 の 事 業 内 地	55	未	未
	2 の 事 業 離 島	60	未	未
	3 の 事 業 内 地	55	未	未
	3 の 事 業 離 島	60	未	未
4 の 事 業	100	0	0	
適 用	島根県は県下全域が中山間地域 緊急避難路整備のみ負担率決定 4の事業において、二次被害が予想される地区における施設に係るものであって令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助			

補助事業名	農村地域防災減災事業(農業水利施設危機管理対策事業)			
事業主体	県(ただし、2の事業は県又は団体)			
事業内容	1. 農業水利施設安全対策推進計画の策定 2. 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備			
要件	1の事業については、「農業水利施設の安全対策実施方針」に定めた対策であること。 2の事業については、次の事項に該当すること。 1)「農業水利施設の安全対策実施方針」に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。 2)1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙第16)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1の事業(県営)	55	未	未
	42の事業(県営及び団体営)	55	未	未
適用	・島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池緊急防災環境整備事業)			
事業主体	1, 2, 4(ため池の統廃合に係るものを除く)及び5の事業にあつては県又は団体 3, 4(ため池の統廃合に係るものに限る)の事業にあつては県又は市町村 ※団体とは市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認めるもの			
事業内容	<p>(1) 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な観測機器の設置等</p> <p>(2) 緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施</p> <p>(3) 地域防災上のリスク除去 農業用または旧農業用ため池の廃止かつ代替水源の確保</p> <p>(4) ハード整備の着手促進 ハード事業に着手するために必要なため池敷所有者を確定する為の相続関係調査、用地境界を確定するための測量等の実施</p> <p>(5) 実施計画策定 事業の実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定</p>			
要件	<p>(1) 監視・管理体制の強化 及び 緊急的な防災対策 ・防災重点農業用ため池であつて、受益面積がおおむね2ha 以上のもの</p> <p>(2) 地域防災上のリスク除去(ため池廃止) ・防災重点農業用ため池であつて、想定被害額(農外)が 500 万円以上のもの。 ・廃止に伴い代替水源を確保するための施設整備を伴うもの。 ・廃止後の維持管理を行う者と、見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について明らかにしておくこと ・埋め立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く</p> <p>(3) ハード整備の着手促進 事業内容(1)(2)を実施するために行うものは(1)の要件 事業内容(3)を実施するために行うものは(2)の要件</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙14、14-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	監視・管理体制の強化(観測機器設置)	100	0	0
	緊急的な防災対策(ため池補修等)	100	0	0
	地域防災上のリスク除去(ため池廃止)	100	0	0
	ハード整備の着手促進(相続関係調査等)	55	未	未
	実施計画策定等	100	0	0
適用	<p>採択期間</p> <p>(1)(2)および(4)は令和12年度までとする(ただし、(4)の事業にあつてはため池廃止に関するものを除く)</p> <p>(1)(2)(5)の事業において、二次災害が予想される地区における施設に係るものは、令和12年度までは定額補助</p>			

事業名	土地改良施設突発事故復旧事業(補助)			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>土地改良事業等によって造成された施設(農業水利施設、農道)について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1. 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>2. 機能回復を行う復旧工事 施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置</p> <p>3. 緊急応急工事 1、2に掲げるもののうち、地方農政局長が緊急に施行する必要があると認める応急工事</p> <p>[対象外となる被害]</p> <p>(1) 暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの (2) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの (3) 基だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの (4) 施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの (5) 維持工事として復旧できる被害の程度が小さいもの</p>			
要件	<p>1. 末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上(中山間地域にあつては、おおむね10ヘクタール以上)。ただし、かんがい期に発生する等農業生産への影響が大きいもの、施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの、地域の経済活動や生活機能への影響が大きいものはこの限りではない。</p> <p>2. 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上</p> <p>3. 適切に保全管理されているものであること(維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること、機能保全計画等を定めた上で計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること)</p> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づく応急工事計画の策定(市町村営事業の場合は、市町村が議会の議決を経て策定。土地改良区営事業の場合は、総会の議決を経たのち知事の許可を受けて策定。) 土地改良区が事業主体となる場合は定款にその旨位置づけることが必要 			
実施要綱	土地改良施設突発事故復旧事業実施要綱			
実施要領	土地改良施設突発事故復旧事業実施要領			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	内 地 (県 営) (団 体 営)	50	未定	未定
			25	25
	中山間地域 (県 営) (団 体 営)	55	未定	未定
			22.5	22.5
離 島 (県 営) (団 体 営)	60	未定	未定	
		20	20	
適用	<ul style="list-style-type: none"> 実施要綱において、国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものと規定 農家負担金を徴収する場合、市町村営事業では農家負担を徴収する旨と3分の2以上の同意徴収を得ることを条例に定めることが求められ、土地改良区営事業では同意徴収の必要はないが農家負担を徴収することを定款に定めておくことが必要 <p>・中山間地域は、5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域を含む市町村に適用</p> <p>・事故発生日の翌日から1週間以内に被害状況、被害額等を報告</p> <p>・事故発生日から60日以内に事業計画書等を提出</p> <p>・事業主体は、施設の状態や管理状況等を普段から把握している施設管理者等(市町村、土地改良区)を原則とする。</p>			

事業名	土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)			
事業主体	国 営			
事業内容	<p>国営土地改良事業によって造成された施設(農業水利施設、農道)について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1. 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>2. 機能回復を行う復旧工事 施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置</p> <p>3. 緊急応急工事 1のうち緊急に施行する必要がある工事(財務省との協議が必要)</p> <p>[対象外となる被害]</p> <p>(1) 暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの (2) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの (3) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの (4) 施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの (5) 維持工事として復旧できる被害の程度が小さいもの</p>			
要件	<p>1. 対象施設 国営土地改良事業で造成した施設</p> <p>2. 面積 支配面積がおおむね100ヘクタール以上</p> <p>3. 事業費 復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上、又は、高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの</p> <p>4. 保全管理 適切に保全管理されているもの ・維持管理事業計画等に基づく管理がなされていること ・機能保全計画等の策定及び活用がなされていること</p>			
実施要綱	土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)実施要綱			
実施要領	土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)実施要領			
交付要綱	—			
負担率	区分	国	県	その他
	内地	2/3	30	3.4
	・実施要綱において、国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものと規定			
適用	<p>※事故発生後7日以内に農村振興局へ報告すること</p> <p>施設管理者(市町→県)→農政局→農村振興局</p>			

農山漁村 交付金事業名	海岸保全施設整備事業		
(参考) 補助事業名	海岸保全施設整備事業		
事業主体	県	営	団 体 営
事業内容	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。 1. 海岸保全施設整備 (1)高潮対策 (2)侵食対策 (3)海岸耐震対策 (4)海岸堤防等老朽化対策 2. 津波・高潮危機管理対策 3. 海岸環境整備		
要件	<p>1. 高潮及び侵食対策(事業主体は海岸管理者)は次にあげる要件をみたすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高潮、津波、波浪、侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1 km当りの防護面積が5ha 以上又は防護人口が50 人以上を基準とする ②(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ③事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費は内地1 億円、離島5,000 万円以上 <p>2. 海岸耐震対策(事業主体は海岸管理者)は次に満たす要件をみたすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(役場、警察署、消防署、病院等)を有しており、大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがあり、緊急的な対策を要する海岸 ②(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ③事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が県営5,000 万円以上、市町村営2,500 万円以上 <p>3. 海岸堤防等老朽化対策(事業主体は海岸管理者)は次に満たす要件をみたすもの</p> <p>(1)長寿命化計画の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既に策定されている長寿命化計画について、水門・陸閘等の施設の追加又は統廃合を反映させ、令和5年度までに変更されるもの ②既に策定されている長寿命化計画について、沖合施設の追加又は新技術等を活用した施設の点検手法などを反映させ、令和7年度までに変更されるもの <p>(2)老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 ②老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの ③海岸保全基本計画書等に基づき(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ④事業計画に位置付ける総事業費が県営5,000 万円以上、市町村営2,500 万円以上 ⑤農地の保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家等、引き続き海岸保全区域として保全する必要がある場合は、上記要件に加え、海岸保全区域適正化計画書を策定すること <p>4. 津波・高潮危機管理対策(事業主体は海岸管理者)は次にあげる要件をみたすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸 ②地域の防災計画等に基づき(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区 ③事業計画に従って実施される事業で、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること ④堤防、護岸等海岸保全施設の破壊防止は以下のいずれかの施設を対象とするものに限ること <ul style="list-style-type: none"> ㊦施設の耐震化に資するもの ㊧津波又は高潮の波力に耐えられない程度に損傷が著しいもの ㊨避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの ⑤事業計画に位置付ける総事業費が県営5,000 万円以上、市町村営2,500 万円以上 <p>5. 海岸環境整備(事業主体は県又は市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場等施設のある地域又は計画されている地域において、より海浜利用が進捗される機能を発揮するために行う施設の新設若しくは改良で総事業費が1 億円以上のもの ②広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定及び①で定めた施設等の新設又は改良で総事業費が1 億円以上のもの ③侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1 億円以上のもの ④自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で、総事業費が1 億円以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ㊦国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸 ㊧国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸 ⑤農地保全に係る海岸の区域に限り、ヘドロ等の除去で総事業費が1 億円以上のもの、海岸保全区域の放置座礁船の処理で総事業費が5,000 万円以上 		

実施要領	農山漁村地域整備事業交付金実施要領 別紙11							
交付率	区分	国	県	その他	区分	国	県	その他
	高潮侵食対策(内地)	50	50	0	高潮侵食対策((内地)	50	未	未
	”(離島)	55	45	0	”(離島)	55	未	未
	海岸耐震対策(内地)	50	未	未	海岸耐震対策(内地)	50	未	未
	海岸耐震対策(離島)	55	未	未	海岸耐震対策(離島)	55	未	未
	海岸堤防等老朽化対策(内地)	50	未	未	海岸堤防等老朽化対策(内地)	50	未	未
	海岸堤防等老朽化対策(離島)	55	未	未	海岸堤防等老朽化対策(離島)	55	未	未
	津波・高潮危機管理対策(内地・離島)	50	未	未	津波・高潮危機管理対策(内地・離島)	50	未	未
	海岸環境整備	1/3	未	未	海岸環境整備	1/3	未	未
適用	(1)海岸堤防等老朽化対策のうち、機能の回復を行うものの国費率は50%							

(3)用排水施設の整備・保全対策及び施設の維持管理

水利係 [\(一覧に戻る\)](#)

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(基幹水利施設整備型)			
事業主体	県		営	
事業内容	農業用排水施設の新設、廃止又は変更。 (ダム、頭首工、用排水路、水管理改良施設等)			
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受益面積が概ね 200ha 以上、かつ末端支配面積が概ね 100ha 以上 ただし、国営附帯にあつては、末端支配面積が概ね 100ha 以上のものの受益面積の合計が概ね 200ha 以上 2. 畑を受益とする場合 受益面積が概ね 100ha 以上、かつ末端支配面積が概ね 20ha 以上 (上記 1. 2 のうち国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であつて、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く) 3. 既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合には、当該施設の機能保全計画が策定されていること 			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
	内地	50	25	25
	離島	50	未	未
適用	水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(排水対策特別型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(排水対策特別型)			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>(1) 麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路等の更新または整備</p> <p>(2) 用水路等の更新または整備及び区画整理、客土、暗渠排水事業であって(1)と一体不可分な範囲で施行することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>ア 排水施設と一体としての機能を有するもの</p> <p>イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの</p> <p>ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの</p>			
要件	<p>事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、(ア)または(イ)に該当する水田面積が、受益地内の概ね50%以上であること。</p> <p>(ア) 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田</p> <p>(イ) 常時地下水位が高い水田</p> <p>(ウ) (ア)または(イ)の水田と一体的に整備することが必要な水田</p> <p>(2) 受益面積が概ね20ha以上(離島にあつては概ね10ha以上)であること。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
	内地	50	25	25
	離島	50	27.5	22.5
適用	「水田の利活用計画」を策定 水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))																							
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)																							
事業主体	県 営 ・ 団 体 営																							
事業内容	<p>国営造成施設及び県営造成施設について、県が実施方針を策定し施設の機能診断、機能保全計画の作成、計画に基づく対策工事を一貫して実施する事業(実施方針は策定年度から5年間とし、毎年事業の進捗や調査の結果に応じて見直しを行う)</p> <p>(1) 国営造成施設及び県営造成施設について、機能診断を行い、機能保全計画を策定</p> <p>(2) 国営造成施設及び県営造成施設について、機能保全計画に基づいて対策工事を実施</p> <p>(3) 国営造成施設及び県営造成施設について、不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事を実施</p> <p>※事業実施主体 上記(1)(3)は都道府県、(2)については都道府県又は市町村</p>																							
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営土地改良事業、県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること ・ 機能保全計画の策定及び緊急補修工事をを行うとする都道府県営造成施設は、実施方針に位置づけられていること ・ 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないこと ・ 対策工事をを行う場合は、機能保全計画が策定されていること ・ 法事業として行う場合は、末端支配面積が100ha(畑は20ha)以上であること <p>【他の事業との関係】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">機能診断・対策</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ストックマネジメント</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ソフト</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ハード</td> <td style="text-align: center;">機能診断</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予防保全</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部分更新</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後保全</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> </table>				機能診断・対策	ストックマネジメント	ソフト	ハード	機能診断	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	予防保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	部分更新	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	事後保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設
機能診断・対策	ストックマネジメント	ソフト	ハード	機能診断					国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設													
				予防保全					国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設													
				部分更新					国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設													
				事後保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設																	
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱																							
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1、農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2																							
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱																							
補助率	区分	国	県	その他																				
交付率	県 営	50	29	21																				
	団 体 営	50	未	未																				
適用	<p>事業実施にあたっては、「保全整備事業計画書」を作成(法律補助として事業内容の(2)を実施する場合は「事業計画の概要」を作成)</p> <p>水利施設等保全高度化事業により実施する場合は「保全高度化整備計画」を作成</p>																							

農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全面型)																						
事業主体	団 体 営																						
事業内容	<p>団体営事業等で造成された施設について、県が策定する実施方針に基づき、市町村等が施設の機能診断、機能保全計画の作成、計画に基づく対策工事を一貫して実施する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む) 2. 団体営造成施設等に係わる機能保全計画に基づく対策工事の実施 3. 団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事の実施 4. 2の事業に係る実施計画の策定 <p>※事業実施主体は市町村又は当該施設の管理者</p>																						
要件	<p>(1) 1. の事業を実施するときは、末端支配面積が100ha以上であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるもの</p> <p>(2) 2. の事業を実施するときは、施設機能の向上を主な目的とせず、受益面積が100ha以上(1. の事業を実施しておらず、機能保全計画を作成した場合にあっては、10ha以上)</p> <p>(3) 3. の事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定される場合で、且つ施設機能の向上を主な目的としないこと</p> <p>※都道府県が作成する実施方針の対象としていない都道府県営造成施設及び団体営造成施設(地域農業水利施設の機能保全に関する実施方針)が対象となる</p> <p>(4) 4. の実施については、策定期間を1年以内とする</p> <p>【他の事業との関係】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">機能診断・対策</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ストックマネジメント</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ソフト</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ハード</td> <td style="text-align: center;">機能診断</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予防保全</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部分更新</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後保全</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> </table>			機能診断・対策	ストックマネジメント	ソフト	ハード	機能診断	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	予防保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	部分更新	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	事後保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設
機能診断・対策	ストックマネジメント	ソフト	ハード					機能診断	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設												
								予防保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設												
								部分更新	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設												
				事後保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設																
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱																						
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2																						
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱																						
補助率	区分	国	県	その他																			
交付率		50(55)	未定	未定																			
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯に適用																						
適用	事業内容の1～3の事業を予算補助として実施する場合は、「地域農業水利施設保全整備事業計画書」を作成 事業内容の4の事業を実施する場合は、「農業農村基盤整備実施計画地区概要表」を作成																						

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(農業用水再編対策型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(農業用水再編対策型)			
事業主体	県 営			
事業内容	用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの			
要件	<p>(1) 受益面積がおおむね200ha以上であって、かつ、末端支配面積が5ha以上のものであること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限を設けないものとする。</p> <p>(2) 実施地域内に100ha以上の農用地区域が含まれること。</p> <p>(3) 再編水量が毎秒0.5m³以上または再編水量の比率が10%以上</p> <p>(4) 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率	県営	50	未	未
適用	再編計画を策定 水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(地域用水機能増進型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(地域用水機能増進型)			
事業主体	県 営			
事業内容	用排水施設整備と併せて地域用水機能の増進に資する以下の整備を行う事業 1. 生活用水機能を有する施設 2. 防火用水機能を有する施設 3. 景観保全機能を有する施設 4. 消流雪用水機能を有する施設			
要件	1. 受益面積が概ね 200ha 以上、かつ末端支配面積が概ね 5ha 以上のものであること。 2. 当該地区内の末端支配面積 5ha 以上のすべての農業用排水路延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として 10%以上であること。 3. 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合が概ね 5%以上 4. 土地改良区又は市町村に「地域用水対策協議会」が設置されていること。 5. 地域用水環境整備計画を策定すること。			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率	県 営	50	25	25
適用	地域用水環境整備計画を作成 水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(水利施設集約再編型))			
事業主体	県		営	
事業内容	国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、国営造成施設、都道府県営造成施設またはこれらと一体的に行う団体営事業により造成された農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの			
要件	<p>1. 受益面積がおおむね 100ha(田以外の農用地を受益地とするものにおいては概ね 20ha)以上であること。</p> <p>2. 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。</p> <p>3. 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 2以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの(施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む)。</p> <p>(イ) 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率	県営	50	29	21
適用	「集約再編計画の概要」「事業計画の概要」を作成 保全高度化整備計画を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(低炭素農業水利システム構築型))			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。</p> <p>(1) 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備</p> <p>(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、(1)の事業と一体的に実施するもの</p> <p>(3) (1)の事業及び農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの</p> <p>(4) 国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)と併せて、農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの</p>			
要件	1. 低炭素排出土地改良施設整備計画を策定していること			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率		50	未	未
適用	<ul style="list-style-type: none"> ・保全高度化整備計画を作成すること ・低炭素排出土地改良施設整備計画を作成すること ・また、長寿命化対策と併せて行う場合は、機能保全計画の概要を作成すること ・農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは、省エネルギー化対策実施計画を作成すること(この場合、低炭素排出土地改良施設整備計画に代えることができる) ・農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和5年度から令和7年度まで(ただし、採択期間中に当該事業の実施に向けた調査等に着手した場合には、令和8年度以降であっても採択可能) 			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(洪水調整機能強化型))			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>(Ⅰ)洪水対策型</p> <p>「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結が完了または当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの</p> <p>下記の事業種類のうち1つ以上実施することが出来る</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業、(2) 堆砂対策事業、(3) 緊急水管理システム整備事業</p> <p>(Ⅱ)流域治水推進型</p> <p>用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの</p> <p>※事業実施主体</p> <p>上記(Ⅰ)については都道府県又は市町村、(Ⅱ)は都道府県</p>			
要件	<p>(Ⅰ)洪水対策型</p> <p>1. 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系であること</p> <p>2. 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること</p> <p>3. 緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること</p> <p>4. 県営「法律補助」事業として実施する場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積が概ね 100ha 以上のもの(田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積が概ね 20ha 以上のもの)であること</p> <p>(Ⅱ)流域治水推進型</p> <p>1. 受益面積が概ね 200ha (田以外の農用地を受益地とするものは概ね 100ha)以上であること</p> <p>2. 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること</p> <p>3. 以下のいずれかを満たす地域で実施すること</p> <p>(ア) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</p> <p>(イ) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</p> <p>(ウ) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率		50	未	未
適用	<p>保全高度化整備計画を作成</p> <p>(Ⅰ)で実施する場合:洪水調整機能強化計画を作成</p> <p>(Ⅱ)で実施する場合:流域治水推進整備計画を作成</p>			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(農地集積促進型))																																								
事業主体	県		営																																						
事業内容	<p>農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化</p> <p>1. 農業用排水施設整備事業 農業用排水施設の新設、廃止及び変更</p> <p>2. 1. と併せて一体的に実施する以下の事業</p> <p>(1) 暗渠排水事業</p> <p>(2) 客土事業</p> <p>(3) 区画整理事業</p> <p>3. 農業経営高度化支援事業 ※1. の事業と併せて一体的に実施するもの</p> <p>(1) 高度土地利用調整事業 ア) 指導事業 イ) 調査・調整事業</p> <p>(2) 農業経営高度化促進事業 中心経営体農地集積促進事業</p> <p>(3) 耕地利用高度化推進事業</p> <p>※事業実施主体は都道府県、ただし、3. (1)のイ、(2)、(3)については市町村等で実施可能</p>																																								
要件	<p>1. 受益面積の合計が概ね20ha(中山間地域等にあつては10ha)以上であること。</p> <p>2. 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率(受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合)が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実であること。</p> <p>(1) 受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合が概ね8割以上の場合(畑作物とは、麦類、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしよ、そば、なたねをいう)</p> <table border="1"> <tr> <td>現況</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>80%未満</td> <td>80%以上となること</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>5%ポイント以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>95%以上となること</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </table> <p>(2) (1)以外の場合(野菜、果樹、花き等)</p> <table border="1"> <tr> <td>現況</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>50%未満</td> <td>50%以上となること</td> </tr> <tr> <td>50%以上90%未満</td> <td>5%ポイント以上増加すること</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>95%以上となること</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </table>				現況	基準	80%未満	80%以上となること	80%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること	90%以上95%未満	95%以上となること	95%以上	担い手への利用集積が図られること	現況	基準	50%未満	50%以上となること	50%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること	90%以上95%未満	95%以上となること	95%以上	担い手への利用集積が図られること																	
現況	基準																																								
80%未満	80%以上となること																																								
80%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること																																								
90%以上95%未満	95%以上となること																																								
95%以上	担い手への利用集積が図られること																																								
現況	基準																																								
50%未満	50%以上となること																																								
50%以上90%未満	5%ポイント以上増加すること																																								
90%以上95%未満	95%以上となること																																								
95%以上	担い手への利用集積が図られること																																								
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱																																								
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1																																								
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱																																								
補助率	区分																																								
交付率	1. 農業用排水施設整備事業		国	県	その他																																				
	2. 暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業(1. と併せて一体的に実施)		50(55)	27.5	22.5(17.5)																																				
	3. 農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業	ア) 指導事業	50(55)	50(45)	0																																			
			イ) 調査・調整事業	50(55)	0	50(45)																																			
		(2)農業経営高度化促進事業 中心経営体農地集積促進事業		50(55)	50(45)	0																																			
	(3)耕地利用高度化推進事業		50(55)	27.5	22.5(17.5)																																				
()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用																																									
適用	<p>事業実施にあつては、「保全高度化整備計画」及び「集積地域整備計画」を作成 農業経営高度化支援事業を行うときは「農地集積促進計画」を作成</p> <p>指導事業の助成は農業用排水施設整備事業等の開始年度から集積地域整備計画に定める目標年度までにおいて行う。 調査・調整事業の助成は農業用排水施設整備事業等の開始年度から集積地域整備計画に定める目標年度までにおいて行う。 また、助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。 (1) 60ha 未満:1,500 千円 (2) 60ha 以上200ha 未満:2,000 千円 (3) 200ha 以上:4,000 千円</p> <p>中心経営体農地集積促進事業の助成は、農業用排水施設整備事業等にあつては、開始年度から集積地域整備計画に定める目標年度までにおいて、国営水利システム再編事業(農地集積促進型)にあつては、開始年度から農業経営高度化計画に定める目標年度までにおいて行う。 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は農業水利施設整備事業の事業費又は国営水利事業の対象事業費に以下の助成割合を乗じて得た額</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(1) 農業水利施設整備事業等と一体的に実施する場合</td> <td colspan="3">(2) 国営水利事業と一体的に実施する場合</td> </tr> <tr> <td>中心経営体集積率</td> <td>助成割合</td> <td>集約化加算※</td> <td>中心経営体集積率</td> <td>助成割合</td> <td>集約化加算※</td> </tr> <tr> <td>55%以上 65%未満</td> <td>… 5.5%</td> <td>+1.0%(計 6.5%)</td> <td>55%以上 65%未満</td> <td>… 5.5%</td> <td>+1.0%(計 6.5%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上 75%未満</td> <td>… 6.5%</td> <td>+2.0%(計 8.5%)</td> <td>65%以上 75%未満</td> <td>… 6.5%</td> <td>+1.3%(計 7.8%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上 85%未満</td> <td>… 7.5%</td> <td>+3.0%(計 10.5%)</td> <td>75%以上 85%未満</td> <td>… 7.5%</td> <td>+1.6%(計 9.1%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>… 8.5%</td> <td>+4.0%(計 12.5%)</td> <td>85%以上</td> <td>… 8.5%</td> <td>+1.9%(計 10.4%)</td> </tr> </table> <p>※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。</p>					(1) 農業水利施設整備事業等と一体的に実施する場合			(2) 国営水利事業と一体的に実施する場合			中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	55%以上 65%未満	… 5.5%	+1.0%(計 6.5%)	55%以上 65%未満	… 5.5%	+1.0%(計 6.5%)	65%以上 75%未満	… 6.5%	+2.0%(計 8.5%)	65%以上 75%未満	… 6.5%	+1.3%(計 7.8%)	75%以上 85%未満	… 7.5%	+3.0%(計 10.5%)	75%以上 85%未満	… 7.5%	+1.6%(計 9.1%)	85%以上	… 8.5%	+4.0%(計 12.5%)	85%以上	… 8.5%	+1.9%(計 10.4%)
(1) 農業水利施設整備事業等と一体的に実施する場合			(2) 国営水利事業と一体的に実施する場合																																						
中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※																																				
55%以上 65%未満	… 5.5%	+1.0%(計 6.5%)	55%以上 65%未満	… 5.5%	+1.0%(計 6.5%)																																				
65%以上 75%未満	… 6.5%	+2.0%(計 8.5%)	65%以上 75%未満	… 6.5%	+1.3%(計 7.8%)																																				
75%以上 85%未満	… 7.5%	+3.0%(計 10.5%)	75%以上 85%未満	… 7.5%	+1.6%(計 9.1%)																																				
85%以上	… 8.5%	+4.0%(計 12.5%)	85%以上	… 8.5%	+1.9%(計 10.4%)																																				

<p>耕地利用高度化推進事業の助成は、農業用排水施設整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業用排水施設整備事業等の開始年度の翌年度から集積地域整備計画に定める目標年度までに行う。</p> <p>要件の2. は、令和6年度以降に当該事業の実施に向けた計画策定に着手する地区又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、下記のとおり。</p> <p>2. 事業内容の1. 又は2. の事業の完了時において、担い手農地利用集積率(受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合)が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実であること。</p> <p>①現況 40%未満 → 50%以上へ</p> <p>②現況 40%以上～50%未満 → 10パーセントポイント以上引き上げ</p> <p>③現況 50%以上～55%未満 → 60%以上へ</p> <p>④現況 55%以上～90%未満 → 5パーセントポイント以上引き上げ</p> <p>⑤現況 90%以上～95%未満 → 95%以上へ</p> <p>⑥現況 95%以上 → 同等かそれ以上</p> <p>3. 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合は、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。</p>

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(簡易整備型))			
事業主体	団 体 営			
事業内容	水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備 1. 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 2. 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備			
要件	1. 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 2. 1地区当たりの受益者数が農業者2人以上であること。 3. 1地区当たりの受益面積が5ha以上であること。			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
		50(55)	10(15)	40(30)
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用			
適用	事業実施にあたっては、「保全高度化整備計画」及び「水利施設整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>① 水利調整事業 (1)水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援 (2)用水の需要調査 (3)試験通水等による協議、操作管理等調整 (4)農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証 (5)小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整</p> <p>② 水利高度化推進事業(平成30年度以前に国が事業計画を採択し、既に事業着手している地区に限定) (1)地域用水増進計画の策定 (2)地域用水機能増進支援活動 (3)地域用水機能増進活動 (4)(3)を補完する施設等の改修整備</p> <p>③ 施設計画策定事業 (1)実施計画策定 (2)水管理方法の技術的検討 (3)農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究等 (4)小水力発電施設の導入に向けた検討、調査 (5)その他地域の水管理上必要となる調査・計画等</p> <p>④ 機能保全計画策定事業 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定(機能保全計画の策定に必要な機能診断を含む)</p>			
要件	<p>事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすものとする</p> <p>① 水利調整事業</p> <p>(1)農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。 (2)環境用水又は冬季湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業実施区域及びその周辺地域内に設置されること。 イ 事業計画区域が田園環境整備マスタープランの環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること。 (3)消流雪用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業実施区域及びその周辺地域内に設置されること。 イ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。 (4)農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系で実施すること。</p> <p>② 施設計画策定事業 当該事業費が200万円以上であること。</p> <p>③ 機能保全計画策定事業 末端支配面積が10ha以上であること。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
	県営・団体営	50(55)	未	未
	<p>・()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用</p> <p>・施設計画策定事業及び機能保全計画策定事業については、定額補助</p>			
適用	事業採択期間は令和7年度まで			

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	<p>農業水路等の農業水利施設の機能を将来にわたって安定的に発揮させるため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策をきめ細やかに実施すると共に、関連するソフト対策を実施する</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 長寿命化対策(ハード)</p> <p>(1) 長寿命化対策(長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備)</p> <p>ア 水利施設整備、イ 機能保全計画策定等、ウ 実施計画策定、エ 水利利用調査・調整、オ 耐震性点検・調査</p> <p>2 防災減災対策(ハード)</p> <p>(1) 自然災害対策(自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備)</p> <p>ア ため池整備、イ 湛水防除、ウ 地盤沈下対策、エ 農業用排水施設整備、オ 土砂崩壊防止、カ 特定農業用管水路等特別対策、キ 農業用河川工作物応急対策、ク 施設撤去・廃止、ケ 水質保全対策、コ 利活用保全、サ 機能保全計画策定等、シ 実施計画策定、ス 耐震性点検・調査</p> <p>セ 安全度評価</p> <p>(2) 危機管理対策(防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備)</p> <p>ア 危機管理システム等整備</p> <p>(3) ため池防災環境整備(ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備)</p> <p>ア 緊急的な防災対策、イ 地域防災上のリスク除去、ウ ハード整備の着手促進</p> <p>(4) 流域治水対策(流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備)</p> <p>ア 農業用排水施設整備、イ 危機管理システム等の整備、ウ 附帯安全施設整備</p> <p>エ 管理体制強化対策</p> <p>3 ため池の保全・避難対策(ソフト)</p> <p>(1) ため池の保全・避難対策(緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策)</p> <p>ア ハザードマップ作成、イ 監視・管理体制の強化、ウ 減災対策の実施</p> <p>4 施設情報整備・共有化対策(ソフト)</p> <p>(1) 施設情報整備・共有化対策(地理情報システムの情報整備)</p> <p>ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化</p>
要件	<p>1 長寿命化・防災減災整備計画を作成すること</p> <p>2 長寿命化対策(1)のアを団体営で実施する場合、又は防災減災対策(1)のア～ケ、(2)のアおよび(3)のア～イを実施する場合には、1に加え、以下のすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</p> <p>(2) 1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く)</p> <p>(3) 1地区当たりの工事工期が原則3か年以内(ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内)</p> <p>3 長寿命化対策(1)のアを県営で実施する場合には、1及び2の(2)～(3)に加え、以下の全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区あたりの事業費の合計が1億円以上</p> <p>(2) 受益面積が20ha以上(中山間・離島10ha以上)となること</p> <p>(3) 対象となる施設の受益地が同一の用排水系統の範囲内にあること</p> <p>4 長寿命化対策(1)のイ～オ又は防災減災対策(1)のコ～シ、(3)のウ及びため池の保全・避難対策(1)を実施する場合には、1に加え、事業工期が1か年以内であること</p> <p>5 防災減災事業を実施する場合には、上記1～2及び4に加え、それぞれ以下の要件を満たすこと</p> <p>(1)自然災害対策</p> <p>ア ため池整備</p> <p>① 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備の場合、防災重点農業用ため池又は決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。</p> <p>② 耐震性向上のためのため池改修を行う場合、大規模な地震等の発生に伴って決壊による被害を生ずるおそれがあるため池等であって、過去に大規模地震が発生したあるいは将来的に発生する恐れの高い地域で行なうものであること。</p> <p>③ 人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池にあつては以下に該当すること。</p>

- i. しゅんせつ工事にあつては、ため池の安全性を損なわないものとし、貯水量に対する堆砂率が10%以上
- ii. ため池の廃止にあつては、災害発生の防止、水管理の合理化等を図ることとし、加えて次の要件にすべて該当すること
 - a. 埋め立てによる土地造成がなされるときは、当該地が公共の用に供されること。ただし、発生土のみで埋め立てる場合は除く
 - b. 廃止に先立ち、廃止後の維持管理を行う者に、常時及び非常時の見回り方法、異常が確認された時の対応方法について確認すること
 - c. 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであり、かつほかの用途に使用していないもの

イ 湛水防除

- ① 耐用年数の経過する以前において立地条件の変化による湛水被害の恐れがある施設の整備の場合、次のいずれかに該当すること。
 - i. 排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区であること
 - ii. 受益戸数又は受益面積のうち農外が占める割合が20%以上であり、しばしば湛水被害を受ける地域であること
 - iii. 地盤沈下により湛水被害が著しい地域であること
 - iv. 受益面積と流域面積との比が3倍以上であること
- ② 排水施設の一元管理を必要とする地域で、湛水被害の発生を防止するための整備の場合、次のすべてに該当すること。
 - i. 排水施設整備工事により造成された施設を主たる対象とすること
 - ii. 同一水系の排水河川に係る地域であるなど一元管理を必要とすること
 - iii. 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う整備を単独で行なうこと

ウ 地盤沈下対策

- ① 地盤沈下を防止するために地下水等の採取が規制されている地域において農業用排水施設の整備等を行う場合、地盤沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30%以上であること。ただし、以下のいずれかに該当する場合、この限りでない。
 - i. 水源を地下水以外のものに転換するための整備
 - ii. 地盤沈下対策として整備された施設において、自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するための整備

エ 農業用排水施設整備

- ① 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備が必要とされる施設の場合、頭首工、樋門、用排水機場及び水路において、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により周辺の農用地等に被害を与えるおそれがあること。
- ② 地震による被害が生じた場合に周辺地域への影響が大きい施設の場合、過去に大規模地震が発生したあるいは将来的に発生する恐れの高い地域で行なうものであること。また、主要道路や避難道路、地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設への影響が大きい重要施設であること。

オ 土砂崩壊防止

- ① 土砂崩壊の危険が発生した箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するための整備を実施する場合、頭首工、樋門、用排水機場及び水路において、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により周辺の農用地等に被害を与えるおそれがあること。

カ 特定農業用管路等特別対策

- ① 石綿等が使用されている農業用管路等の撤去及びこれと一体となって機能を発揮する農業用排水施設の変更を行う場合、変更を必要とする管路の延長に対し、石綿等が使用されている管路の延長が50%以上であること。

キ 農業用河川工作物応急対策

- ① 農業用河川工作物の整備を行う場合、以下のいずれかに該当すること。
 - i. 工作物の構造が不相当又は不十分のため、前後一連の区間と比較してその治水機能が劣っており改善措置を必要とするもの
 - ii. 工作物の本来の機能が失われ、前後一連の区間と比較してその治水機能が劣っており、洪水等からの安全を確保するため、工作物等の撤去を必要とするもの

ク 施設撤去・廃止

- ① アのため池の廃止及びキの農業用河川工作物の撤去を除く用途廃止された農業用排水施設並びに農道の撤去及び廃止を行う場合、以下の全てに該当すること。

	<ul style="list-style-type: none"> i. 撤去・廃止によって、突発事故等による人命・財産等への影響を軽減できること ii. 撤去・廃止によって地区全体の将来的な維持管理コストを縮減できること <p>コ 利活用保全</p> <p>① 農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設の整備の場合、上記ア～オまでと併せ行うものもしくは過去に実施したもの又は渇水対策施設の整備であって以下の要件を満たすものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 ii. 次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。 <ul style="list-style-type: none"> a. 直近 10 年間に於いて、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。 b. 直近 10 年間に於いて、他種利水者等関係機関からの申入れ等を踏まえ、渇水調整に係る活動を行ったことがあること。 <p>サ 機能保全計画策定等</p> <p>① 農業用排水施設に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定を行う場合、上記ア～コ及び事業内容(3)ため池防災環境整備 イ 地域防災上のリスク除去を併せて行うこと。</p> <p>シ 実施計画策定</p> <p>① 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び調査計画の策定を行う場合、上記ア～コ及び事業内容(3)ため池防災環境整備 イ 地域防災上のリスク除去を併せて行うこと。</p> <p>ス 耐震性点検・調査</p> <p>① 過去に大規模地震が発生したあるいは将来的に発生する恐れの高い地域で農業用排水施設の耐震性調査を実施する場合、上記ア～コ及び事業内容(3)ため池防災環境整備 イ 地域防災上のリスク除去を併せて行うこと。</p> <p>(3)ため池防災環境整備</p> <p>ア 緊急的な防災対策</p> <p>① ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等を実施する場合、対象とするため池は防災重点農業用ため池であること。</p> <p>イ 地域防災上のリスク除去</p> <p>① ため池の廃止(堤体撤去、貯水池の埋立て、下流水路の整備)を実施する場合、以下のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 防災重点農業用ため池であって、想定被害額(農外)が500万円以上のもの ii. 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの iii. 埋め立てによる廃止の場合は、開削(付帯施設の整備等を含む。)によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、発生土のみで埋め立てる場合は除く iv. 事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者(ため池所有者又は管理者等)と常時及び非常時の見回り方法、異常が確認された時の対応方法について確認していること v. 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであり、かつほかの用途に使用していないもの <p>(4)流域治水対策</p> <p>ア 農業用排水施設整備</p> <p>① 流域治水対策のための農業用排水施設の新設、変更を行う場合、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設であること。</p> <p>イ 危機管理システム等整備</p> <p>① 流域治水対策のための水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の新設、変更を行う場合、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の機能発揮に必要な施設であること。</p> <p>ウ 附帯安全施設整備</p> <p>① 流域治水対策のための防護柵、避雷針等の附帯施設の新設、変更を行う場合、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の操作に必要な附帯施設であること。</p> <p>エ 管理体制強化対策</p> <p>① 流域治水対策のための施設の操作規定や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査、上記アからウまでに係る調査及び実施計画の策定を行う場合、上記アからウと併せて行うこと。</p>
実施要綱	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱
実施要領	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領
交付要綱	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付要綱

補助率	区分	国	県	その他
	水利施設整備(県営)	50(55)	27.5	22.5(17.5)
(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)	
ため池整備(県営)	50(55)[60]	未	未	
(団体営)	50(55)[60]	25[28]	25(20)[12]	
湛水防除 地盤沈下対策 特定農業用管水路等特別対策 農業用河川工作物応急対策(県・市町村) 施設撤去・廃止 水質保全対策 利活用保全	50(55)	未	未	
農業用排水施設等整備 土砂崩壊防止 農業用河川工作物応急対策(団体)	50(55)[60]	未	未	
危機管理システム等整備	50(55)	未	未	
緊急的な防災対策 地域防災上のリスク除去 ハード整備の着手促進	100	-	-	
農業用排水施設整備 危機管理システム等整備 附帯安全施設整備	50(55)	未	未	
管理体制強化対策	100	-	-	
ハザードマップ作成 監視・管理体制の強化 減災対策の実施	100	-	-	
施設情報整備・共有化対策	50	未	未	
機能保全計画策定 実施計画策定 耐震性点検・調査(県営・団体営) 安全度評価	100	-	-	
<p>・()内の率は、5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用</p> <p>・[]内の率は、離島に適用</p> <p>・緊急的な防災対策、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施は令和12年度まで定額</p> <p>・上限額は下記のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 機能保全計画策定等、実施計画策定、水利利用調査・調整、耐震性点検・調査は1地区あたり1000万円 (ただし、耐震性点検・調査を行うものによって、ため池の場合、上限は3000万円) 地域防災上のリスク除去は1箇所当たり、堤高5m未満で1000(3000)万円、堤高5m以上10m未満で2000(4000)万円、堤高10m以上で3000(6000)万円 ※()内は、地方農政局等が特に必要と認めた場合(例:仮設道路に多額の費用を要する場合等) 管理体制強化対策は1地区あたり1000万円 ハード整備の着手促進、監視・管理体制の強化は1地区あたり500万円 				
適用				

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業			
事業主体	当該施設の管理主体			
事業内容	<p>(1) 土地改良区等による土地改良施設整備補修のための適正化資金(土地改良施設維持管理適正化資金)を利用して土地改良施設の定期的な整備補修(土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む)を行う。</p> <p>(2) 適正化資金を利用して、予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実施する必要があると認められる施設整備補修を行う。</p> <p>(3) 適正化資金を利用して、水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行う。</p> <p>(4) 適正化資金を利用して、農業水利施設への転落事故の防止を図るため、県知事の承認を受けた安全管理施設整備計画に基づき安全管理施設の整備補修を行う。</p> <p>(5) 土地改良区等による農村地域防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のために、適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金を利用して、施設整備を行う。</p> <p>(6) 土地改良施設維持管理適正化資金は全国土地改良事業団体連合会が管理運営し、都道府県土地改良事業団体連合会からの拠出金(土地改良区等からの拠出金と地方公共団体の補助金)及び国の補助金をもってその財源とする。</p> <p>(7) 拠出を希望する土地改良区(土地改良区連合を含む)は、地区面積がおおむね300ha以上、市町村等の行政区分の単位又は職員(当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る)1名以上の土地改良区(合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。)とする。ただし、(3)の事業は除く。</p>			
採択要件	<p>1. 土地改良区体制強化事業で行う土地改良施設の診断・管理指導の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能保全計画(国又は国庫補助金等を受けて都道府県等が策定したものに限り)において必要と認められる農業水利施設(ダム、頭首工、揚・排水機場、樋・水門、ため池、水路等)の整備補修であること。ただし、(3)、(4)の事業は除く。</p> <p>2. 団体営規模以上の事業により造成された施設であること。</p> <p>3. 1地区当たりの事業費が2,000千円以上。ただし、(4)及び(5)の事業は1,000千円以上((2)の緊急整備補修を除く)。</p> <p>4. (1)の事業にあつては、概ね5年間単位に行われる施設の整備補修であつて毎年経常的に行うべきものを除く。なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも、施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。</p> <p>1)水門扉の整備補修 2)原動機、ポンプのオーバーホール 3)電気設備の精密整備 4)門扉等の塗装 5)用排水路における小規模な補修、しゅんせつ 6)観測用設備の改善 7)通報用設備の改善 8)流木処理用施設の改善 9)用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新 10)上記1)～9)以外の対象施設の整備、補修等</p> <p>5. (2)の事業にあつては、次のいずれかの事由が生じていること。</p> <p>1)予測し得ない事故等の発生 2)施設管理体制の著しい低下</p> <p>6. (3)の事業にあつては、別紙1、(4)の事業にあつては、別紙2、(5)の事業にあつては、別紙3のとおり</p>			
実施要綱	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱			
実施要領	土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 施設改善対策事業実施要領 ((3)の事業) 安全管理施設整備対策事業実施要領 ((4)の事業)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	(1)～(4)の事業	30	30	40
	(5)の事業	50	20	30
適用				

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業
事業主体	当該施設の管理主体
採択要件	<p>土地改良施設改善計画は、以下の要件のすべてに該当すること。</p> <p><承認の要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受益地において、高収益作物が作付けされていること。 2) 受益地における高収益作物の作付面積の目標値が設定されており、その目標値が都道府県、市町村、農業協同組合等の高収益作物の推進計画と整合していること。 3) 受益地における高収益作物への転換を進めるための取組を支援する体制や高収益作物の導入推進を指導する体制が確立していること。 4) 農業水利施設の老朽化等により、高収益作物の導入推進に支障が生じており、事業実施により、施設管理の適正化及び合理化が図られ、高収益作物の導入推進に資することが明らかであること。 <p><対象工事等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 拠出期間は、3年間とする。 2) 対象は、以下の施設整備補修とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 揚水機場(ポンプ設備のオーバーホール、インバータ化等の整備補修) ② 水路(水路の浚渫、漏水防止、部分的なパイプライン化等の整備補修、分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化等の整備補修) ③ 水管理制御設備(水管理制御設備の高度化等の整備補修) ④ その他特に必要と認められる用排水施設の整備補修 3) 2)の対象工事のうち、管理省力化のためのポンプ設備のインバータ化、水路の部分的なパイプライン化、分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化並びに水管理制御設備の高度化は、事業実施により受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%以上増加する場合に限る。

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業
事業主体	当該施設の管理主体
採択要件	<p>安全管理施設整備計画は、以下の要件のすべてに該当すること。</p> <p><承認の要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農業水利施設において転落事故が発生する又は事故が発生するおそれがあるなど、転落事故の防止対策を図る必要性が生じていること。 2) 安全管理施設整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を図ることにより、農業水利施設への転落事故の防止が図られることが明らかであると認められること。 3) 安全管理施設整備計画について、関係市町村、学校等との調整が図られていること。 4) (2)の緊急整備補修の基準は、安全管理施設整備対策事業にあつては、上記1)～3)に加え、次の事由が生じていることとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 転落事故が発生するおそれが特に高いこと。 ② 関係市町村、学校等との調整の中で、喫緊に転落事故の防止対策が必要であること。 <p><対象工事等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 拠出期間は、3年間とする。 2) 対象は、以下の施設整備補修とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止め門扉等の整備補修。 ② 車両等の転落防止のための防護柵、フェンス、ハンドレール等の整備補修。 ③ 農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修。 ④ その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備補修。

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業
事業主体	当該施設の管理主体
採択要件	<p>防災減災機能強化事業は、以下の要件のすべてに該当すること。</p> <p><承認の要件></p> <p>1) 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害防止・軽減に資するもの。 ② 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。 ③ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。 <p><対象工事等></p> <p>1) 拠出期間は、5年間とする。</p> <p>2) 対象は、以下の施設整備補修とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備。 ② 排水施設。 ③ 用水施設。 ④ 用排水機場のエネルギー効率を高めるためのポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新。 ⑤ 小水力、太陽光等の再生可能エネルギーによる発電・充電・給電設備の整備。 ⑥ 施設の遠隔監視・制御のためのICT機器や水管理システムの整備、操作・運転の自動化・電動化設備の整備。

(4) 農道の整備・保全対策

基盤整備係([一覧に戻る](#))

農山漁村 交付金事業名	農地整備(農地整備事業 通作条件整備 一般農道整備)
補助事業名	
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	<p>1. 一般型 …幹線から末端耕作道までの農道網の整備</p> <p>2. 樹園地等型 …樹園地、野菜指定産地における畑地を主体とした農用地における農道の整備</p> <p>3. 農業集落間型 …農業の生産条件が不利な地域における農業集落を結ぶ農道の整備</p> <p>4. 保全対策型 …既設の農道の点検診断、機能保全対策面からの更新整備、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策</p> <p>※事業主体 …上記1～3は県、4については県、市町村</p>
要件	<p>県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施</p> <p>1～3の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた「通作条件整備計画」を県が作成する。4の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。ほか、以下の要件による</p> <p>1. 一般型</p> <p>(1) 受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費が5千万円以上</p> <p>(3) 全幅員が概ね 4.5m 以上(同上指定及び特別豪雪地帯、急傾斜地帯の場合は概ね 4.0m 以上)</p> <p>2. 樹園地等型は1. の(1)要件を満足し、かつ、次に掲げる農道網の整備</p> <p>(1) 1. の(2)及び(3)適合する幹線農道</p> <p>(2) 全幅員が概ね 3m 以上の支線農道</p> <p>(3) 全幅員が概ね 2m 以上の末端耕作道</p> <p>(4) 総延長が概ね 500m 以上の軌道等運搬施設(樹園地主体の農用地のみ)</p> <p>3. 農業集落間型は、事業を実施する地域に含まれる少なくとも1つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、又は指定棚田地域それらに準ずる地域又は、林野率が50%以上かつ主傾斜が概ね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の 50%以上を占める地域に含まれること。</p> <p>また、通作圏の拡大による経営規模拡大等の農業構造改善、既設農道や農業関連施設等の利用拡大、農業集落の農家・住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の要件に適合するもの</p> <p>(1) 受益面積が概ね 30ha 以上</p> <p>(2) 総事業費が5千万円以上</p> <p>(3) 車道幅員が概ね 4m 以上</p> <p>なお、関係住民の参加意識の向上と計画への合意形成のため、土地改良法の手続きを行い実施する。</p> <p>4. 保全対策型について、農道を管理する市町村長等は、「保全対策基本方針」を作成し、県知事の承認を得て、地方農政局長に提出、ただし、市町村長等の要請により、対象区域、内容等を勘案し、県が基本方針を作成する場合は、作成後、県知事が提出</p> <p>このほか、以下の要件による、ただし、点検診断についてはこの限りでない</p> <p>(1) 受益面積の合計が 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域の場合は概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費の合計が3千万円以上</p> <p>既設の農道とは、農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。</p>

実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱				
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領、別紙 1-1 及び別紙 1-2				
交付要領	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付率	区 分		国	県	その他
	内 地	一 般 型	50	未定	未定
		樹 園 地 型	50	未定	未定
		保全対策型(県営)	50	25	25
		保全対策型(団体営)	50	0	50
	離 島	一 般 型	55	未定	未定
		樹 園 地 型	55	未定	未定
		保全対策型(県営)	55	22.5	22.5
		保全対策型(団体営)	55	0	45
	農 業 集 落 間 型		50	40	10
適 用	(1) 農業集落間型の農業集落とは、農林業センサス規則(昭和 44 年農林省令第 39 号)第 2 条第 4 項に定める農業集落 (2) 保全対策型において、個別施設計画の策定、定期点検の実施が可能 (3) 保全対策型(団体営)については、15m 以上の橋梁及びトンネルの点検診断・個別施設計画の策定のみ実施が可能。				

交付金事業名	地方創生道整備推進交付金(地方創生推進交付金 道の整備事業)			
補助事業名				
事業主体	県・市町村			
事業内容	<p>地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域において関連性を有する市町村道、広域農道又は林道の一体的整備</p> <p>1. 広域農道の新設又は改良 農道整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第239号)の第4の1の(1)に定められた事業の採択基準を満たし、又は流通・通作条件整備計画について(令和2年3月31日付け元農振第2665号)に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整第336号・21水港第2724号)の別紙1-1の運用1の第4の3の(1)のAに定められた実施要件を満たし、「土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定に基づき整備される農道(「広域農道」という)の新設又は改良 (参考)農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1の運用1の第4の3の(1)のAに定められた事業の採択基準</p> <p>① 受益面積がおおむね50(30)ha以上 ()内は振興山村、過疎地域、半島又は指定棚田地域において行う場合</p> <p>② 総事業費が1億円以上であること</p> <p>③ 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4(3)m以上 ()内は離島、振興山村、半島又は指定棚田地域において行う場合</p> <p>④ 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること</p> <p>2. 既設の広域農道の保全対策</p>			
要件	<p>1. 地域再生法に基づき、地域再生計画の認定を受けた路線であること。</p> <p>(1)市町村道(新設、改築及び修繕)、広域農道(新設又は改良、保全対策)、林道(開設又は拡張、保全対策)のうち異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられていること</p> <p>(2)交付期間は概ね5年以内</p> <p>(3)地方版総合戦略に定められた先導的な事業であること</p> <p>(4)定住人口の促進、農業振興、観光・交流拠点施設へのアクセス改善等のような地域再生計画に係る定量的な目標の設定が必要</p> <p>(5)既設の広域農道の保全対策を実施する場合は、以下の要件を満たすこと ただし、点検診断のみを行う場合はこの限りでない</p> <p>①受益面積が50ha以上</p> <p>②総事業費が30百万円以上</p>			
実施要綱	地方創生推進交付金制度要綱			
実施要領	—			
交付要綱	地方創生道整備推進交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	新設又は改良	50(62.5)	40(27.5)	10
	保全対策(内地)	50(62.5)	25(12.5)	25
	“(離島)	50(62.5)	未定	未定
適用	<p>1. 交付率の()内は、基本交付率の50%に後進地嵩上げ率を考慮した率 計算例 $50\% \times 1.25 = 62.5\%$(嵩上げ率1.25の場合) 後進地域補助率加算の対象は土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業として実施するものであること</p>			

農山漁村 交付金事業名	農地整備(農地整備事業 通作条件整備 基幹農道整備)				
補助事業名					
事業主体	県 営・団体 営				
事業内容	<p>1. 一般型 …農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>2. 保全対策型 …既設の農道の点検診断、機能保全対策面からの更新整備、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策</p> <p>※ 事業主体 …上記1は県、2については県、市町村</p>				
要件	<p>県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施</p> <p>1. 一般型</p> <p>一般型の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な事業実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた「通作条件整備計画」を県が作成する。2の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。ほか、以下の要件による。</p> <p>(1) 受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は、概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費が1億円以上</p> <p>(3) 車道幅員が概ね 4m 以上(離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 3m 以上)</p> <p>(4) 自動車交通量の過半が農業に係るもの</p> <p>2. 保全対策型</p> <p>保全対策型について、農道を管理する市町村長等は、「保全対策基本方針」を作成し、県知事の承認を得て、地方農政局長に提出、ただし、市町村長等の要請により、対象区域、内容等を勘案し、県が基本方針を作成する場合は、作成後、県知事が提出</p> <p>このほか、以下の要件による、ただし、点検診断についてはこの限りでない</p> <p>(1) 受益面積の合計が 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上)</p> <p>(2) 総事業費の合計が3千万円以上</p> <p>既設の農道とは、農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。</p>				
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱				
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領、別紙 1-1 及び別紙 1-2				
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付率	区 分		国	県	その他
	内 地	一般型	50	40	10
		保全対策型(県営)	50	25	25
		保全対策型(団体営)	50	0	50
	離 島	一般型	55	45	0
		保全対策型(県営)	55	22.5	22.5
保全対策型(団体営)		55	0	45	
適 用	<p>(1) 保全対策型において、個別施設計画の策定、定期点検の実施が可能</p> <p>(2) 保全対策型(団体営)については、15m 以上の橋梁及びトンネルの点検診断・個別施設計画の策定のみ実施が可能。</p>				

事業名	農村整備事業（農道・集落道整備事業）				
事業主体	県 営 ・ 団 体 営				
事業内容	<p>農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行う。</p> <p>(1)〔強靱化型〕 既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく更新整備、保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更又は撤去</p> <p>(2)〔高度化型〕 農業生産性の向上、農産物の輸送コスト削減のための既設の農道又は集落道の改良</p> <p>(3)〔調査計画策定〕 (1),(2)の事業の施工に必要な調査及び事業計画の策定</p>				
採択要件	<p>1. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること</p> <p>2. 強靱化型の個別要件 (1) 個別施設計画が策定されており、かつ、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれかに該当すること (ア)受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、離島又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上)、かつ、車道幅員が概ね 4m 以上(振興山村、半島振興対策実施地域、離島又は指定棚田地域の場合は概ね 3m 以上) (イ)地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの (ウ)主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの (エ)施設の再編・集約を行うもの (2) 総事業費が概ね 3,000 万円以上((1)の(イ)、(ウ)、(エ)に該当する場合は 800 万円以上)</p> <p>3. 高度化型 (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること (2) 総事業費が概ね 3,000 万円以上</p> <p>3. 調査計画策定 1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること</p> <p>【用語の定義】 ・既設の農道 農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)に基づき農道として造成された路線。 ・集落道 主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、農業振興地域内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路。</p>				
実施要綱	農村整備事業実施要綱				
実施要領	農村整備事業実施要領 別紙2(農道・集落道整備事業)				
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱				
補助率	区 分		国	県	その他
	強靱化型	既設の農道	50	未定	未定
		集落道	50(55)	未定	未定
	高度化型	既設の農道	50	未定	未定
		集落道	50(55)	未定	未定
調査計画策定		50	未定	未定	
※集落道の()内は振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、離島及び水源地域対策関連事業に該当するものに適用					
適用					

事業名	農村整備事業（計画策定等事業）			
事業主体	団 体 営			
事業内容	<p>本事業を実施しようとする者が作成する「農村インフラ整備計画」で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う事業。</p> <p>(1) 〔施設計画策定事業〕 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした農道・集落道整備事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定を行う</p> <p>(2) 〔機能保全計画策定事業〕 既設の農道又は集落道の機能保全計画の策定を行う (策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む)</p>			
採 択 要 件	<p>4. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること</p> <p>5. 施設計画策定事業を実施する場合 1) 当該事業費が200万円以上であること 2) 施設計画策定事業計画を作成すること</p> <p>3. 機能保全計画策定事業を実施する場合 農村整備事業（農道・集落道整備事業）の採択要件部分に記載の 1 から 2 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること</p>			
実施要綱	農村整備事業実施要綱			
実施要領	農村整備事業実施要領 別紙6(計画策定等事業)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	施設計画策定事業	100(上限額なし)	0	0
	機能保全計画策定事業			
適 用	<p>参考事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域防災減災事業(地域防災機能増進事業) ・ 農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業) 			

(5) 生産基盤と生活環境の総合整備

基盤整備係(一覧に戻る)

補助事業名	中山間地域農業農村総合整備事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営 (市 町 村)
事業内容	<p>中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村振興環境等の整備を総合的に行うことで、高収益作物の導入拡大、農産物の高付加価値化による農業者の所得確保を図るとともに土地基盤の再編や整序化、地域の活性化による就業機会の創出などを図る。</p> <p>1. 中山間地域総合整備事業</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) 農業用排水施設整備事業 イ) 農道整備事業 ウ) ほ場整備事業 エ) 農用地開発事業</p> <p style="padding-left: 20px;">オ) 農地防災事業 カ) 客土事業 キ) 暗渠排水事業 ク) 農用地の改良又は保全事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ケ) 土地基盤の再編・整序化事業</p> <p>(2) 農村振興環境整備事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) 農業集落道整備事業 イ) 営農飲雑用水施設整備事業 ウ) 農業集落防災安全施設整備事業</p> <p style="padding-left: 20px;">エ) 用地整備事業 オ) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業 カ) 情報基盤施設整備事業</p> <p style="padding-left: 20px;">キ) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業 ク) 農村資源利活用推進施設整備事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ケ) 交換分合事業</p> <p>2. 実施計画等策定事業</p> <p style="padding-left: 20px;">中山間地域総合整備事業に必要な実施計画や換地計画策定のための調査、調整等を行う事業</p>
要件	<p>1. 中山間地域総合整備事業(①②③いずれかに該当する事業を行うもの)</p> <p>① 農業生産基盤整備事業と、農村振興環境整備事業を一体的に行い、その受益面積の合計が概ね 10ha 以上</p> <p>② 農業生産基盤整備事業のみを行うものであり、農業生産基盤整備事業ア)～ク)を 2 種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね 10ha 以上</p> <p>③ 農業生産基盤整備事業と農村振興環境整備事業オ)又はキ)と一体的に行い、その受益面積の合計が概ね 5ha 以上</p> <p>上記①、②、③の事業に加え土地基盤の再編・整序化事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できる見通しのあること。</p> <p>➤ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 過疎地域 (2) 振興山村地域 (3) 離島振興対策実施地域 (4) 半島振興対策実施地域</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 特定農山村地域 (6) 指定棚田地域</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) (1)～(6)に準ずる地域であって地方農政局長が特に必要と認める地域</p> <p>➤ 中山間地域農業農村総合整備計画が策定されていること。</p> <p>➤ 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画に即した内容となった「生産基盤保全・再編整備計画」が市町村により作成され、都道府県知事に承認されていること。</p> <p>➤ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。</p> <p>➤ 事業実施区域が次の要件を満たした地域であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大、加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で以下のいずれかを満たすもの。</p> <p style="padding-left: 40px;">① 販売額の増加 ② 営農コストの削減 ③ 集出荷・加工コストの削減</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で以下のいずれかを満たす地域</p> <p style="padding-left: 40px;">① 耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む</p> <p style="padding-left: 40px;">② 水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む</p> <p>➤ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであつて、キ) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。</p> <p>➤ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)</p> <p>➤ 農村振興環境整備事業の対象施設等の附帯施設として温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車のうち低額なもの、フォークリフト、チェンソー、汎用性のある備品等は対象外。</p> <p>➤ 施設の延べ床面積の合計が1,500m²を超える施設の整備は対象外。ただし、既存施設を活用する場合は1,500m²分までを対象とする。</p> <p>➤ 施設の上限事業費は延べ床面積1m²当たり29万円以内で、これを超える部分は補助対象外。ただし、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備のうち低コスト耐候性ハウスは、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)の交付対象条件事業費の基準による。</p> <p>➤ 農村振興環境整備事業オ)キ)の受益者数は、一つの個所又は一つの施設の個々の施設について、それぞれ農業者が3名以上。</p> <p>2. 実施計画等策定事業</p> <p>➤ 農業生産基盤整備事業ア)～ケ)についての事業計画及び整備計画の策定に必要な調査及び検討を行うもの。</p> <p>➤ 経営体育成促進換地等調整は、ほ場整備実施区域であり実施内容は、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」の4による。</p>

実施要綱	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱			
実施要領	中山間地域農業農村総合整備事業要領 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領 別紙(中山間地域総合整備事業及び実施計画等策定事業に係る運用)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交付率	区 分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
	農村生活環境整備事業のウ)の事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
	農村生活環境整備事業のウ)の事業以外			
内 地	55	未	未	
離 島	60	未	未	
適 用	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害侵入防止施設の整備については、(ウ)農用地の改良又は保全事業で実施する。 なお、防護柵は金属製支柱等と金網による固定式で、15年以上の耐用年数を有し、地域の共同体により維持管理されるものとする。 ・農山漁村地域整備交付金からの移行地区については同交付金の交付率による。 			

農山漁村 交付金事業名	農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)
事業主体	県 営
事業内容	<p>中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行うことで、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土・環境の保全等に資する。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業</p> <p>2. 農村生活環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)営農飲雑用水施設整備事業 (3)農業集落排水施設整備事業 (4)農業集落防災安全施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)活性化施設整備事業 (7)集落環境管理施設整備事業 (8)交流施設基盤整備事業 (9)情報基盤施設整備事業 (10)市民農園等整備事業 (11)生態系保全施設等整備事業 (12)地域資源利活用施設整備事業 (13)施設補強整備事業 (14)施設環境整備事業 (15)歴史的土壌改良施設保全整備事業 (16)施設集約整備事業 (17)交換分合事業 (18)集落土地基盤整備事業</p> <p>3. 保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業</p> <p>4. 農業生産基盤整備附帯事業 埋蔵文化財調査業務</p> <p>5. 特認事業(地方農政局長が特に必要と認めるもの)</p>
要件	<p>1. 広域連携型事業…市町村全域から複数市町村等広域にまたがる地域を対象とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね60ha以上 ●農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2以上の事業を行うものにあつては、中山間地域広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられていること <p>2. 集落型事業……一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象とする事業</p> <p>(一般型事業)……農業生産基盤と農村生活環境整備又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業又はこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業(1)～(8)を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね60ha以上 保全管理等事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できること。 <p>(生産基盤型事業)…農業生産基盤整備のみを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業生産基盤整備事業のうちほ場整備事業を実施し、その受益面積の合計が概ね20ha以上 ●ほ場整備事業と農業生産基盤整備事業のその他の事業を併せて実施し、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が概ね10ha以上、かつ事業全体の受益面積の合計が20ha以上 <p>(生活環境型事業)…農村生活環境整備等のみを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2以上の事業を行う <p>➤ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。</p> <p>(1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)指定棚田地域 (7)(1)～(6)に準ずる地域であつて地方農政局長が特に必要と認める地域</p> <p>➤ 生産基盤型事業にあつては、活性化構想が策定されていること。</p> <p>➤ 広域連携型事業、一般型事業、生活環境型事業にあつては、農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が策定されていること。</p> <p>➤ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。</p> <p>➤ 農業用ため池を対象とした事業を行う場合は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に規定する農業用ため池の届出又はデータベースへの記録がなされているため池であることを実施主体は確認すること。</p> <p>➤ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであつて、(16)施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。</p> <p>➤ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)</p>

実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-1 (農村整備に係る運用)、別紙 4-2 (農村整備に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区 分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業			
	内 地	55	30	15
	離 島	60	30	10
	農村生活環境整備事業の(1)~(5),(9)~(11)の事業			
	内 地	55	20	25
	離 島	60	20	20
	" の(6)の事業及び特認事業			
	内 地	55	0	45
	離 島	60	0	40
	" の(7),(8),(13)~(19)の事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
	" の(12)の事業			
	内 地	55	30	15
	離 島	60	30	10
適 用	<p>・鳥獣害侵入防止施設の整備については、(8)農用地の改良又は保全事業で実施する。</p> <p>なお、防護柵は金属製支柱等と金網による固定式で、15年以上の耐用年数を有し、地域の共同体により維持管理されるものとする。</p>			

農山漁村 交付金事業名	農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)
事業主体	団体営(市町村営に限る)
事業内容	<p>中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行うことで、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土・環境の保全等に資する。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業</p> <p>2. 農村生活環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)営農飲雑用水施設整備事業 (3)農業集落排水施設整備事業 (4)農業集落防災安全施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)活性化施設整備事業 (7)集落環境管理施設整備事業 (8)交流施設基盤整備事業 (9)情報基盤施設整備事業 (10)市民農園等整備事業 (11)生態系保全施設等整備事業 (12)地域資源活用施設整備事業 (13)施設補強整備事業 (14)施設環境整備事業 (15)歴史的土壌改良施設保全整備事業 (16)施設集約整備事業 (17)交換分合事業 (18)集落土地基盤整備事業</p> <p>3. 保安全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業</p> <p>4. 農業生産基盤整備附帯事業 埋蔵文化財調査業務</p> <p>5. 特認事業(地方農政局長が特に必要と認めるもの)</p>
要件	<p>1. 集落型事業……一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象とする事業 (一般型事業)……農業生産基盤と農村生活環境整備又はこれらと併せて保安全管理等の一体的整備を実施 ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業又はこれらと併せて保安全管理等事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業(1)～(8)を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね20ha以上 (生産基盤型事業)……農業生産基盤整備のみを実施 ●農業生産基盤整備事業のうちほ場整備事業を実施し、その受益面積の合計が概ね10ha以上 ●ほ場整備事業と農業生産基盤整備事業のその他の事業を併せて実施し、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が概ね10ha以上、かつ事業全体の受益面積の合計が10ha以上 保安全管理等事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できること。</p> <p>(生活環境型事業)……農村生活環境整備等のみを実施 ●農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2以上の事業を行う</p> <p>➤ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。 (1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)指定棚田地域 (7)(1)～(6)に準ずる地域であって地方農政局長が特に必要と認める地域</p> <p>➤ 生産基盤型事業にあつては、活性化構想が策定されていること。 ➤ 広域連携型事業、一般型事業、生活環境型事業にあつては、農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が策定されていること。 ➤ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。 ➤ 農業用ため池を対象とした事業を行う場合は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に規定する農業用ため池の届出又はデータベースへの記録がなされているため池であること。 ➤ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであって、(16)施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。 ➤ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)</p>

実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-1 (農村整備に係る運用)、別紙 4-2 (農村整備に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区 分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業			
	内 地	55	15	30
	離 島	60	15	25
	農村生活環境整備事業の(1)~(5)の事業			
	内 地	55	5	40
	離 島	60	5	35
	" の(6)及び特認事業			
	内 地	55	0	45
	離 島	60	0	40
	農村生活環境整備事業の(7)~(19)の事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
適 用	1-(2)農道整備事業において、補助残(その他)部分に過疎債を充当する場合(充当率100%, 算入率70%)は、県の補助率を5%とし、別に年度事業費の3.0%を後年度、農村等整備推進交付金により助成する。			

(6) 生活環境の整備

ほ場整備係(一覧に戻る)

農山漁村 交付金事業名	農業集落排水事業(団体営)				
(参考) 補助事業名	農業集落排水資源循環統合補助事業(団体営)				
事業内容	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。</p> <p>また、農業集落排水処理施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減・平準化を図るため、既存施設の機能低下等の的確な状況把握(施設機能診断調査)を通じた、市町村の全施設を対象とした最適整備構想の策定を行う。</p> <p>(1) 汚水処理施設または資源循環施設(発生汚泥等の堆肥化等再生利用施設や太陽光発電施設)及びこれらに附帯する①農業集落道②水洗化用水施設③周辺環境配慮施設</p> <p>(2) 農業集落排水施設の機能の長期的な安定化を確保するため、供用中の施設に対して行う改築事業(処理施設の改善、高度処理施設の追加、施設機能回復等)。[改築＝機能強化対策]</p> <p>(3) (1),(2)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定。</p> <p>(4) 農業集落排水施設の劣化状況を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を検討する最適整備構想の策定。</p>				
採択要件	<p>1. (1)の事業にあつては</p> <p>1) 受益戸数概ね20戸(離島は10戸)以上。</p> <p>2) 排水管路末端の受益戸数2戸以上及び災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難所に限る。)に整備するマンホールシステム。(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、1処理区あたり1か所が上限、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難所におけるマンホールシステムの整備については、1地方公共団体あたり10か所が上限)</p> <p>3) 汚水処理施設は原則として処理対象人口概ね1,000人程度以下とするか、1,000人を超えるような場合においては、関係市町村及び県の農林部局・下水道部局との間で協議調整のうえ、事業を実施することができる。</p> <p>4) 資源循環施設は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設であること。または、汚水処理施設等に電力を供給することを目的とし、停電時にも電力を供給できる自立運転機能を有した施設(売電目的の施設は除く。)</p> <p>5) 附帯する施設の要件</p> <p>① 排水管を敷設する集落内道路の拡幅・舗装</p> <p>② 事業区域内の集落便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設</p> <p>③ 処理施設から放流される処理水を利用する親水・景観保全のための施設</p> <p>2. (2)の事業にあつては</p> <p>1) 改築の場合は、最適整備構想が策定されており、改築に要する費用の額が2,000千円以上であつて、かつ次のいずれかの要件に該当する施設であること。</p> <p>①維持管理が適切に行われているものであつて、原則として7年以上経過していること。</p> <p>②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。</p> <p>③汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした太陽光発電施設であること。</p> <p>④対象施設は農業集落排水事業のほか、農村総合整備モデル事業等で整備したもの(国の助成を受けずに整備したものを含む)。</p> <p>3. (3)の事業にあつては、</p> <p>①計画の概要を定める書類を作成する業務であること。</p> <p>②改築の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。</p> <p>4. 整備対象集落は、農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落とする。</p> <p>5. 「農業集落排水資源循環促進計画」が策定されていること。</p> <p>6. (4)の事業にあつては、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。</p>				
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱				
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙4-1(農村整備に係る運用) 別紙4-2(農村整備に係る取扱い)				
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付率	区 分		国	県	その他
	(1)(2)(3)		50	0	50
	(4)	機能診断	100(1処理区当たり上限200万円)	0	0
最適整備 構想策定		100 (1構想当たり処理区数×100万円+200万円 当該額が800万円を超える場合は上限800万円)	0	0	
適用	農山漁村地域整備交付金で平成29年度以降に事業着手する場合にあつては、費用対効果の算出が必要。(調査及び計画の策定、機能診断調査及び最適整備構想の策定を除く。)				

交付金事業名	【地方創生推進交付金】地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業集落排水事業)			
事業主体	団 体 営			
事業内容	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。</p> <p>(1) 汚水処理施設または資源循環施設(発生汚泥等の堆肥化等再生利用施設や太陽光発電施設)及びこれらに附帯する①農業集落道②水洗化用水施設③周辺環境配慮施設</p> <p>(2) 農業集落排水施設の機能の長期的な安定化を確保するため、供用中の施設に対して行う改築事業(処理施設の改善、高度処理施設の追加、施設機能回復等)。[改築＝機能強化対策]</p>			
採択要件	<p>1. (1)の事業にあつては</p> <p>1) 受益戸数概ね20戸(離島は10戸)以上。</p> <p>2) 排水管路末端の受益戸数2戸以上。</p> <p>3) 汚水処理施設は原則として処理対象人口概ね1,000人程度以下とするか、1,000人を超えるような場合においては、関係市町村及び県の農林部局・下水道部局との間で協議調整のうえ、事業を実施することができる。</p> <p>4) 資源循環施設は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設であること。または、汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした施設(売電目的の施設は除く。)</p> <p>5) 附帯する施設の要件</p> <p>④ 排水管を敷設する集落内道路の拡幅・舗装</p> <p>⑤ 事業区域内の集落便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設</p> <p>⑥ 処理施設から放流される処理水を利用する親水・景観保全のための施設</p> <p>6) 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。</p> <p>かつ地域再生計画目標として下記のとおり掲げること。</p> <p>・農業集落排水(目標:普及率の向上)</p> <p>・公共下水、合併浄化槽(目標:普及率の向上または水質保全)</p> <p>2. (2)の事業にあつては</p> <p>1) 改築に要する費用の額が2,000千円以上であつて、かつ次のいずれかの要件に該当する施設であること。</p> <p>①維持管理が適切に行われているものであつて、原則として7年以上経過していること。</p> <p>②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。</p> <p>③汚水処理施設等に電力を供給することを目的とした太陽光発電施設であること。</p> <p>2) 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。</p> <p>かつ地域再生計画目標として下記のとおり掲げること。</p> <p>・農業集落排水(目標:水質保全等)</p> <p>・公共下水、合併浄化槽(目標:普及率の向上)</p> <p>3. 整備対象集落は、農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落とする。</p> <p>4. 「地域再生計画」、「農業集落排水資源循環促進計画」が策定されていること。</p> <p>5. 同一の市町村で所管が異なる2種類以上の汚水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)が地域再生計画期間中に実施されること。</p> <p>6. 農山漁村地域整備交付金事業で既に実施されている地区について、汚水処理施設整備交付金への制度移行も可能である。</p>			
関係法令	地域再生法			
制度要綱	地方創生推進交付金制度要綱			
交付要綱・要領	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱、交付要領			
補助率	区 分	国	県	その他
	(1),(2)	50	0	50
適用				

農山漁村 交付金事業名	地域用水環境整備事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	<p>農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保管理又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う</p> <p>1. 地域用水環境整備事業</p> <p>農業水利施設の保管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する以下に掲げる施設の整備</p> <p>ア 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備(親水・景観保全施設整備)</p> <p>イ 蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等の整備(生態系保全施設整備)</p> <p>ウ 地震などの災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水樹、給水栓及びアクセス施設等の整備(地域防災施設整備)</p> <p>エ 渇水時に必要となる以下の施設(渇水対策施設整備)</p> <p>①農業排水を再利用するための堰、揚水機、送水管等の整備</p> <p>②緊急水源確保のための、ファームポンド、ため池及び簡易井戸等の整備</p> <p>③各水源間で相互に農業用水を融通するための連絡水路等の整備</p> <p>オ 造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲場、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備(利用保全整備)</p> <p>カ 地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備(地域用水機能増進施設整備)</p> <p>キ 農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備(新設、更新・部分改修)(小水力発電整備)</p> <p>2. 歴史的施設保全事業</p> <p>歴史的な土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理のために当該工事と一体的に整備する必要がある以下の施設の整備</p> <p>ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備</p> <p>イ 管理道及び駐車場の整備</p> <p>ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等</p> <p>※1の事業実施主体は県、市町村、土地改良区等。ただし、単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備については県営</p> <p>※2の事業実施主体は県、市町村、土地改良区等。ただし、文化財以外を対象とする場合については県、市町村</p>
要件	<p>1. 地域用水環境整備事業</p> <p>(1)事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。</p> <p>(2)総事業費が5千万円以上。地域用水機能増進施設の整備を行う場合は、「地域用水機能増進基本計画」が策定されていること。</p> <p>(3)事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること</p> <p>(4)単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備及び小水力発電整備にあつては、下記の要件に該当するものであること。</p> <p>ア 単独地域防災施設整備(「地域防災施設整備事業計画」が策定されていること) 総事業費が3千万円以上であること。</p> <p>イ 単独渇水対策施設整備(「渇水対策施設整備事業計画」が策定されていること) 総事業費が3千万円以上。近年、渇水に伴う取水制限が行われている地域における施設整備であること。</p> <p>ウ 単独魚道整備(「魚道整備事業計画」が策定されていること) ・魚道が未整備、又は河川の流水による損傷により正常に機能していない施設 ・河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設</p> <p>エ 小水力発電整備(「小水力発電整備事業計画」が策定されていること) 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、その施設等を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。 整備する施設の費用が以下を満足すること。 [建設費×発電事業者費用負担率]÷[年間売電収入一年間維持管理費]≤総合耐用年数×1/2</p> <p>2. 歴史的施設保全事業</p> <p>(1)「歴史的施設保全事業計画」が策定されていること。</p> <p>(2)下記の要件に該当すること。</p> <p>ア 文化財保護法第27、57、78、109条又は第182条の規定に基づき文化財として指定されているか、若しくは、登録されることが確実と認められる土地改良施設</p> <p>イ 当該施設の支配面積又は一連の群として関連性を持つ複数の施設の支配面積の合計が20ha以上であること。</p> <p>ウ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われていること。</p> <p>エ 総事業費が3千万円(ため池にあつては8百万円)以上であること。</p>

実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区 分	国	県	その他
	小水力発電整備 (施設整備)	50	10(15)	40(35)
	その他	50	未	未
	()内の率は6法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯に適用			
適 用	事業実施にあたっては、「地域用水環境整備事業計画概要書」及び「地域用水等事業計画」を作成 小水力発電整備(施設整備)の交付率は団体営のみ			

事業名	農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）			
事業主体	団 体 営			
事業内容	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥等の循環利用を目的とした施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。</p> <p>(1) 〔強靱化型〕 最適整備構想及び維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去</p> <p>(2) 〔高度化型〕 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去</p> <p>(3) 〔調査計画策定〕 (1),(2)の事業の施行に必要な調査及び事業計画計画の策定</p>			
採 択 要 件	<p>1. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること</p> <p>2. 強靱化型及び高度化型の共通要件</p> <p>1) 受益戸数概ね 20 戸(離島は 10 戸)以上、ただし、排水管路末端の受益2戸以上</p> <p>2) 最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、改築費 200 万円以上であって、かつ、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること</p> <p>(ア)維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること</p> <p>(イ)供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること</p> <p>3) 整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること</p> <p>4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1 処理区当たり1か所(敷地面積 0.3ha 以上1ha 未満の防災拠点等については、1 地方公共団体当たり 10 か所)を上限とする</p> <p>3. 強靱化型の個別要件 次のいずれかを満たすものであること</p> <p>(1)定住人口がおおむね 500 人以上であるもの</p> <p>(2)浸水想定区域内にあるもの</p> <p>(3)処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの</p> <p>(4)施設の再編・集約を行うもの</p> <p>4. 高度化型の個別要件 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。</p> <p>5. 調査計画策定の要件 2から4までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること</p>			
実施要綱	農村整備事業実施要綱			
実施要領	農村整備事業実施要領 別紙 1(農業集落排水施設整備事業)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	強靱化型	50 (100 ※1)	0	50 (0 ※1)
	高度化型			
	調査計画策定			
適 用	<p>※費用対効果の算出は必須(調査計画策定を除く)</p> <p>※1 調査計画策定において事業計画に排水汚泥を全量農地還元することを目標に定める場合(令和9年度まで)</p>			

事業名	農村整備事業（計画策定等事業）			
事業主体	団 体 営			
事業内容	<p>本事業を実施しようとする者が作成する「農村インフラ整備計画」で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う事業。</p> <p>(1) 〔施設計画策定事業〕 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした農業集落排水施設整備事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な維持管理適正化計画の策定を行う</p> <p>(2) 〔機能保全計画策定事業〕 農業集落排水施設の機能保全計画（最適整備構想）の策定を行う （策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）</p> <p>(3) 〔農業集落排水汚泥農地還元推進事業〕 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う</p>			
採 択 要 件	<p>1. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること</p> <p>2. 施設計画策定事業を実施する場合 1) 当該事業費が200万円以上であること 2) 施設計画策定事業計画を作成すること</p> <p>3. 機能保全計画策定事業を実施する場合 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）の採択要件部分に記載の2から4までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること</p> <p>4. 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を実施する場合 1) 農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること 2) 事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと 3) 当該事業費が200万円以上であること 4) 農地還元推進事業計画を作成すること</p>			
実 施 要 綱	農村整備事業実施要綱			
実 施 要 領	農村整備事業実施要領 別紙6(計画策定等事業)			
交 付 要 綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	施設計画策定事業	100(上限額なし)	0	0
	機能保全計画策定事業			
農業集落排水汚泥農地還元推進事業				
適 用	<p>農山漁村地域整備交付金は以下のとおり上限あり</p> <p>・機能診断: 1処理区当たり上限 200 万円</p> <p>・最適整備構想策定: 1 構想当たり処理区数 × 100 万円+200 万円 当該額が 800 万円を超える場合は上限 800 万円</p>			

(7) 国営造成施設等の維持管理

国営事業対策室([一覧に戻る](#))

補助事業名	水利施設管理強化事業								
事業主体	県			営		団		体	
事業内容及び事業要件	<p>国営事業で造成した農業水利施設等が有する多面的機能を適正に発揮するため、施設の役割に応じて施設管理者(土地改良区)に対して、施設の管理費用(一定割合)、整備補修費用等を支援(補助)する</p> <p>1. 一般型</p> <p>(1) 支援対象の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区が管理する施設のうち次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 国営事業で造成した施設 ② 代行事業、国営関連事業で県が造成した施設 <p>(2) 支援(市町から土地改良区へ補助)の内容</p> <p>① 対象施設に係る「管理費用」※に対する支援</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※「管理費用」</p> <p>操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費、電力料</p> </div> <p>(a) 治水協定を締結した施設等</p> <p style="padding-left: 20px;">支援額(補助対象事業費)＝「管理費用」×0.75／1.75(≒0.429)</p> <p style="padding-left: 20px;">(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定ダム ・市町の地域防災計画に位置付けられた施設(土地改良区の役割と施設名等) ・県の水防計画に位置付けられた施設 ・市町と土地改良区が締結した地域の防災・減災のための協定に位置づけられた施設 <p>(b)(a)以外の施設</p> <p style="padding-left: 20px;">支援額(補助対象事業費)＝「管理費用」×0.6／1.6(＝0.375)</p> <p>② 対象施設の「整備補修」費用に対する支援</p> <p>2. 特別型</p> <p>(1) 支援対象の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域治水プロジェクト水系で治水対策を実施する農業水利施設(一般型の対象施設を除く) ・洪水調整等に係る治水協定を締結した農業用ダム(一般型の対象施設を除く) <p>(2) 支援(市町から土地改良区へ補助)の内容</p> <p>① 基礎的取組</p> <p style="padding-left: 20px;">洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等のための取組への支援</p> <p>② 追加的取組</p> <p style="padding-left: 20px;">事前放流等の利水を目的とした通常の管理の範疇を超える取組への支援</p>								
実施要綱	水利施設管理強化事業実施要綱								
実施要領	水利施設管理強化事業実施要領								
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱								
補助率	区分	国	県	市町村	区分	国	県	市町村	
	一般型	50	未定	未定	一般型	50	25	25	
	特別型	50	未定	未定	特別型	50	未定	未定	
適用	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度創設 								

補助事業名	基幹水利施設管理事業(一般型)							
事業主体	県		営		団		体	
事業内容	国から管理委託された基幹水利施設又は当該施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設の管理 (ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路等)							
採択要件	<p>1. 国により管理委託されたものであること</p> <p>2. 1施設当たりの受益面積が概ね 1,000ha(地盤沈下地帯※にあつては 500ha)以上 但し、畑を受益とするものにあつては 300ha(地盤沈下地帯※にあつては 100ha)以上</p> <p>3. 非農用地率が概ね 10%以上</p> <p>4. それぞれの施設規模等は以下による</p> <p>(1) ダム 設計洪水量が概ね 300 m³/s 以上又は貯水量が概ね 250 万 m³以上</p> <p>(2) 頭首工 以下の要件を全て満たすもの ・設計洪水量が概ね 300 m³/s 以上 ・ゲートを1門以上有する。 ・最大取水量が概ね 1.0 m³/s 以上</p> <p>(3) 用水機場 最大取水量が概ね 1.0 m³/s 以上</p> <p>(4) 排水機場 排水機の総口径が概ね 3,000mm 以上</p> <p>(5) 排水樋門 計画通水量が概ね 15 m³/s 以上</p> <p>(6) 幹線用水路 計画通水量が概ね 5 m³/s 以上であつて、基幹水利施設と一元管理を行うもの</p> <p>(7) 幹線排水路 計画排水量が概ね 15 m³/s 以上であつて、基幹水利施設と一元管理を行うもの</p> <p>5. 基幹水利施設管理強化計画が策定されていること</p> <p>※「地盤沈下地帯」とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等(地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。)により規制されている地域</p>							
実施要綱	基幹水利施設管理事業実施要綱							
実施要領	基幹水利施設管理事業実施要領							
交付要綱	土地改良関係施設補助金交付要綱							
補助率	区分	国	県	その他	区分	国	県	その他
	内地	30(1/3)	30(1/3)	40(1/3)	内地	30	30	40
()内の率は、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設に適用								
適用								

(8) その他の農村振興対策

ほ場整備係 [\(一覧に戻る\)](#)

事業名	農山漁村振興交付金【情報通信環境整備対策】			
事業主体	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会			
事業内容	<p>農村地域における農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図る中で、地域活性化にも活用できる情報通信環境を整備するための取り組みを支援し、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ることとする</p> <p>[事業内容]</p> <p>(1) 計画策定事業（事業期間：原則2年以内） 情報通信環境整備に必要な調査</p> <p>①事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討</p> <p>②①の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む）</p> <p>③専門家の派遣、ワークショップの実施</p> <p>④整備計画の策定</p> <p>(2) 施設整備事業（事業期間：原則3年以内） 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要なとなる施設の整備</p> <p>①無線通信用施設及び設備（無線基地局）</p> <p>②伝送用専用線（光ファイバ）</p> <p>③①及び②の設置、運用に必要な施設及び設備</p> <p>④①及び②を活用して農業農村インフラの監視、制御やスマート農業を行うための設備</p> <p>⑤①及び②を活用して地域活性化に有効利用するための設備</p> <p>⑥④及び⑤の設置に要する経費</p> <p>⑦①②④及び⑤の施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）</p> <p>(※：①又は②はいずれかについて必ず実施すること)</p>			
実施要件	<p>1. 事業内容(1)の場合：農山漁村振興推進計画を策定していること</p> <p>2. 事業内容(2)の場合：農山漁村振興推進計画を策定していることに加えて以下の条件を満たすこと</p> <p>(1)交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること</p> <p>(2)農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備あつては、(1)に加え、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上(5法(特農、山振、過疎、半島、離島、)指定地域、特別豪雪地帯、指定棚田地域、急傾斜地帯のいずれかに該当する地域において行うものにあつては5ha以上)であること</p> <p>(3)スマート農業のための情報通信施設整備にあつては、(1)に加え、交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること</p>			
事業実施区域	<p>1. 農業振興地域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域。</p> <p>2. 農林業センサス規則で定める農業集落が連続した領域であつて、社会的、歴史的又は、地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられるの区域内の区域</p> <p>3. 県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道</p>			
実施要領	農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)実施要領			
交付要綱	農山漁村振興交付金交付等要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	計画策定事業	定額	0	0
	施設整備事業	50(55)	未	未
	()内の率は5法(特農、山振、過疎、半島、離島、)指定地域、特別豪雪地帯、指定棚田地域、急傾斜地帯に適用			
適用	事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費等の詳細については、農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)実施要領第13を参照すること			

(9) 負担金償還の対策

管理係(一覧に戻る)

事業名	農家負担金軽減支援対策事業(水田・畑作経営所得安定対策等支援事業)		
事業主体	公募団体(全国土地改良事業団体連合会)		
事業内容	<p>水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、担い手への農用地利用集積率の増加が見込まれる地区に対し、土地改良区等へ対象事業地区に係る農家負担金の5/6を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)が経営所得安定対策等支援資金として無利子融資する。</p> <p>【対象事業】</p> <p>平成6年度以降に採択された次の土地改良事業等(国営事業等の場合は、平成19年度以降償還開始地区を含む)。ただし、担い手育成農地集積事業に基づく事業の対象となる事業及び水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型を除くもの。</p> <p>(1)国営土地改良事業 (2)独立行政法人水資源機構事業 (3)国立研究開発法人森林総合研究所事業 (4)土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業 (5)国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業</p> <p>【貸付条件】</p> <p>貸付限度額:土地改良事業の農家負担額の5/6 償還期限:25年以内(据置期間を含む) 貸付利率:無利子</p> <p>※事業完了地区では、残元金の5/6以内での貸付けを受けることにより、借換え資金として活用できる。</p>		
採択要件	<p>1. 事業地区の要件</p> <p>経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度(対象事業の完了年度から4年、完了事業の場合は本事業の着手から5年以内で設定)までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること、若しくは高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加することが確実と見込まれること、又は輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。</p> <p>2. 担い手の要件</p> <p>「担い手」とは、農家負担金軽減支援対策事業実施要領第5に定めるもの(同要領第5の3に定めるものを除く)又は地域計画(基盤強化法第19条に規定する地域計画)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図)に位置付けられた者。</p> <p>また、次のいずれかに該当するものも「担い手」とすることができる。</p> <p>(1)エコファーマー (2)砂糖及びでん粉原材料かんしよに関する支援対象者 (3)「野菜の産地強化計画の策定について」第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者 (4)果樹産地構造改革で定める産地計画に記載される内容に該当する農業者 (5)農業生産活動規範を遵守する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者</p> <p>3. 経営等農用地面積の増加割合(採択時→目標)</p> <p>①80%未満 → 10ポイント以上増加(目標年度の利用集積率が60%未満となる場合は採択しない) ②80~90%未満 → 5ポイント以上増加 ③90~95%未満 → 95%以上へ ④95%以上 → シェア引き上げ ⑤100% → 100%を維持 ⑥高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること</p>		
実施要綱	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱		
実施要領	農家負担金軽減支援対策事業実施要領 別紙3		
交付要綱	全国土地改良事業団体連合会 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程		
補助率	区分	国	県
		100	0
適用	認定期間:平成19年度~令和7年度まで		

事業名	農家負担金軽減支援対策事業(災害被災地域土地改良負担金償還助成事業)			
事業主体	公募団体(全国土地改良事業団体連合会)			
事業内容	<p>一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等(以下の対象事業に掲げる土地改良事業等の事業地区)の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利息に相当する額(ただし、被災年度から三年度分の額を上限とする。)を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)から土地改良区等に助成する。</p> <p>【対象事業】</p> <p>次の土地改良事業</p> <p>(1) 国営土地改良事業</p> <p>(2) 独立行政法人水資源機構事業</p> <p>(3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業</p> <p>(4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業</p> <p>(5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業</p>			
採択要件	<p>事業地区の要件</p> <p>対象事業の地区について、被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。</p> <p>なお、災害関連事業は対象とならない。</p> <p>《対象となる災害復旧事業》</p> <p>(1) 暫定法関連</p> <p>① 農地災害復旧事業</p> <p>② 農業用施設災害復旧事業</p> <p>(2) 土地改良法第87条の5</p> <p>③ 直轄・代行災害復旧事業</p> <p>(3) 海岸法第5条、第6条</p> <p>④ 海岸保全施設災害復旧事業</p> <p>⑤ 直轄海岸保全施設災害復旧事業</p> <p>(4) 地すべり等防止法第7条、第10条</p> <p>⑥ 地すべり防止施設災害復旧事業</p> <p>⑦ 直轄地すべり防止施設災害復旧事業</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構法第12条第1項第3号</p> <p>かんがいの用に供する水資源開発施設及び愛知豊川用水施設についての災害復旧事業</p> <p>(6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の緑資源機構法第11条第1項第9号及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第6号</p> <p>特定中山間保全施設整備事業及び農用地総合整備事業についての災害復旧事業</p>			
実施要綱	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱			
実施要領	農家負担金軽減支援対策事業実施要領 別紙4			
交付要綱	全国土地改良事業団体連合会 災害被災地域償還助成金交付規程			
補助率	区分	国	県	その他
		100	0	0
適用	認定期間：平成19年度～令和7年度まで			

事業名	農家負担金軽減支援対策事業(農地有効利用推進支援事業)			
事業主体	公募団体 (全国土地改良事業団体連合会)			
事業内容	<p>農地耕作条件改善事業を実施地区で、担い手への農地利用集積がおおむね8割以上となる地区において、土地改良区等へ事業に係る農家負担金の償還利息相当の5/6を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)が無利子助成する「事業費助成型」、農地中間管理機構へ農地の長期間の賃貸借契約締結(10年間以上)に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金に係る償還利子相当額を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)が無利子助成する「一括前払助成型」がある。なお、「事業費助成型」及び「一括前払助成型」を併せて、行うことも可能。</p> <p>【対象地区】 農地耕作条件改善事業の実施地区において、助成団体が農家負担金軽減支援対策事業実施要領別紙6第2に規定する農地利用推進計画を策定し、認定を受けた地区</p> <p>【助成団体】</p> <p>(1) 事業費助成型</p> <p>① 土地改良区(なお、土地改良区が設立されていない対象地区では、市町村が申請する農地利用推進計画に定められた借入主体)</p> <p>② 農業協同組合</p> <p>③ 農業協同組合連合会</p> <p>④ 農業を営む者が組織する法人</p> <p>(2) 一括前払助成型</p> <p>① 農地中間管理機構</p> <p>【助成額】</p> <p>(1) 事業費助成型 助成額: 当該年度の受益者負担金の償還利子相当額の5/6以内を限度とし助成</p> <p>(2) 一括前払助成型 助成額: 当該年度の一括前払金借入資金の償還利子相当額を限度とし助成</p>			
採択要件	<p>1. 事業地区の要件 農地耕作条件改善事業の実施地区において、目標年度における担い手への農地利用集積が事業実施地域内農用地のおおむね8割以上となること。</p> <p>※ 目標年度 : 対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することが出来る。</p> <p>2. 担い手の要件 「担い手」とは、農家負担金軽減支援対策事業実施要領第5に定めるもの。</p>			
実施要綱	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱			
実施要領	農家負担金軽減支援対策事業実施要領 別紙6			
交付要綱	全国土地改良事業団体連合会 農地有効利用推進支援助成金交付規程			
補助率	区分	国	県	その他
		100	0	0
適用				

(10) TPP 関連対策

ほ場整備係、水利係([一覧に戻る](#))

名 称	TPP関連農業農村整備対策
事業内容	<p>総合的なTPP関連政策大綱」に即し、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な下記事業をTPP関連農業農村整備対策として実施するため、別枠で予算を配分する。</p> <p>【対策の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備 2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等 3 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等 <p>【対策として実施できる事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県営 農業競争力強化基盤整備事業、水利施設等保全高度化事業、農地中間管理機構関連農地整備事業 2 国営 国営農地再編整備事業、国営緊急農地再編整備事業、国営総合農地防災事業、国営環境保全型かんがい排水事業
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 (以下の全てを満たす場合) <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域であること ・担い手の米の生産コストが60キログラム当たり9,600円を下回ると見込まれること ・直播栽培や地下かんがい等省力化技術等の導入により更なる生産コスト削減が見込まれること ・担い手の米の生産コストがおおむね10%以上削減すると見込まれること (H30.2.1付け要綱改正以降に採択された地区に適用) 2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 (以下のいずれかを満たす場合) <ul style="list-style-type: none"> ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加すると見込まれること(ただし、10%以上増加要件はH30.2.1付け要綱改正以降に採択された地区に適用) ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること ・作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加すること 3 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料作物の単位面積当たり収量が25パーセント以上増加することが見込まれること
実施要綱	TPP関連農業農村整備対策実施要綱
実施要領	TPP関連農業農村整備対策実施要領
適用	<p>高収益作物の定義</p> <p>主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米(備蓄用米を含む)並びに経営所得安定対策実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の6(1)の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物とする。</p>

3. 国営農業農村整備事業 ([目次へ戻る](#))

[国営事業対策室\(一覧に戻る\)](#)

事業名	国営施設集約再編事業〔国営かんがい排水事業・特別型〕			
事業主体	国 営			
事業内容	<p>国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる地域において、施設の集約・再編※を伴う整備を行う。</p> <p>※「集約・再編」とは、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2以上の施設を1以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を含む） ② 営農計画等の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの 			
採択要件	<p>1. 受益面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね 500ha 以上（畑は 100ha 以上） <p>2. 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国営土地改良事業で造成された農業用排水施設 ② 末端支配面積がおおむね 500ha 以上（畑は 100ha 以上） ③ 施設長寿命化計画において、老朽化等による機能低下がみられ、補修又は更新を要するもの <p>3. 経済性（総費用※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業により集約・再編整備した場合の総費用が、単独で更新整備した場合の総費用を下回ること 			
実施要綱	国営かんがい排水事業実施要綱			
実施要領	国営かんがい排水事業実施要領			
交付要綱	—			
負担率	区分	国	県	その他
	内地	2/3	未定	未定
適用	<p>・ 事業着手までの流れ（国調査） 広域基盤整備計画調査 → 地区調査</p>			

事業名	国営施設機能保全総合対策事業[国営かんがい排水事業・特別型]			
事業主体	国 営			
事業内容	<p>農業用排水施設の機能を総合的に保全するための整備を行う事業であり、国営土地改良事業等によって造成された農業用排水施設について、①突発事故等の不測の事態が発生した場合、②不測の事態のリスクがある場合、③老朽化等により機能低下がみられる場合等において調査及び施設の機能を保全するための整備を実施するものであり、施設機能保全検討調査に基づき下記の事業が実施できる</p> <p>①突発事故復旧事業 ②災害普及事業 ③施設機能保全事業</p>			
採択要件	<p>1 受益面積 おおむね500ha(畑100ha)以上 末端面積 おおむね500ha(畑100ha)以上 ※ただし、重要度・緊急度の高い施設は、末端面積おおむね100ha 以上</p> <p>2 施設機能保全検討調査を実施すること</p> <p>3 下記の事業ごとの要件を満たすこと</p> <p>(1)突発事故復旧事業 突発事故が発生した施設の復旧を行うものであり、土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)実施要綱に基づき実施するもの</p> <p>(2)災害復旧事業 自然災害により被災した施設の復旧を行うものであり、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱に基づき実施するもの</p> <p>(3)施設機能保全事業 次のいずれかに該当する施設の機能保全を目的に実施する当該施設の変更であること</p> <p>①上記(1)、(2)と同様のリスクがある施設</p> <p>②一度発生すれば大災害になり得る大規模地震が発生した際、人命・財産等への影響が大きいことその他の農村振興局長が別に定める要件に該当する施設</p> <p>③老朽化等により機能低下がみられる施設であり、総事業費がおおむね10億円以上であること。</p> <p>なお、土地改良法施行令第49条第1項第4号の事業対象となる施設(土地改良区申請でない事業)は下記の要件を満たすもの</p> <p>ア 整備対象となる農業用排水施設の整備を行った国営土地改良事業の受益面積がおおむね3,000ha(田以外は、1,000ha)以上現存すること</p> <p>イ 次の a または b の基準を満足する施設であること</p> <p>a 当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準 地域の農業水利システムの体系において重要な機能を担う基幹的な農業用排水施設であって、通水量等がおおむね0.5m³/s、(重要度・緊急度の高い施設は0.1m³/s、田以外の農用地を受益地とするものになっては、受益地100haあたりの通水量等がおおむね0.03m³/s)を超えるものまたは、それに相当する能力を有するもの</p> <p>b 当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準 おおむね150kpa 以上の水圧を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設又は軟弱地盤等に立地する施設に係る事業であること</p>			
実施要綱	国営かんがい排水事業実施要綱			
実施要領	国営かんがい排水事業実施要領			
交付要綱	—			
負担率	区分	国	県	その他
	内地	2/3	未定	未定
適用				

補助事業名	国営緊急農地再編整備事業			
事業主体	国 営			
事業内容	市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象として、次に掲げる事業が実施できる。 1. 「基幹事業」 ……区画整理 2. 「併せ行う事業」……農業用排水施設、農業用道路、農用地保全 客土、暗渠排水(土壌改良、心土破碎、除礫含む)			
採択要件	<p>1. 事業対象地域で「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」(H24.12.26 付け 24 農振第 1168 号局長通知)による調査が実施されていること。</p> <p>2. 「広域産地収益力向上基盤整備基本構想」が市町村で策定され、かつ広域整備基本構想において土地改良長期計画(平成 28 年 8 月 24 日閣議決定)に定める成果目標等の達成が見込まれること。</p> <p>3. 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積の合計がおおむね400ha 以上でかつ、当該基幹事業にかかる受益面積の合計がおおむね200ha 以上。</p> <p>4. 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積に占める耕作放棄地および、耕作放棄地となる恐れのある農地の合計面積の割合が 10%以上であること。</p> <p>5. 農村振興局長が定める「担い手農地利用集積計画」における目標年度までに、受益面積に占める「※1 担い手」への「※2 農地利用集積率」が次のとおり増加することが確実と見込まれること。 (1) 担い手農地利用集積率が、H24 年度以降の時点を基準として、40%ポイント以上増加し、60%以上となること。 (2) 担い手農地利用集積率が 80%以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が 20ha 以上となること。</p> <p>6. 「併せ行う事業」は、次の要件をすべて満たすこと。 (1) 基幹事業と受益地が錯そう又は隣接していること。 (2) 基幹事業と併せ行うことにより、当該事業の効果が高められ、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と耕作放棄地の解消又は発生防止による農地の保全に寄与することが明らかであること。</p> <p>「※1 担い手」……農村振興局長が定める基準を満たす農業者又は、農業者の組織する団体 「※2 農地利用集積率」……農村振興局長が定める経営等農地面積の割合</p>			
実施要綱	国営緊急農地再編整備事業実施要綱			
実施要領	国営緊急農地再編整備事業実施要領			
交付要綱	—			
補助率	区分	国	県	その他
	内地	2/3(66.6%)	25.2%	8.2%
	内地(事業内容のうち農業用道路の新設・変更)	50	未	未
適用	本事業実施地区において、先端技術導入実証事業(①ICT 導入、②炭素貯留技術導入)の実施可。(事業主体：国、事業内容：「先端技術導入実証事業実施要領」による)			

4. 県単事業(目次へ戻る)

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
県単県営緊急 地すべり対策事業 農地防災係	緊急地すべり防 止工事				県単県営緊急地すべり対策事業実施要綱 (H23.4.1 施行)によるものとし、対象となる工 事は次の(1)～(6)に掲げる条件を全て満たす こと。 (1) 施行の対象地区は、農村振興局所管地 すべり防止区域に指定された区域内また は、地すべり防止指定予定区域内にある こと。 (2) 次のいずれかの条件に該当する小規模 な防止工事であること。 ①多量の崩土が溪流又は河川に流入 して下流河川に被害を及ぼす恐れのある 場合。 ②鉄道(私鉄を含む)、国県道、市町村 道、農道、集落道、林道及びその他 公共施設などに被害を及ぼす恐れのある 場合。 ③官公署、学校、病院、集会所などの 公共建物に被害を及ぼす恐れのある 場合。 ④農地 1ha 以上及び農業用施設に被害 を及ぼす恐れのある場合。 【農地 5a 以上 1ha 未満の場合であつ て、当該地域に存する人家の被害を 合わせて考慮し、それが農地 1ha 以 上の被害に相当するものと認められ る場合を含む。】 ⑥人家 5 戸以上に被害を及ぼす恐れのある 場合。 ⑦鳥根県地域防災計画又は市町村地 域防災計画に登載された、ため池、 消防防災施設、避難路などに被害を 及ぼす恐れのある場合。 (3) 防止工事の対象工法は、国庫補助事業 の対象工法と同じであること。 (4) 緊急に事業を施行する必要性が認めら れること。 (5) 本体工事に合わせ受益が発生する場合 は負担割合県 50%その他 50% [地すべり等防止法第 31 条、第 36 条] (6) 一カ所事業費が 1,000 千円以上。
	(1) 防止施設本 体工事	—	100	—	
(2) 防止施設本 体工事に合 わせ受益が 発生する場 合	—	50	50		

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
県単農地防災施設長 寿命化事業 農地防災係	地すべり防止施設、海岸保全施設、農地防災ダムの老朽化等に 伴う更新・補修等 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填 及び賠償金 オ、需用費	-	100	-	農地防災施設長寿命化事業実施要綱 (H26.4.1 施行)によるものとする。 1. 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るものであること。 2. 地すべり防止区域内における地すべり防止施設の補修等に係るものであること。 (農村振興局所管) 3. 地すべり防止区域の表示に関するもの。 (農村振興局所管) 4. 県が管理する海岸法に基づく海岸管理施設の補修等に係るものであること。 (農村振興局所管) 5. 県が管理する湖岸堤防施設の修繕等に係るものであること。 6. 県が管理する農地防災ダム本体及び付帯施設の補修等に係るものであること。
県単県営 地すべり対策事業 農地防災係	【防止工事】 地すべり防止工事及び落石防止対策工事 【長寿命化工事】 地すべり防止施設の老朽化等に 伴う更新・補修等 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填 及び賠償金 オ、需用費	-	100		県単県営地すべり対策事業実施要綱 (R5.3.1 施行)によるものとする。 【防止工事】 1. 地すべり防止区域(地すべり指定予定区域を含む。)及び地すべり危険地における対策工事であること。 2. 国から採択を受けた区域において国庫補助事業を補完することで計画的な対策の促進を図るものであること。 3. 地すべり危険区域及び隣接地において落石防止等の対策を行うもの。 4. 地すべり防止区域の指定に係る調査等であること。 5. 地すべり対策工事(地すべり防止工事)の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する調査であること。 【長寿命化工事】 1. 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るものであること。 2. 地すべり防止区域内における地すべり防止施設の補修等に係るものであること。 (農村振興局所管) 3. 地すべり防止区域の表示に関するもの。 (農村振興局所管) 4. 地すべり対策事業(地すべり防止施設長寿命化対策工事)の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する調査であること。
農地防災ダム付帯施設更新事業 ため池保全係	農地防災ダムの整備・更新 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填 及び賠償金 オ、需用費	-	94	6	農地防災ダム付帯施設更新事業実施要綱(H23.4.1 施行)によるものとする。 1. 県が管理する農地防災ダム本体及び付帯施設の整備・更新に係るものであること。

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
県単ため池安全 確保事業 ため池保全係	【県営・団体営】 ため池の応急 整備、廃止、施 設の点検等 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、補償 ※廃止は団体 営事業に限る	-	67	33	県単ため池安全確保実施要綱(R4.4.1 施 行)によるものとする。 1. 国庫補助事業対象とならないこと。 2. 貯水量が 300 m ³ 以上のため池とする。 3. 家屋、道路、公共施設等に被害が想定されるこ と。 4. ため池廃止は利用者の同意があること。 5. 事業費が 1,000 千円以上であること。 6. 整備計画を作成すること。 7. 県営事業にあたっては、県営ため池整備 事業を実施中のため池であること。
	【県営】 耐震性調査等 における支援的業 務、監視・保全を 目的とする活動と 情報収集管理業 務	-	100	-	
県単農地有効利用支 援整備事業 水利係	耕作放棄の未 然防止を目的と した農地や農業 水利施設等の 簡易な整備を支 援 事業の種類 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)客土 (4)区画整理 (5)土壌改良 (6)鳥獣侵入防止施設 (7)農用地の改良又は保全 (8)営農用水施設 (9)農道 (10)臨時の用排水対策 (11)特認	-	50	50	1 受益面積の合計が5ha未満であること。 2 耕作放棄地となるおそれのある農地の認 定が必要。(認定は市町村長) 3 事業主体 市町村・土地改良区
県単基幹水利施設整 備事業 水利係	基幹的な農業 水利施設の機 能を適切に保 全していくため、 「県営水利施設 等保全高度化 事業」などの国 庫補助事業を 補完し、老朽化 した水利施設の 補修・修繕(予 防保全対策)を 計画的に実施 するもの。	-	75	25	1 県営事業として実施する国庫補助事業 (県営水利施設等保全高度化事業)の実 施要件に準ずる。 2 事業主体 県

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
県単基幹水利施設緊急修繕事業 水利係	基幹的な農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合、迅速に修繕・復旧ができるよう取り組むもの。	-	75	25	1 国営事業で造成された施設もしくは島根県基幹水利施設保全対策実施方針に記載されている施設であること。 2 緊急性を要し、かつ維持管理の範疇を越えた対策が必要であるもの。 3 事業主体 県・市町村・土地改良区 なお、事業主体は、施設の状態や管理状況等を普段から把握している施設管理者等(市町村、土地改良区)を原則とする。
ふるさと農道整備事業 (県 営) 基盤整備係	一般(開設・改良) (内地・離島)	-	90	10	1. 目的 定住促進対策の一環として、緊急に行う必要がある農道の整備や保全対策を推進し、農業農村の振興と定住環境の改善に資するために実施するもの 2. 事業内容 (1)促進型……国庫交付金の県営農道整備事業と本事業の施行区間を区分して行うもの (2)合併型……国庫交付金の県営農道整備事業と本事業の施行内容を区分して行うもの(拡幅等) (3)単独型……以下の条件を満たし本事業で実施するもの ① 集落と集落、集落と基幹的の道路又は基幹的公共施設との間を結ぶ農道の開設、改良等 ② 農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等 3. 実施基準 (1) 県営農道整備事業により実施する路線に接続する路線で受益面積が概ね10ha以上 単独で実施する路線は、受益面積が概ね50ha以上(過疎、山振、半島にあっては30ha以上) (2) 全幅員が4.0m以上 (3) 単独型は国庫交付金事業採択要件に合致しない地区であること (4) 事業完了後、市町村が農道として管理する路線であること (5) 単独型は農業農村整備事業管理計画の中に農道として計画されていること
	保全対策(内地)	-	75	25	
	保全対策(離島)	-	77.5	22.5	
	上記工事費以外の事務的経費(事務費)	-	100	-	

5. 多面的機能支払交付金 [\(目次へ戻る\)](#)

農山漁村振興課活力ある農山漁村スタッフ [\(一覧に戻る\)](#)

事業名	多面的機能支払交付金事業			
事業実施主体	多面的機能支払交付金: 広域活動組織、活動組織 多面的機能支払推進交付金: 県、市町村、推進組織			
事業内容	<p>(1) 農地維持支払交付金 農用地、農業用排水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援する。</p> <p>(2) 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動) 農業用排水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する。</p> <p>(3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) 農業用排水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。</p> <p>(4) 多面的機能支払推進交付金 県、市町村及び推進組織が行う多面的機能支払交付金の交付や活動の実施状況の確認、活動組織への指導等の適正かつ円滑な実施を推進する。</p>			
採択要件等	<p>(1) 農地維持支払交付金 農用地、農業用排水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う農業者等で構成される活動組織等を設立し、事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年間。 ・交付基本単価: 田3,000円 / 10a、畑2,000円 / 10a、草地250円 / 10a</p> <p>(2) 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動) 農業用排水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を行う農業者及び非農業者で構成される活動組織等を設立し、事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年間。 ア 交付基本単価: 田2,400円 / 10a、畑1,440円 / 10a、草地240円 / 10a ※多面的機能の増進を図る活動に取り組みない組織は上記単価に5/6を乗じた額になる。 イ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援加算: 田 400円 / 10a、畑240円 / 10a、草地40円 / 10a ウ 農村協働力の深化に向けた活動への支援加算: 田400円 / 10a、畑240円 / 10a、草地40円 / 10a エ 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援加算: 田400円 / 10a ※ア～エについて、農地・水保全管理支払(共同活動)又は資源向上支払(共同活動)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払(長寿命化)と併せて取り組む農用地は上記単価に0.75を乗じた額になる。</p> <p>(3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) 老朽化が進む農業用排水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う農業者等で構成される活動組織等を設立し、事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年間。 ・交付上限単価: 田4,400円 / 10a、畑2,000円 / 10a、草地400円 / 10a ※広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、上記単価に5/6を乗じた額になる。 ※広域活動組織の規模を満たさない場合、交付上限額は集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象面積を乗じた額の小さい額となる。</p> <p>(4) 多面的機能支払推進交付金(事務経費) それぞれ下記の業務を行う。 ・県: 第三者機関の設置・運営、法・要綱基本方針の策定、長寿命化整備計画協議、交付・申請事務等 ・市町村: 促進計画の策定、事業計画の認定、交付・申請事務、確認事務等 ・推進組織: 推進・指導、事業計画の審査補助・指導、確認事務等</p>			
実施要綱	多面的機能支払交付金実施要綱			
実施要領	多面的機能支払交付金実施要領、日本型直接支払推進交付金実施要領			
交付要綱	多面的機能支払交付金交付要綱、島根県多面的機能支払交付金交付要綱 日本型直接支払推進交付金交付等要綱			
交付率	区分	国	県	市町村
	農地維持支払交付金	50	25	25
	資源向上支払交付金	50	25	25
	多面的機能支払推進交付金(県)	定額	定額	—
	多面的機能支払推進交付金(市町村)	定額	—	未定
	多面的機能支払推進交付金(推進組織)	定額	定額	未定
備考	<p>推進組織は、平成19年4月5日に設立済み 構成団体: 島根県、市町村、島根県農業協同組合、県農業会議、島根県土地改良事業団体連合会 団体名称: 島根県農地・水・環境保全協議会 (事務局: 島根県土地改良事業団体連合会)</p>			

6. 災害復旧及び災害関連事業(目次へ戻る)

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
農地農業用施設 災害復旧事業	県営農業用施設	65	35	—	1. 1箇所工事費 40 万円以上の農地、農業用施設の復旧事業。 2. 被害甚大なものについては補助率増高措置が講ぜられる。 3. 原則3か年以内に完了すること。
	団体営農地	50	—	50	
	団体営農業用施設	65	—	35	
農地災害関連区画 整備事業	県営	50	未	未	1. 災害復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないもの。 2. 受益戸数が 2 戸以上。 3. 工事費が 400 万円以上かつ併せて施行する農地等災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないものであること。 4. 他の改良計画がないこと。 5. 一連の農地・農業用施設の面積の 5 割以上が被災していること。 6. 原則 3 年以内に完了すること。
	団体営	50	—	50	
農業用施設災害 関連事業	県営	50	未	未	1. 原則として当該関連事業の工事費が 200 万円以上で、かつ、あわせて施行する災害復旧事業の工事費を超えないもの。 2. 当該施設に他の改良計画がないこと。 3. 事業の効果が大きいこと。 4. 被害甚大なものについては補助率増高措置が講ぜられる。 5. 原則3か年以内に完了すること。
	団体営	50	—	50	
ため池災害関連特別 対策事業	県営	50 (基本)	25 (基本)	25 (基本)	1. ため池の被害が激甚で、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できないこと。 2. 被災ため池と一連の地域内にあるため池であって、被災及び被害のおそれのある人家戸数が 10 戸以上にかかわるもの、又は重要な公共施設及び公共建物に直接被害を及ぼすと認められるもの。 3. 工事費 15,000 千円以上で、併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないこと。 4. 原則として他の改良計画がないもの。 5. 総貯水量が 1,000 ㎡以上あること。 6. 原則3か年以内に完了すること。
(激甚増高あり)					
災害関連農村生活 環境施設復旧事業	団体営	50	—	50	1. 受益戸数 2戸以上。 2. 工事費 200 万円以上。 3. 対象となる施設は以下のとおり。 (ただし、農業農村事業にかかる施設に限る) 1) 集落排水施設(処理施設を含む) 2) 営農飲雑用水施設 3) 農村公園施設 4) 集落防災安全施設 5) 情報基盤施設 4. 集落排水施設の特例となる要件 激甚災害に指定されかつ市町村の集落排水施設復旧事業費が以下に該当する場合。 ・標準税収入の 10% 以上の場合又は災害復旧事業費と保険金の合計が 6,000 万円以上の場合 5. 原則3か年以内に完了すること。
		80	—	20	
集落排水施設の特例					
災害関連緊急 地すべり対策事業	県営	2/3	1/3	0	1. 農村振興局所管の地すべり防止区域又は地すべり防止指定予定区域内であること。 2. (ア)～(エ)のいずれかに該当すること。 (ア)崩土が溪流、河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの。 (イ)重要な公共施設、公共建物に直接被害を及ぼすと認められるもの。 (ウ)貯水量3万㎡以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの。 (エ)人家 10 戸以上又は農地 10ha 以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。 3. 1 箇所事業費が 6,000 千円以下は除く。
		溪流		流	
		1/2	1/2	0	
その他の					

7. 事業計画樹立のための調査計画事業等(目次へ戻る)

(1) 県が行う調査計画

【県単調査】

調査計画事業名	事業内容	採択基準	負担割合		
			国	県	その他
県単公共事業調査設計	農業農村整備事業の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。 経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、農地環境事業、かんがい排水事業、農道整備事業、ため池等整備事業ほか	・該当する事業の採択要件を満足するもの。	—	50	50
県単県営地すべり対策事業	【防止工事】 ・地すべり防止区域の指定に係る調査 ・地すべり対策事業(地すべり防止工事)の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。 【長寿命化工事】 ・地すべり対策事業(地すべり防止施設長寿命化対策工事)の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。		—	100	—

【補助調査】

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採択基準	負担割合		
			国	県	その他
農山漁村地域整備交付金	(実施要領 別紙1 運用1)農地整備事業(通作条件整備 基幹農道整備/一般農道整備 保全対策型) (1)点検診断事業 既設の農道施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び個別施設計画の策定 「既設の農道」とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。	・基幹農道整備は、農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農用地区域を主たる対象とすること。	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)
	(実施要領 別紙1 運用3)実施計画策定事業 土地改良法に基づいて実施する以下の工種の整備対象となる地域において、必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定する。 (1)農業用排水施設整備 (2)農道整備 (3)区画整理 (4)農用地の造成 (5)客土 (6)暗渠排水	・事業実施期間は1年以内とする。	50	25	25
	(実施要領 別紙4 運用1) 農村集落基盤再編・整備事業(実施計画策定型) 以下の事業について、実施計画または集落基盤再編計画を策定する。 生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 農村生活環境整備事業 (17)施設集約整備事業 ※ 保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業	※集落基盤再編計画を策定するものであること。 ・事業実施期間は1年以内とする。 左記以外の事業は県単調査で計画策定を行う。	50	25	25

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農業競争力強化 農地整備事業	(実施要領 別紙2)農地整備事業に係る実施計画等の策定 農地整備事業及び※水利施設等保全高度化事業に掲げる以下の各事業の実施に必要な調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 農地整備事業(農業生産基盤整備事業) (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)徐礫 ※水利施設等保全高度化事業については畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に限る。	定額助成 ・農地整備事業等の実施が予定されている地区 ・水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うもの	100	-	-
		定率助成 ・農地整備事業等の実施が予定されている地区	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)
水利施設等保全高度化事業	(実施要領 別紙3)農地整備事業に係る実施計画等の策定 農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定する。 (3)施設計画策定事業 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等	・施設計画策定事業を行う場合にあつては、当該事業費が200万円以上であること ・事業採択期間は令和7年度までとする	100	-	-
農地中間管理機構関連 農地整備事業	(実施要領 別紙2)農地整備事業に係る実施計画策定事業 農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 農地整備事業(農業生産基盤整備事業) (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)徐礫	定額助成 ・農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区 ・水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画の策定地域で行うもの	100	-	-
		定率助成 ・農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区	62.5	25	12.5
中山間地域農業農村 総合整備事業	(実施要領 第2)実施計画策定事業 中山間地域農業農村総合整備事業の実施に際し、当該事業に必要な諸条件について調査、計画又は設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。	・本事業の農業生産基盤整備事業の事業計画及び整備計画の策定に必要な調査及び検討を行うもの。 ・事業実施期間は1年以内とする。	55 (60)	未	未
農村整備事業	(実施要領 第2の1~5) 別紙1 農業集落排水事業 第2の(3) 別紙2 農道・集落道整備事業 第2の3 別紙3 営農飲雑用水施設整備事業 第2の(3) 別紙4 地域資源利活用施設整備事業 第2の3 別紙5集落防災安全施設整備事業 第2の2 各施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。	・各事業採択要件を満たす施設を対象としていること。	50	未	未
	(実施要領 第2の6) 別紙6 計画策定等事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした要綱第2の1から5までに掲げる事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針(農業集落排水施設にあつては別紙1で定める維持管理適正化計画をいう。)の策定を行う。	・各事業採択要件を満たす施設を対象としていること。	100	-	-

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農村地域防災減災事業	(実施要領 別紙2~10,13,14,17~19の各事業の運用)防災減災事業に係る調査計画事業 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 負担率について、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助 ※本事業については、各事業に詳細な記載有り	・事業実施期間は1年以内とする。	100 (50)	0 (50)	0 (0)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	(実施要領 別表 1-(1)-ウ、別表 2-(1)-シ)実施計画の策定 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定。	・長寿命化・防災減災整備計画を策定していること。 ・事業実施期間は1年以内とする。 ・1地区当たりの助成額の上限は1000万円	100	-	-
農地耕作条件改善事業	(実施要綱 別表 1-(11))条件改善推進費 下記4つの型のハード事業の実施にあたって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定。 ・地域内農地集積型 ・高収益作物転換型 ・スマート農業導入推進型	・採択要件においては各種型の要件による。 ・事業実施期間は2年以内とする。 ・単年度当たりの助成額の上限は300万円	100	-	-

(2)市町村等が行う調査計画

【団体営調査】

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農山漁村地域整備交付金	(実施要領 別紙1運用1)農地整備事業(通作条件整備 基幹農道整備/一般農道整備 保全対策型) (1)点検診断事業 既設の農道施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、 保全対策の検討に必要な調査及び個別施設計画の策定。 「既設の農道」とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業に より農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道 緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農 道として造成された路線をいう。	基幹農道整備は、 農業振興地域を主た る対象とし、基幹農道 整備以外の整備は、 農用地区域を主たる 対象とすること。	50 (55)	-	50 (45)
	(実施要領 別紙1運用3)農業農村整備実施計画策定事業 土地改良法に基づいて実施する以下の工種の整備対象となる地 域において、必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定する。 (1)農業用排水施設整備 (2)農道整備 (3)区画整理 (4)農用地造成 (5)客土 (6)暗渠排水	事業実施期間は1 年以内とする。	50	-	50
	(実施要領 別紙2運用1) 水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型) 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事を 行う事業の実施に必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定す る。	事業実施期間は1 年以内とする。	50	-	50
	(実施要領 別紙4運用1) 農村集落基盤再編・整備事業(実施計画策定型) 以下の事業について、実施計画または集落基盤再編計画を策定 する。 生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 農村生活環境整備事業 (17)施設集約整備事業 ※ 保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業	※集落基盤再編計 画を策定するもの であること。 事業実施期間は1 年以内とする。 農村生活環境整備 単独での実施又は特 認事業の実施につ いては、補助対象外。	50	-	50
水利施設等保全高度化事業	(実施要領 別紙3)農地整備事業に係る実施計画等の策定 農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等につ いて調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定する。 (3)施設計画策定事業 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概 略設計等	・施設計画策定事業を 行う場合にあっては、 当該事業費が200万 円以上であること ・事業採択期間は令和 7年度までとする	100	-	-
中山間地域農業農村 総合整備事業	(実施要領 第2)実施計画策定事業 中山間地域農業農村総合整備事業の実施に際し、当該事業に必 要な諸条件について調査、計画又は設計を行い、当該事業に必要 な実施計画を策定する。	・本事業の農業生産基 盤整備事業の事業計 画及び整備計画の 策定に必要な調査 及び検討を行うも の。 ・事業実施期間は1年 以内とする。	55 (60)	未	未

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農 村 整 備 事 業	(実施要領 第2の1～5) 別紙1 農業集落排水事業 第2の(3) 別紙2 農道・集落道整備事業 第2の3 別紙3 営農雑用水施設整備事業 第2の(3) 別紙4 地域資源利活用施設整備事業 第2の3 別紙5 集落防災安全施設整備事業 第2の2 各施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。	・各事業採択要件を満たす施設を対象としていること。	50	-	50
	(実施要領 第2の6) 別紙6 計画策定等事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした要綱第2の1から5までに掲げる事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針(農業集落排水施設にあっては別紙1で定める維持管理適正化計画をいう。)の策定を行う。	・各事業採択要件を満たす施設を対象としていること。	100	-	-
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 事 業	(実施要領 別表 1-(1)-ウ、別表 2-(1)-シ)実施計画の策定 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定。	・長寿命化・防災減災整備計画を策定していること。 ・事業実施期間は1年以内とする。 ・1地区当たりの助成額の上限は1000万円	100	-	-
農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	(実施要綱 別表 1-(11))条件改善推進費 下記4つの型のハード事業の実施にあたって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定。 ・地域内農地集積型 ・高収益作物転換型 ・スマート農業導入推進型	・採択要件においては各種型の要件による。 ・事業実施期間は2年以内とする。 ・単年度当たりの助成額の上限は300万円	100	-	-

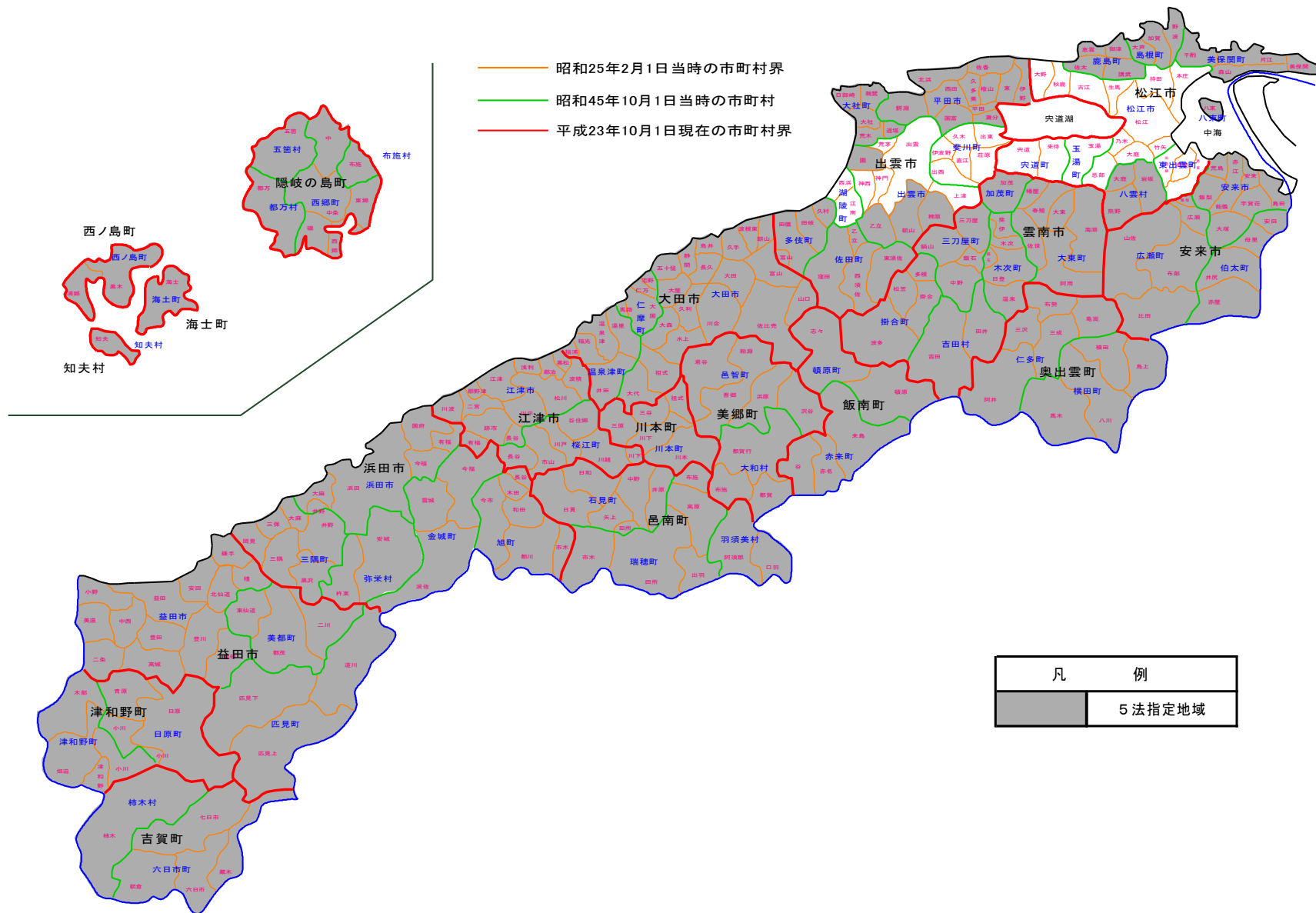
8. 地方財政措置(目次へ戻る)

企画調査係

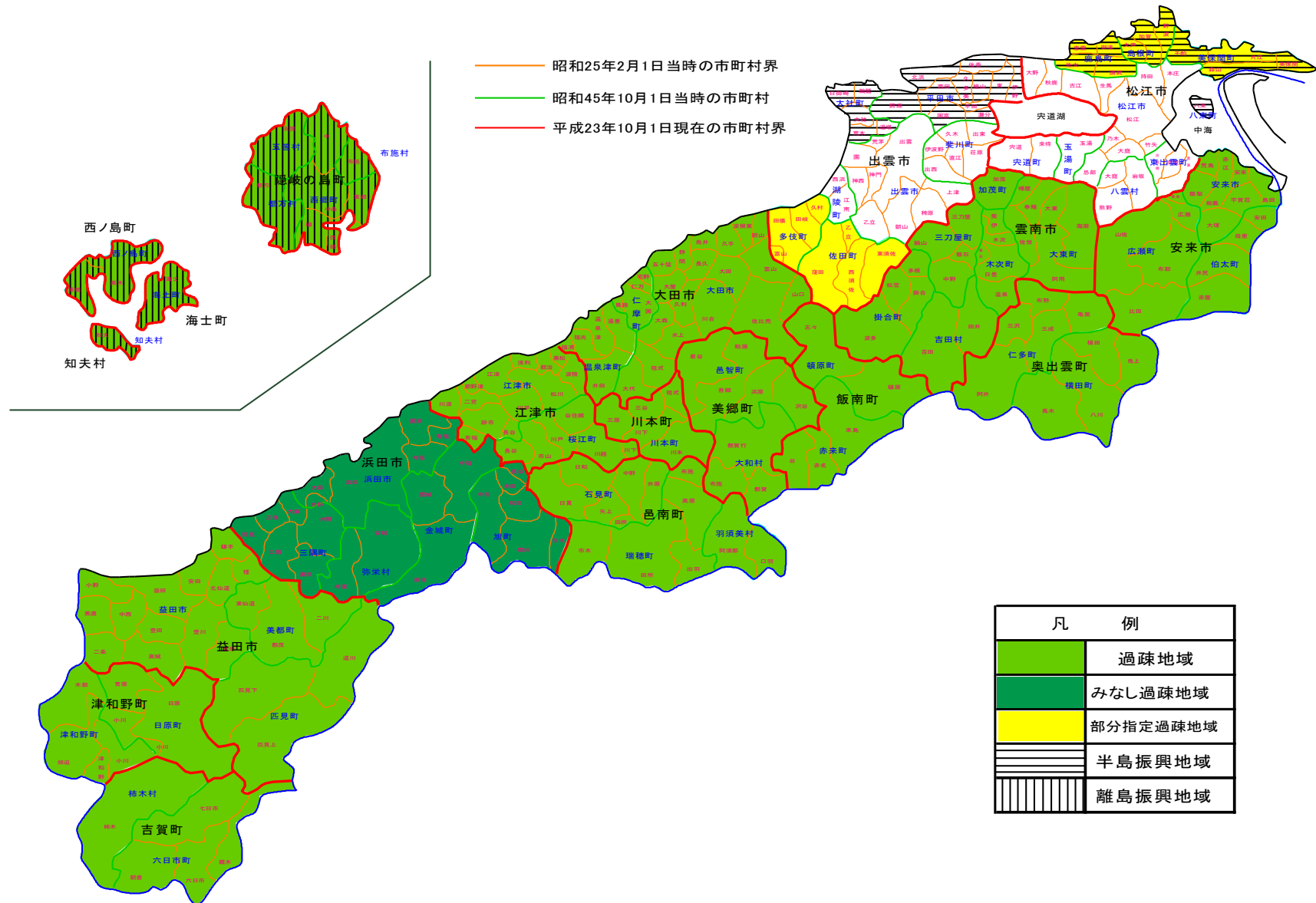
名 称	主な地方財政措置				
内 容	○補助事業				
	【 都道府県営事業 】				
		公 共			非公共
		通常分	防災重点農業用ため池	5か年加速化対策分	
	都道府県 負担分	公共事業等債 (充当率 90% 算入率 20%)	公共事業等債の嵩上げ (充当率 90% 算入率 45%)	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債 (充当率 100% 算入率 50%)	公共事業等債 (充当率 90% 算入率 20%)
	市町村 負担分		※防災重点農業用ため 池緊急事業に限る		一般補助施設 整備等事業債 (充当率 90% 算入率 20%)
	【 団体営事業 】				
		公 共			非公共
		通常分	防災重点農業用ため池	5か年加速化対策分	
	都道府県 負担分	公共事業等債 (充当率 90% 算入率 20%)	公共事業等債の嵩上げ (充当率 90% 算入率 45%)	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債 (充当率 100% 算入率 50%)	公共事業等債 (充当率 90% 算入率 20%)
市町村 負担分	※防災重点農業用ため 池緊急事業に限る			一般補助施設 整備等事業債 (充当率 90% 算入率 20%)	
注1) 補正予算に係る事業については、補正予算債(充当率 100%、算入率 50%)を適用					
注2) 防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に係る地財措置については、令和7年度まで					
注3) 防災重点農業用ため池の整備に係る地財措置については、令和7年度まで					
○地方単独事業					
・公共施設等適正管理推進事業債(令和4年度から令和8年度まで)					
	県単独事業		市町村単独事業		
都道府県 負担分	充当率 90% 算入率 30~50% (算入率=-0.5×財政力指数+0.7)				
市町村 負担分	充当率 90% 算入率 30~50% (算入率=-0.5×財政力指数+0.7)				
・緊急自然災害防止対策事業債(令和3年度から令和7年度まで)					
	県単独事業		市町村単独事業		
都道府県 負担分	充当率 100% 算入率 70%				
市町村 負担分	充当率 100% 算入率 70%				

9. 参考資料(目次へ戻る)

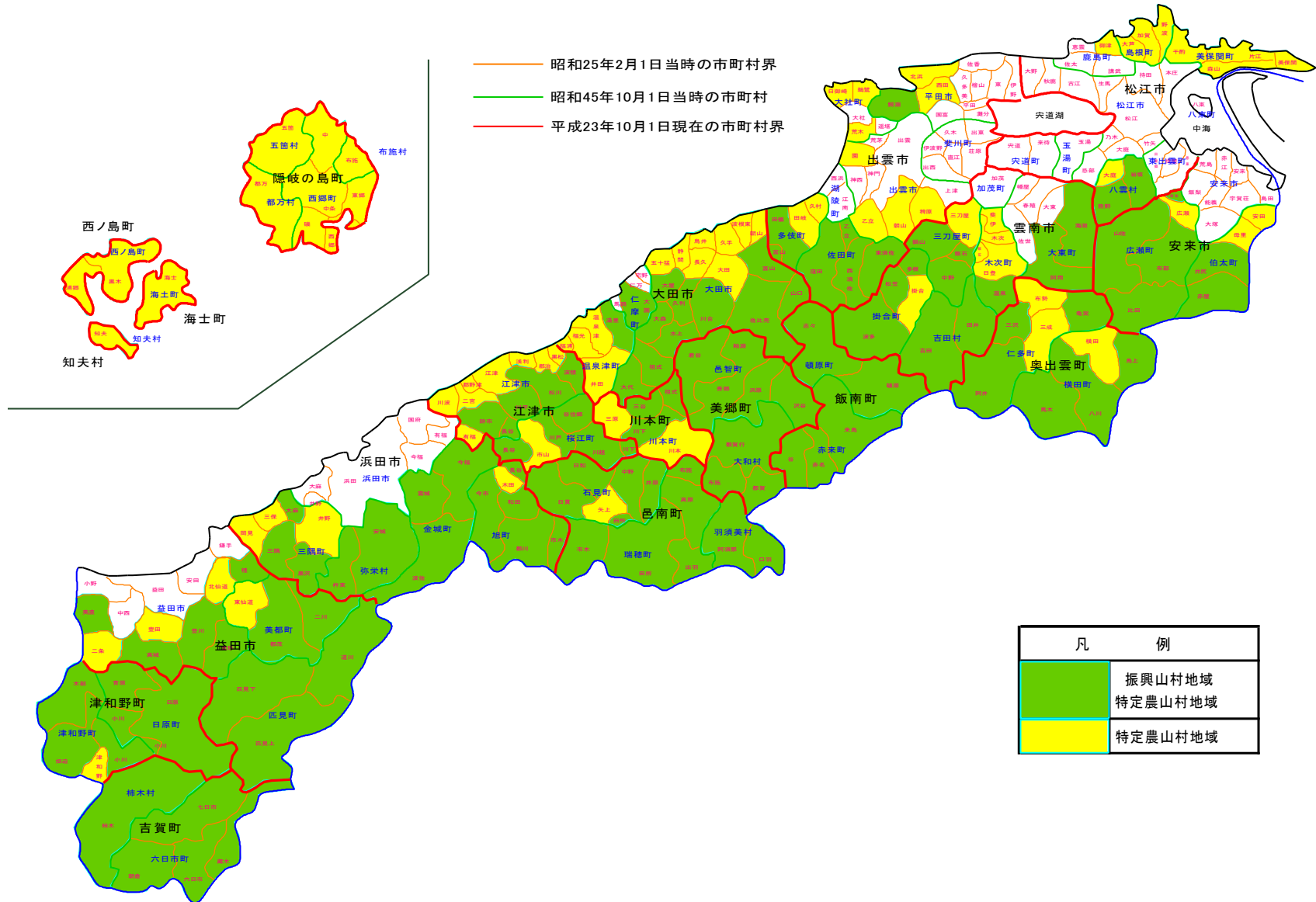
【地域指定区分図】－ 5法指定地域



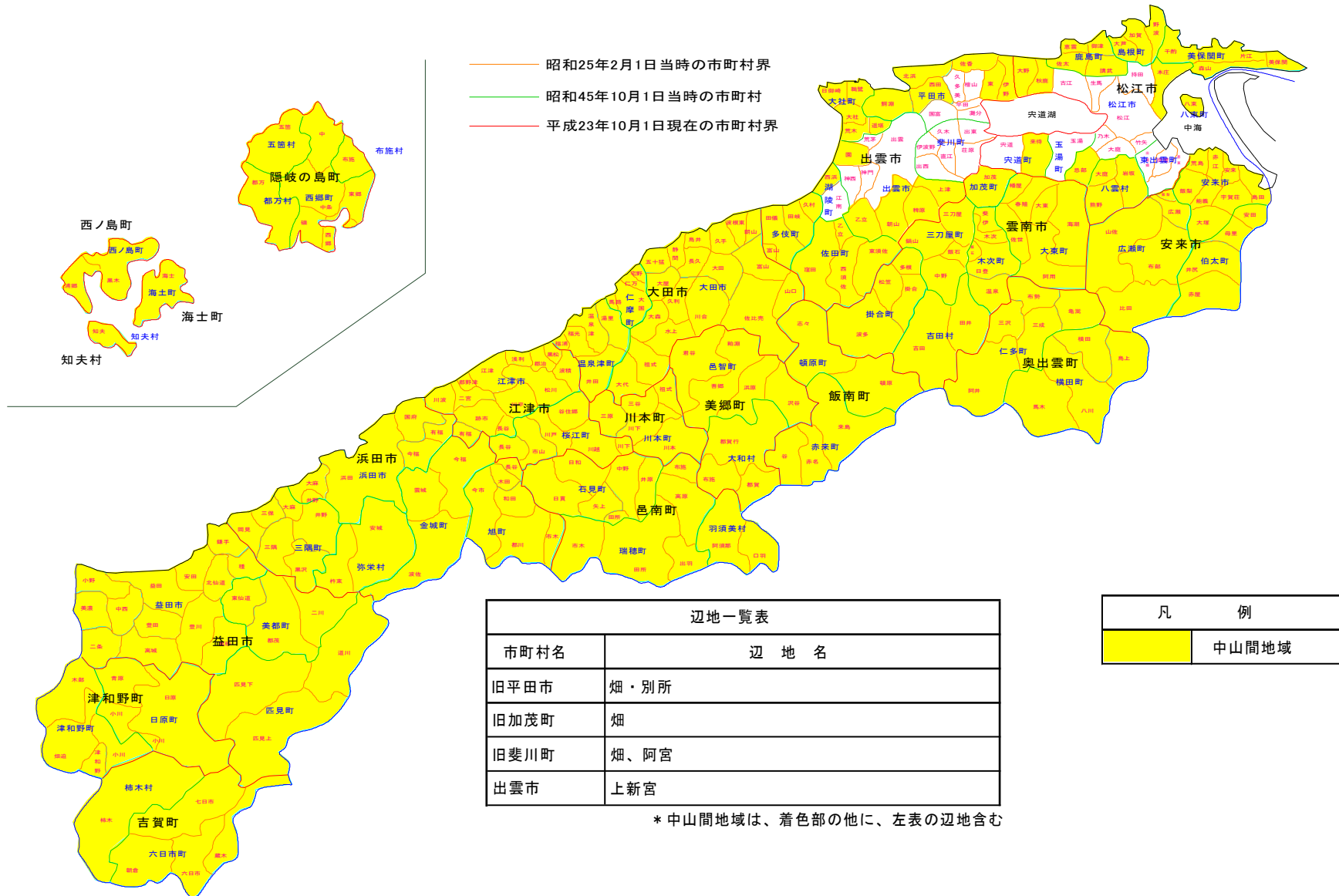
【地域指定区分図】一過疎地域、半島振興地域、離島振興地域



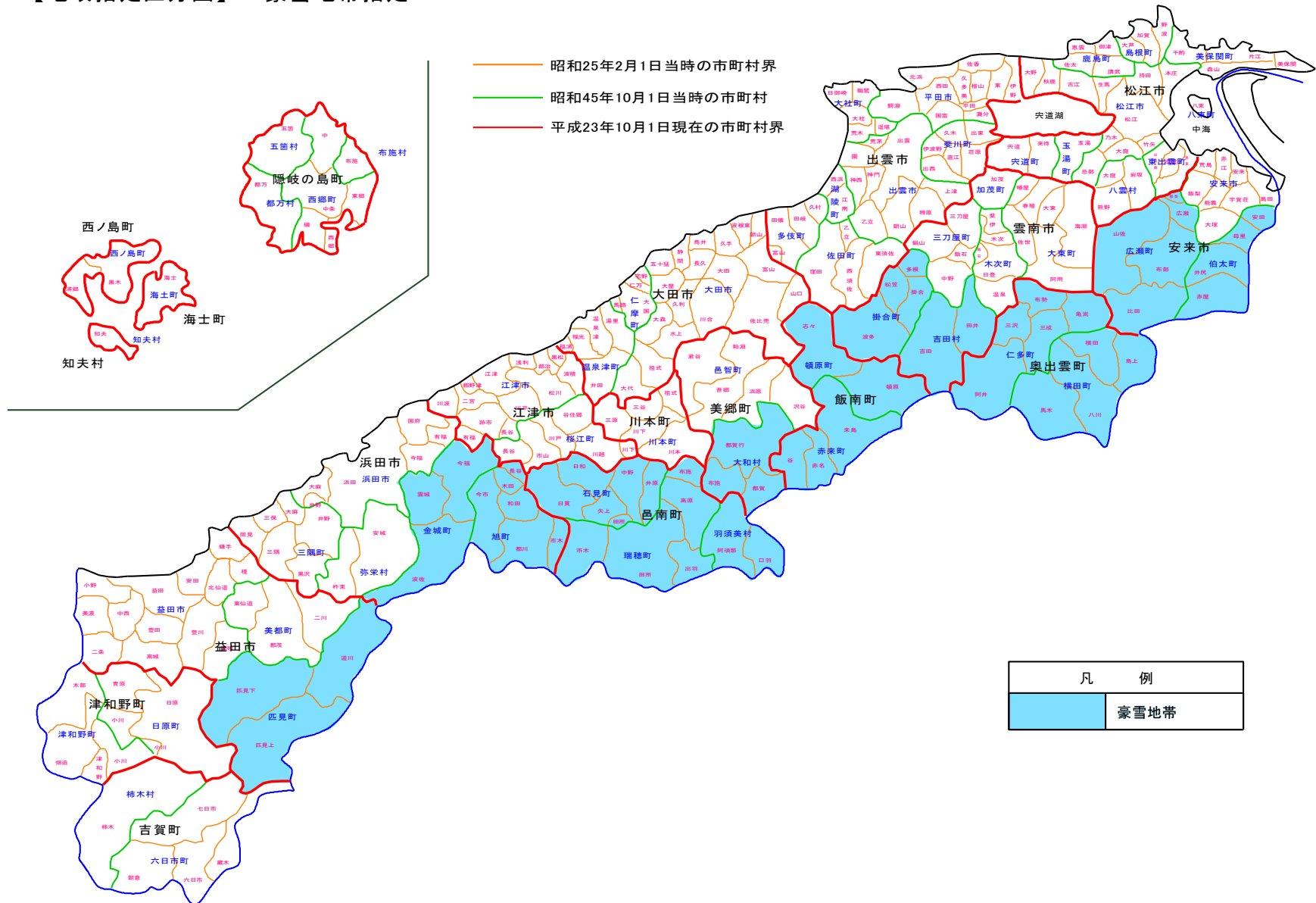
【地域指定区分図】－振興山村地域、特定農山村地域



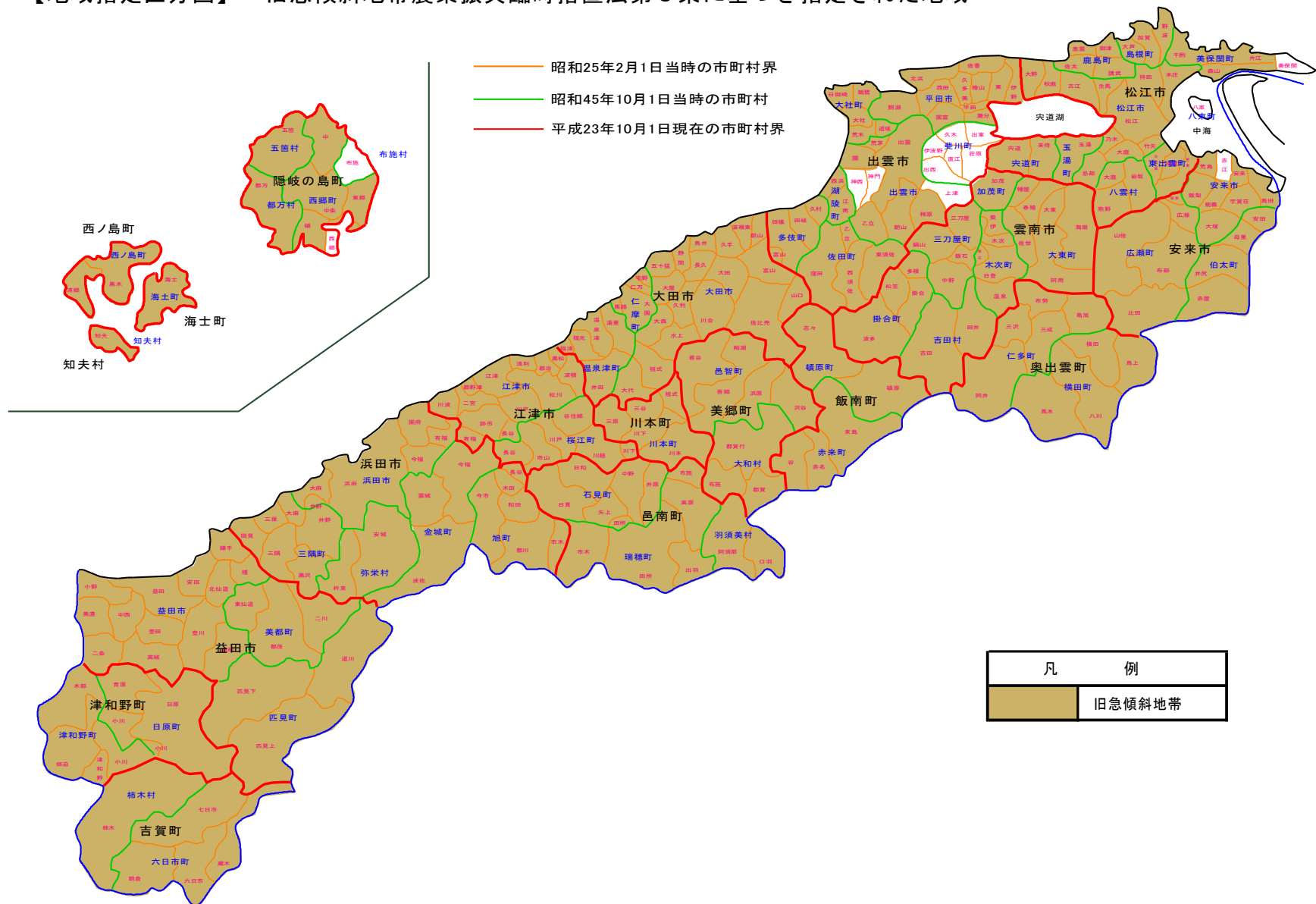
【地域指定区分図】一島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域



【地域指定区分図】－豪雪地帯指定



【地域指定区分図】 一旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法第3条に基づき指定された地域



【地域指定区分図】－指定棚田地域

